

人文社会論叢

社会科学篇 第15号

弘前大学人文学部
2006

目 次

【論 文】

EU東方拡大期における大手自動車多国籍企業の中・東欧戦略	細 矢 浩 志	1
---------------------------------------	---------	---

【研究ノート】

ドイツ国法学における「統治」概念 - その現代国家における復興問題を視野に入れつつ（その一）	堀 内 健 志	19
--	---------	----

北東北の民間企業と地域共同研究センターについて	綿 引 宣 道	39
----------------------------------	---------	----

研究活動報告		57
-----------------	--	----

EU東方拡大期における 大手自動車多国籍企業の中・東欧戦略

細 矢 浩 志

はじめに

2004年にEU加盟を果たした中・東欧諸国が中国に次いで成長が期待される新興市場として世界の注目を集めるなか、グローバルな業界再編の渦中にある大手自動車メーカーは、新たな収益機会の拡大を目指しこぞって中・東欧(Central Eastern Europe, 以下CEEと略記)進出に乗り出している。自動車多国籍企業によるCEE戦略の活発化は、これまで欧州で展開されてきた地域間生産分業体制の再編を迫るなど、欧州全体の自動車生産システムを激しく揺さぶっている。

本稿は、EU東方拡大期¹⁾における主要自動車多国籍企業グループのCEE戦略について検討することを課題とする。CEE自動車産業の再編は、東西冷戦崩壊後の欧州情勢の変化、とりわけCEE諸国の市場経済体制への移行とそれともなうEU加盟交渉の本格化などに深く結びついている。この点に鑑み、本稿では、はじめにEU東方拡大の経緯やEU・CEE間の経済関係緊密化の実態について簡単に素描し、1990年代CEE諸国の自動車産業・市場の基本的な特徴を確認する。次にCEE自動車産業の担い手として現地に進出した大手自動車メーカーの事業展開動向をとりあげ、その進出動向や拠点配置状況、製造・販売動向などを概括したのちに、CEE戦略の基本的な性格について検討を加える。以上の分析をふまえ、最後に今後の動向について一定の展望を与えることとする。

・EU東方拡大と中・東欧自動車産業の構造的特徴²⁾

1. EU東方拡大と中・東欧の市場経済化

冷戦崩壊後の1990年代に進展したCEE諸国の体制転換 = 市場経済化のプロセスは、同時にCEEのEU加盟交渉が本格化するプロセスであった。CEE諸国は「欧州協定」の締結をつうじて将来的

1) 本稿ではCEE諸国が市場経済体制への移行に乗り出す時期からEU加盟を実現する時期までを「EU東方拡大期」と規定し、同時期を分析対象としている。2005年以降の事態については必要に応じて取り上げるにとどめている。

2) EU東方拡大の経緯とCEE自動車産業の展開動向については、前稿で詳細な分析を加えている。拙稿[30]参照。

なEU加盟を前提にした「準加盟国」として扱われ、EUとの経済的な結びつきを強化していった³⁾。

市場経済体制への移行 = EU加盟交渉の進展にともなって、CEE諸国の経済構造は著しい変貌を遂げる。90年代CEE諸国の経済発展の牽引力は外国からの資金移転である。とりわけFDI(海外直接投資)は、CEE諸国の「市場経済」化 = コメコン体制の解体において決定的な役割を果たした。外資の進出はCEE諸国産業構造に大きな変化をもたらした。とくに「中欧」Central Europe諸国では、製造業部門への投資比率が相対的に高く、FDIは工業生産の発展を牽引した。

対CEE直接投資の主要な担い手はEU既加盟国である。CEE向けFDI全体の6割はEUから流入した。また、CEE諸国のFDI受入額全体の8 - 9割をポーランド、チェコ、ハンガリーの三国で占め、投資先は「中欧」に集中した。

FDIの浸透を反映してCEE貿易構造も劇的に変化した。CEE諸国の輸出を牽引したのは外資系企業である。中欧三国における製造業輸出に占める外資系企業シェアは90年代に飛躍的に高まった。また、2002年CEE貿易のEU依存度は、輸出で約70%、輸入で60%を記録するなど、コメコン体制に組み込まれていた旧来の貿易構造は抜本的に改められ、対EU貿易比率を決定的に高めていった。こうしてCEE諸国は、「コペンハーゲン基準」の設定を機に進展したCEE諸国の法律・社会制度上のEU基準との整合作業や、欧州協定にもとづく対EU関税引き下げ・撤廃の進展によるEU-CEE諸国間貿易の興隆をつうじて、EUとの社会・経済関係を決定的に強めていった。EUからのFDIはCEE諸国の工業発展を牽引すると同時にインフラ整備や産業集積の進展に貢献した。90年代CEE諸国の体制転換 = EU加盟交渉進展のプロセスは、CEE諸国の事実上のEU市場圏化のプロセスであった。

2. 中・東欧自動車産業の構造再編

90年代CEE経済・産業構造の転換プロセスにおける上述の特徴をもっとも典型的に示しているのが、自動車産業部門の動向である。90年代のEU-CEE10⁴⁾間貿易における最大の取引項目は輸出入ともに自動車であり、貿易全体のなかで自動車品目は約1割を占めている(輸入で11.3%、輸出12.0%)。93~98年にかけてEUの対CEE10自動車輸入は38.4%増加し、対前年(97年)比では57.5%と上位取引品目中最大の伸び率であった⁵⁾。貿易の増大著しいのは中欧5ヶ国(ポーランド、チェコ、ハンガリー、スロバキア、スロベニア)とトルコであり、これら6ヶ国がEUとの自動車貿易関係を深めている。EU側の主要な担い手は国内に有力アセンブラーを抱えるドイツ、フランス、イタリア(EU3)である。

3) 冷戦崩壊以降のEUとCEE諸国との経済関係については、長部重康「EUと中・東欧諸国」(田中他[25])参照。

4) CEE10とは、ブルガリア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニアの中・東欧10ヶ国を指す。

5) ALLEN [1], p.5.

こうしたEU-CEE諸国間の緊密な貿易関係は、EU3有力自動車メーカーによるFDIが浸透した結果である。新規加盟国における優秀な技能を持つ勤勉かつ低賃金の労働者の存在、少ないストライキなど雇用・労働面のメリット、産業集積・ロジスティクス上のメリット、受入国の投資優遇策、潜在的な市場成長力などの魅力に加え、自動車関連企業の一定の集積をもたらした社会主義時代の自動車製造の経験も外資の進出を促した。EU拡大期にEU3有力自動車メーカーはこぞってCEE投資を推し進め、製造拠点の構築に邁進した。

EU-CEE諸国間の自動車貿易動向は、対EU部品輸入・完成車輸出という貿易パターンのもとで、CEE自動車産業部門が90年代後半にかけて自動車生産分業拠点として重要な役割を担うようになったことを意味した。

外資導入により90年代のCEE自動車産業は大きく変容する。第一に、旧国営企業はほぼ消滅し、自動車外資が生産の主役を担うようになった。第二に、商用車・トラック部門に代わって乗用車生産が製造の中心を占め、自動車産業部門は飛躍的に成長を遂げた。チェコでは、自動車産業部門が国内製造業産出高の20%、輸出の21%を占める(2002年)など、基幹産業のひとつに成長した。第三に、総じてCEE諸国(とくに中欧諸国)では輸入車販売の比率が高く乗用車輸出比率も高い。現地で製造される外国(EU)ブランドの「国産車」は、国内市場向けにはなく外国向けに生産されている実態が浮かび上がるのである。

こうした特徴は、構造転換後のCEE自動車産業がEU3をはじめとする世界の大手自動車多国籍企業による「乗用車」の「製造拠点」かつ「輸出拠点」として機能しつつあることを示している。有機的な分業関係をつうじて西欧の製造拠点と密接に結びついているCEE拠点のありようは、自動車多国籍企業の戦略によって規定されているのである。章を改め、この点に立ち入ろう。

・主要メーカーの中・東欧戦略

ここでは、主にCEE現地での製造拠点展開を切り口にして、主要メーカーのCEE戦略の特徴を探ってみたい⁶⁾。はじめに展開過程の簡単な時期区分を行ない、ついで進出企業の事業戦略の特徴について、その立地戦略を軸に据え、現地拠点での生産体制(製造モデル等)や販売モデル等にかんする商品戦略を補足する形で分析を進める。最近の動向を中心にまとめる。

1. 時期区分

(1) 1990年代初: 先発組による現地資本の買収・系列化

自動車外資によるCEE進出動向には、概ね三つの波がある。それは、CEE諸国のEU加盟交渉の

6) 主要メーカーの進出先として、本稿では主にポーランド、チェコ、ハンガリーの中欧三国を取り上げる。各国の自動車産業事情については、拙稿[30]も参照。

動静とほぼ重なる。

最初の進出ラッシュは社会主義政権が相次いで崩壊し市場経済への移行を始める1990年前後である。この時期、EU3自動車メーカーを中心に、現地資本(旧国営企業)・パートナーの買収もしくは合併という形(ブラウンフィールド投資)でCEE進出に乗り出している。

新たな拠点形成に動いた企業には、ドイツ・フォルクスワーゲン(VW)、欧州GM、フランス・ルノーがある。なかでも精力的に拠点構築に取り組んだのがVWグループであった。同グループは隣国チェコ、スロバキア(93年分離独立)、ポーランド、ハンガリーに相次いで進出を果たしている。欧州GMは1990年にハンガリー(Opel Hungary)、ポーランド(GM Poland)に拠点を設けている。ルノーは1989年にスロベニア現地で操業を開始した。アジア勢ではスズキ、大宇が拠点作りに着手した。日系企業として初めて東欧での組立事業を本格化したスズキが、ハンガリーで現地企業と合併を設立(マジャール・スズキ Magyar Suzuki)するのは1993年である。

社会主義時代よりライセンス生産契約の締結等をつうじてポーランドと関係を持っていたイタリア・フィアット・アウト(以下フィアット)は、既存拠点の強化・育成に乗り出した。フィアットは1992年にポーランド現地企業FSMを完全買収し社名をFAP(Fiat Auto Poland)と改めた。

(2) EU加盟交渉の本格化する1997 - 98年:先発組の再編と新規参入の動き

次の進出ラッシュは90年代後半である。欧州協定等をつうじてCEE諸国とEUとの経済関係が緊密化し、「EU東方拡大」が具体的な政治日程にのぼり始める時期に相当する。国営企業の買収が一巡するこの時期に見られる動きは、先発組の事業再編と後発組の新たな戦略始動である。

先発組の事業展開には明暗が現れる。順調に拠点構築を推進し業容拡大に成果を見せるのはVWである。ポーランドでは新たにエンジン事業を立ち上げ、欧州各地の完成車製造拠点への供給体制の整備に着手している。また、グループ企業シュコダは生産を飛躍的に拡大しチェコ国内で販売シェアトップを占める有数のメーカーに成長した。その一方で、欧州GMは早くもCEE拠点の再編に乗り出している。ハンガリーでは完成車組立事業を中止し、2000年には操業間もないGM・Poland(Vectra製造)を閉鎖した。欧州GMのCEEにおける完成車製造事業は、ポーランドのOpel・Polskaに集約しつつある。

後発組の代表は日・仏メーカーである。出遅れ気味であったルノーはCEE現地販売網の整備に着手すると同時に、ルーマニアではダチアDaciaの買収に動き、トルコの輸出拠点化にも乗り出した。また日本メーカーの参入も相次いだ。いずれ、トヨタはポーランドでエンジン事業を立ち上げた。

(3) EU加盟承認2002年以降:新規参入本格化と競争の激化

加盟交渉がまとまりEU東方拡大に実現のメドが立つ2002年前後に新たな動きが現れた。もっとも注目されるのは、フランス・PSA(プジョー・シトロエングループ)である。これまでCEEに生産拠点を持たなかったPSAは、チェコでトヨタと合併を立ち上げ、スロバキアに単独進出する計画

を打ち出したからである。同様に、新規参入組としては韓国・現代グループの動きがある。グループ企業・起亜はスロバキアに欧州で初めての完成車工場(能力30万台)を建設することを2004年に表明した。

PSAと共同完成車事業に取り組むことを決めたトヨタは、ポーランドでのパワートレイン事業(エンジン、トランスミッション等駆動系部品生産、以下PT事業と略記)の能力増強に乗り出している。GMグループでは、2000年に提携したフィアットとの協力構想が具体化しPT事業で両社の合併が実現した。

東方拡大が実現した現在、CEE拠点での能力増強が相次ぎ、さらにはトルコで自動車生産事業が急拡大を見せる⁷⁾など、拡大EUにおける自動車産業をめぐる競争はますます激しくなっている。

こうした流れをふまえ、以下CEE進出で特徴ある動きを見せた自動車メーカーを取り上げ、その戦略展開について検討する⁸⁾。

2. VW

VWグループは、傘下にVW、アウディ Audi、シュコダ、セアトSEATの4つの企業ブランドを抱えるヨーロッパを代表する自動車多国籍企業グループである。同グループは、90年代後半にピエヒ体制のもとで量的拡張戦略(東欧、中国、南米の新興市場での事業拡大、世界販売目標600万台)を積極的に推進したが、2002年にピシェッツ・リーダー新社長に交代して以降は、生産の効率化や高収益化といった体質強化へと戦略をシフトしつつある。現在、グループ全体の経営戦略は、二大ブランド体制集約、マルチブランド・フルライン戦略などを軸に推進されている。商品モデル戦略としては、プラットフォーム(PF)の集約、モジュール化をつうじてコスト削減、効率化追求の姿勢を鮮明にすると同時に、各ブランドポジションを明確にしつつそれぞれが製品ラインを拡充している。たとえば従来「大衆車」ブランドのイメージであったVWは、高級車フェートン Phaeton やSUVのトゥアレグ Touareg 等を投入している⁹⁾。

シュコダの系列化やスロバキア進出(現地メーカーBAZの買収)など、CEE進出当初に現地製造拠点を積極的に活用することによって比較的スムーズに事業展開を軌道に乗せたVWグループは、近年、CEE展開を加速している。VWのCEE戦略で注目したいのは、シュコダ・ブランド強化、生産分業体制の構築、サプライヤーパーク設置の三点である。

7) トルコは1996年にEUと関税同盟を締結し、EUとの経済関係を強めている。2000年代以降、以前から現地に拠点を構えていた欧州フォード(1959年操業)、フィアット(1971年)、ルノー(1971年)に加えて、94年に進出したトヨタが事業拡大に取り組んでおり、欧州市場向け自動車輸出拠点として変貌を遂げつつある。FOURIN [14] No.204(2002年8月)等を参照。大手自動車メーカーのCEE戦略展開におけるトルコの位置づけについては今後の検討課題とする。

8) 本節でとりあげた各メーカーのCEE戦略については、主にFOURIN [10] [12] [13] [14]を参照した。

9) VWグループの世界戦略についてはFOURIN [10]を参照。

(1) シュコダ強化

チェコのシュコダは、VWが資本参加した1991年以降、生産を倍増しCEEを代表するトップブランドに成長した(91年19万台 2003年44万台)。シュコダ・ブランドは、チェコ国内市場では過半数シェアを占め、CEE市場全体でもリーダー的地位にある¹⁰⁾。同社はまた、上流階層向けに高級車Superbを投入するなど製品ラインナップの拡張に動いている。現在シュコダは、小型車(Fabia)をはじめ中型車(Octavia)、高級車を揃えるフルレンジメーカーへの道に踏み出そうとしている。

(2) 生産分業体制の構築

第二に、スロバキアへの完成車工場建設やポーランドでのPT系部品製造拠点の設置などにより、CEE市場開拓と同時にCEE拠点のEU市場向け輸出拠点化を積極的に推し進めている。とくに注目されるのは既存の西欧拠点を含む欧州各生産拠点の役割を明確にしようとしている点である。以下、完成車事業とPT系事業(エンジン製造事業)について詳述する。

近年の完成車組立事業展開の特徴は、製造モデルの集約と製造拠点への特化である。すなわち同グループは2002年以降、工場ごとに製造モデルの集約を大胆かつ急ピッチに進めている。たとえばポーランド工場では、シュコダ・ブランドの組立事業をチェコに移管し、その代わりに小型商用車Caddyをスペイン・セアトから移管した。一方で、スロバキアの小型乗用車モデルPoloの組立事業については2004年にスペイン・VW工場へ移管することを発表している¹¹⁾。こうした取組みにより、CEE生産拠点はそれぞれ、ポーランド=小型商用車、チェコ=中・小型乗用車、スロバキア=4WD、ハンガリー=アウディ・TTクーペ(小型スポーツ車)といった、特定モデルの製造拠点としての位置づけを鮮明に打ち出そうとしている(図1)。

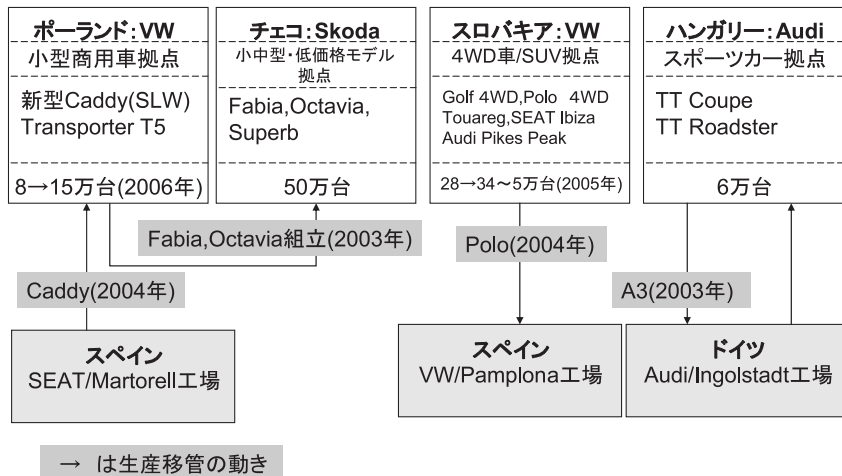
同様の動きはPT系事業においても見られる。CEE戦略で注目されるのは、小型トラックを含むグループ全ブランドに搭載するPT系部品工場の建設を推進し、欧州のみならず世界市場向けに供給する輸出拠点としてCEE拠点を活用しようとしている点である。VWグループはPT系製造拠点としてチェコ・シュコダ工場(Mlada Boleslav本社)、ハンガリー・AHM(Audi Hungaria Motors、ジュールGyor工場)、ポーランド・VW Motor Polska(1998年設立、99生産開始)の三拠点を有する。図2に見るように、各製造拠点では生産品目の集約がすすみブランドの垣根を越えた相互供給体制が構築されつつある。たとえばAHMはVWグループの一大エンジン生産拠点という性格を強めている。94年に3億マルクの投資とわずか250人の従業員でエンジン生産をスタートした同工場は、ドイツ本社工場と鉄道で結ばれ、2001年にはエンジン生産120万台、車両組立56000台、従業員4,800名という規模に成長した。ここで製造されるエンジンは世界20工場に出荷され、アウディ全

10) CEE諸国におけるシュコダ車販売は、1997年から2001年にかけてチェコで10.0万台 8.2万台(国内市場シェア47.2%, 1位)、スロバキア: 2.8 3.8(同47.7%, 1位)、ポーランド: 2.8 3.7(10.6%, 3位)、ハンガリー: 0.3 0.8(4.7%, 7位)、ルーマニア: 459台 3909台(5.4%, 4位)である。FOURIN[11]より計算。

11) JETRO [18]2002年10月。http://www.jetro.go.jp/austria/jp/info/slovakia/seikei_10_02.html

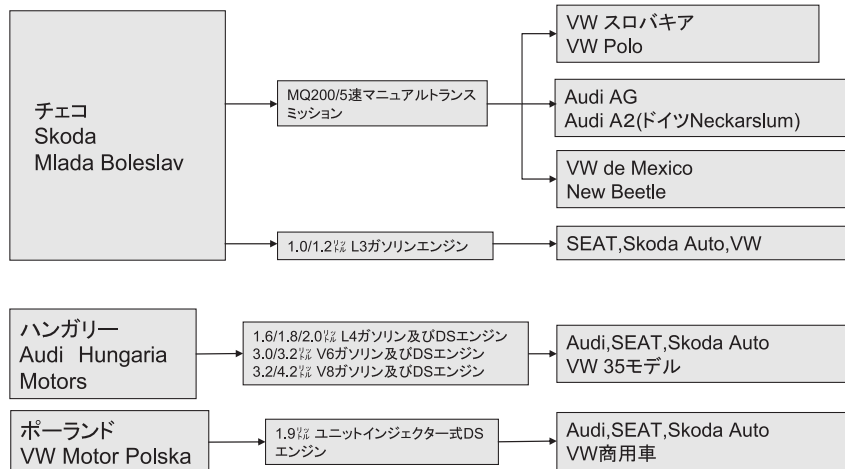
モデルの95%に搭載されている¹²⁾。これにともない、独アウディ本社・Ingolstadt工場のエンジン生産は停止した。2001年6月にはエンジンなどの製品開発を行う開発センターをジュール工場の隣に開設し開発要員の増員と部品の現地調達率引き上げを発表するなど、能力増強とともに開発機能の強化にも取り組もうとしている。

図1 VWグループ、CEEにおける主要生産拠点の分業体制と移管の動向



出所：FOURIN [14] No.225 (2004年 5月), 19頁。

図2 VWグループ、CEE 拠点からのパワートレイン供給関係



出所：FOURIN [14] No.225 (2004年 5月), 19頁。

12) 同社製エンジンの65%はアウディ, 20%はVW, 8%はSEAT, 7%はシュコダに供給された(2001年実績)。JETRO [16]2001年12月。

(3) サプライヤーパーク計画

VWは、工場現場の製造力の向上という点においても先駆的な取組みを追求している。すなわち、生産システムレベルで最新鋭の成果として注目されているモジュール生産方式の導入である¹³⁾。モジュール生産そのものは部品生産効率化の一環であるが、車両生産のJIT(ジャスト・イン・タイム)方式とリンケージすることにより製造全体の飛躍的な生産性の向上が期待されるため、複数のモジュール部品生産工場を一箇所にまとめて組立工場に隣接させる試みが生まれている。組立工場・メイン生産ラインへのモジュール化部品の効率的な提供を担うのが、サプライヤーパークである。しかしながらサプライヤーパーク方式は、部品工場を併設するのに追加的な敷地面積を要するため、都市部の工場を中心に既存拠点での導入は難しいといわれている。歴史の長い工場では雇用・労働条件等をめぐる労使間の伝統的な慣行も導入の困難さに拍車をかける理由となっている。こうした難点をクリアできると注目されるのが新設のCEE拠点である。CEE拠点でサプライヤーパークを併設している工場にはチェコ・シュコダ本社のMlada Boleslav工場がある。今後はVW スロバキア工場(Bratislava)でも建設が予定されている¹⁴⁾。

現在VWグループは、先発のメリットを活用した大胆な拠点構築を展開し、欧州全体を見据えた広範な生産分業体制の形成を着実に推進している¹⁵⁾。

(3) 欧州GMグループ(Opel, フィアット)

VW同様、欧州GMグループもまた、CEE諸国の体制移行と同時にポーランドとハンガリーでの製造拠点形成に向かったが、当初は現地市場向けの安価な小型車を欠くなど業績は伸び悩んだ。同グループは、2000年以降、CEE拠点の統廃合＝製造モデル移管・統合に取り組んでいる。Opelのハンガリー工場は99年をもって車両組立事業(Astra, Vectra)を中止しPT系部品の製造に特化した。またトルコでは、1990年に工場(Vetra生産)を設立したものの生産は伸び悩み(2001年実績2000台)、2001年には同工場を閉鎖した。ポーランドでは、GM Poland(ワルシャワ、1994年設立、Vectra生産)、Opel Polska(グリピツェ Gliwice、1998年設立、Agila, Astra生産)の二拠点を構えていたが、前者を2000年6月に閉鎖した。CEEにおける完成車工場はポーランドの一拠点(Opel Polska)に集約しOpelブランドの生産増強に乗り出している。

拠点再編に取り組むと同時に、グループ企業間の協力/補完体制を急ピッチで構築しようとしている。欧州GMは、2000年に伊フィアットと資本・業務提携したことにより、CEE事業展開において両社間の調整に迫られた。ここでは2004年未までの時期に限定して、GMグループ企業(Opel,

13) 欧州におけるモジュール生産の特徴とその導入動向について理解するには、下川・武石[21]、池田[15]が有益である。

14) FOURIN [12], 116 - 117頁。

15) VWグループの生産分業体制におけるCEE事業拠点の役割については、FOURIN [14] No.225 (2004年5月)に詳しい。

フィアット、スズキ)の協力体制について完成車組立事業とPT系事業とに分けて主な特徴を指摘する¹⁶⁾。

先に見たように、伊フィアットは比較的早い時期からポーランドで合弁事業を手がけてきたが、近年は業績の低迷に悩まされている。最大の足場であるポーランドでは生産はピーク時の37万台(1998年)から20万台(2002年)に、国内販売は17万から8.2万台(2001年)に落ち込んだ。フィアット車の販売はCEE全体(トルコを含む)でも28.6万台から12.3万台(2001年)に低迷した¹⁷⁾。こうしたなか、同社は量販モデルのポーランド集約に取り組んでいる。2002年をもってイタリア工場のPanda生産ラインを閉鎖し、2003年には新型モデルGingoの生産をポーランドに移管した¹⁸⁾。近年同社のCEE展開は、欧州事業全体の見直しの一環としてポーランド事業の強化を位置づけているのが特徴である。

かくしてGMグループ企業のCEEにおける完成車組立事業は、Opel:ポーランドに集約(1拠点)能力15万台、フィアット:ポーランド(2拠点、35万台)とトルコ(25万台)、スズキ:ハンガリー(能力拡張予定10-20万台)である。いずれも小型車モデルの量販拠点で競合するため、グループ傘下ブランド間のモデル集約と分業体制の確立が至上命題となる。スズキとの間では、国境を越えて部品の共通化や製造車種をめぐる調整などが追求されている。ポーランドOpel Polskaでのスズキ・ワゴンRベースの小型車製造(Agila)やマジャール・スズキへのポーランド製部品供給などがその成果である。こうした取組みにより一定のコスト削減効果は期待できたが、グループ傘下のフィアットがポーランドに完成車量産拠点を構え続けるなど、同一セグメントモデルの過剰な供給体制を抱えるといった課題を残していた。

だが、PT系を含む部品供給についてはGM・フィアット間の協力で一定の前進が見られた。両社の協力関係は、PT系事業と部品調達・購買事業の二分野において、共同合弁会社の設立による部品の共通化・事業の統廃合という形で結実している。PT合弁として新たに設けられたのがポーランドのGM-Fiat Powertrain社(ディーゼル・エンジン生産能力50万基)である。

ポーランドでは、同じくGMグループ傘下のいすゞが年産30万基規模のディーゼル・エンジン工場を稼働している。さらにハンガリーでは、Opel・Hungary(1991年設立)が99年に車両組立事業を中止しガソリン・エンジン製造に特化した。同工場は今後、同国工科大卒の優秀なエンジニアの確保により、エンジンをはじめトランスミッションまで手がけるPT事業の一大拠点への発展を計画している。こうした取組みによって欧州GMのPT事業は、CEE三拠点から欧州各地の完成車組立工場にエンジンを効率よく供給する体制が整いつつある(図3)。

16) GMとフィアットの提携関係は2005年2月に大幅に縮小されたため、今後の展開は流動的である。日本経済新聞2005年2月15日等を参照。

17) FOURIN [12], 225頁。

18) JETRO [17]2003年7月。

図3 GMグループのCEEにおけるPT生産拠点

メーカー	国名	現地会社名	設立	出費比率	製品	年産能力	操業開始	生産実績 (2002年)	従業員
GM / いすゞ	ポーランド	Isuzu Motors Polska Sp.a.o.o.	1997年1月	GM 60% いすゞ 40%	1.7ℓディーゼルエンジン	30万基 33万基 (2004年)	1999年	23万基	1,033人
Fiat-GM Powertrain	ハンガリー	Opel Hungary Manufacturing Ltd.	1990年7月	100%	1.4 / 1.6 / 1.8ℓ ECOTEC エンジン (Family 1)	57万基	1992年	490,400基 (2000年)	995人
					1.4 / 1.6 / 1.8ℓ エンジン向け16バルブシリンダーヘッド	46万基	1996年9月	352,564個 (1999年)	
					Future CVT	25万基	2002年	n.a.	
	大型商用車向け Allison トランスミッション	n.a.	2000年	n.a.					
ポーランド	Fiat-GM Powertrain Polska Sp.a.o.o.	2002年	100%	1.3ℓ コモンレール式直噴ディーゼルエンジン	50万基	2003年3月	n.a.	1,200人	

出所：FOURIN [13], 34頁。

EU東方拡大期に欧州GMグループは、PT事業の一体化や小型車部品の相互供給などをつうじてグループ間の協力・補完体制の再編に取り組み、完成車製造拠点＝輸出拠点を置くポーランドを足がかりにしたCEE展開を試みようとしている。

4. ルノー

ルノーは、生産車種のセグメント構成が小型車中心で西欧市場販売依存度が高く(80%台)、その世界事業展開の遅れが指摘されていたが、EUが通貨統合への取組みを本格化させる頃、そのグローバル戦略を鮮明にする。記憶に新しい日産との資本提携(1998年3月)はそのきっかけのひとつである。同社はいま、日産との提携による相乗効果(共同購買、PL共通化、部品相互供給、地域相互補完等)を追求するなかでグローバル展開を加速している。CEE展開もまた、その一環として1990年代後半から急速に本格化した。ルノーのCEE戦略について二点指摘する。

第一に、CEEでの販売体制強化である。ルノーは、90年代後半からCEE各国毎に販売子会社を相次いで設立し、新型Megane、Scenicを西欧市場と同時投入するなどルノー・ブランドの浸透に乗り出した。西欧に遜色ないサービスの提供をめざしてメカニック・サービス要員教育に力を入れるなど質の高い販売ネットワークの構築に取り組んでいる点が注目される¹⁹⁾。

第二に生産拠点構築について、ルノーがターゲットにしているのは、CEE周辺国(ルーマニア、スロベニア、トルコ)である。それは同社のこれまでのCEEでの事業展開に由来する。ルーマニアでは現地メーカー・ダチアDaciaが60年代からルノー車のライセンス生産をおこなっており、スロベニア、トルコではそれぞれ1989年、1971年から現地合弁が稼働しているからである。また、スロベニアを除いてルーマニア、トルコはEU加盟国ではないが、それぞれ1993年、1996年にEUとの

19) FOURIN [12], 192頁。

通商協定締結により大幅な関税の軽減が実現している。ルノーのCEE戦略構想は、過去の経緯と事業環境の好転に支えられたものである。

同社のCEE戦略における最重要拠点はルーマニアである。ルノーは1999年に現地企業ダチアを事実上買収し(51%出資)、2001年にはグループ企業としての位置づけを強化した(92.7%所有)²⁰⁾。そしてこのダチアで製造される小型車モデルを「東欧戦略車」と位置づけ、CEE市場の開拓を積極的に推し進めている。ルノーの東欧戦略車は販売価格5000ユーロ、ダチア・ブランドの「ロガン」として2004年9月よりルーマニアで販売されている²¹⁾。5000ユーロ・カーはロシア合弁(モスクワ市50%、ルノー50%)でも生産が予定されており、現地ブランドを核とするルノーのCEE戦略は新たな広がりを見せ始めている。

5 . PSA

これまで目立った動きを見せなかった仏PSA (Peugeot Citroën Automobile S.A.)は、近年、CEE拠点構築を急ピッチで遂行しようとしている。

周知のように、PSAは2001年にチェコでトヨタとの合弁企業TPCA (Toyota Peugeot Citroën Automobile)の設立に着手した。TPCAは年産30万台の製造能力を有するといわれ、その事業計画はきわめて野心的である(表1)。製造されるのは、エントリークラスの小型乗用車(1~1.4リットル)で、トヨタ・PSAの共同開発である。スタイリングに工夫を凝らし西欧の顧客を意識したづくりは、CEE市場開拓だけでなく西欧市場向け輸出を想定していることを物語っている。

報道によると、合弁事業において開発・設計と生産はトヨタが担当し、資材・部品の調達にはPSAが担当している。ただしスタイリングはトヨタ、プジョー、シトロエンがそれぞれ担当する。提携によりプジョーはトヨタからの生産ノウハウ(トヨタ生産方式)の獲得を、トヨタはヨーロッパ現地での効率的な部品調達を期待できるといわれている。TPCAは互いに強みを持ち寄る「戦略的提携」の典型例である。同社Colin工場は2005年2月に

表1 TPCA プロジェクト概要

生産開始年	2005	
生 産	ブランド	トヨタ/プジョー/シトロエン 各ブランド独自デザイン
	仕向地	全ヨーロッパ
	ボディタイプ	3ドア/5ドア
	エンジン	1.0ℓガソリンエンジン (トヨタ)
		1.4ℓディーゼル (プジョー)
	駆動系	マニュアルトランスミッション
マルチモードトランスミッション		
総投資額	15億ユーロ (450億CZK)	
生産能力	30万台/年	
雇 用	ピーク時約3,000人	

出所：CzechInvest, The Czech Automotive Sector
(パンフレット)

20) FOURIN [12], 198頁。

21) 同モデルは日産「マーチ」とPLを共有し、自動化よりもライン要員の作業効率の向上による低価格化を追求したモデルとして注目されている。今後は順次、中国、ロシア、中東へ拡販が予定されている。なお、次で取り上げるPSA・トヨタ合弁TPCAの小型車販売予定価格は8000ユーロといわれていた。

<http://at.nikkeibp.co.jp/premium/AT/ATNEWS/20040616/5/>

生産を開始した²²⁾。

さらに PSA は2003年にスロバキアの Trnava に7億ユーロを投じて年産30万台規模の新工場を建設すると発表した²³⁾。スロバキア工場が稼働予定の2007年には「中欧」の自動車生産中心地帯に一大 PSA 拠点が誕生することになる。

こうした PSA の動きは、その優れた生産システムで世界的に注目されたトヨタとの共同という点もさることながら、規模の大きさと立ち上げの速さで衝撃を以て迎えられている。

PSA の CEE 戦略は、 エントリーカー生産による CEE 市場開拓と西欧輸出、 相互補完によるスケールメリットの追求、 競争の激しい「中欧」への参入、 60万台能力を持つ生産拠点の一拳創出(しかもグリーンフィールド投資)、 という点で注目に値する。

6. トヨタ

現在トヨタは、「2010年グローバルビジョン」のもと「世界シェア15%目標」を掲げ、そのグローバル展開を加速している。好調な北米市場に加え、アジアでは2004年より「IMV構想」という新機軸を打ち出し一大製造拠点の構築に邁進している。事業展開の遅れていた欧州では近年、現地化が奏功し「2005年までに80万台販売」という目標を前倒しで達成した。

トヨタもまた、PSAと同様、2000年前後にCEE事業展開を活発化させている。柱の一つは、先に見たようにPSAとの合弁TPCAが置かれるチェコである。同社独自のCEE展開拠点の核は、ポーランドとトルコである。ポーランドでは矢継ぎ早に二つの製造拠点(TMMP, TMIP)を設けた。マニュアル・トランスミッション工場(TMMP)が2002年に稼働し、2005年には年産15万基規模のディーゼル・エンジン工場(TMIP)が生産を始動する。前者TMMPは2004年からチェコのTPCA向けにガソリンエンジンの供給を開始した。トヨタはポーランドを欧州のPT系部品の一大供給基地として位置づけようとしているのである(表2)。

トルコでは欧州向け完成車輸出拠点化が進んでいる。現地法人TMMT(1990年設立、94年稼働、カローラ生産)は、2002年1月から欧州向けに完成車(Verso = 欧州仕様カローラ)の輸出を開始した。トヨタは今後、現地生産を関東自工に委託するとともに、生産能力の拡張(15万台体制)と欧州20ヶ国を含む22ヶ国向けに輸出する計画を明らかにしている²⁴⁾。

同社は、CEE戦略を欧州事業展開の一環として明確に位置づけている。ポーランド製PT系部品はチェコの合弁やトルコだけでなく西欧の工場にも供給される。その一方で、イギリスからはトルコ向けにガソリンエンジンを供給するなど、東西欧州拠点間の補完的な部品供給体制を構築している

22) TPCAの計画では、ブジョー、シトロエン、トヨタがそれぞれ「107」、「C1」(併せて年間20万台)、「アイゴ Aygo」(年間10万台)として販売する予定である。 <http://techon.nikkeibp.co.jp/article/NEWS/20050301/102219/>

23) JETRO [18] 2003年1月。

24) FOURIN [14] No.204 (2002年8月)

(図4)。

ポーランドでのPT系製造拠点とトルコでのEU市場向け完成車輸出拠点の構築という自社独自のCEE展開,そしてチェコでの合併の活用,トヨタはいま,こうした複眼的・重層的な戦略展開によって欧州事業の開拓を着実に推進しているのである。

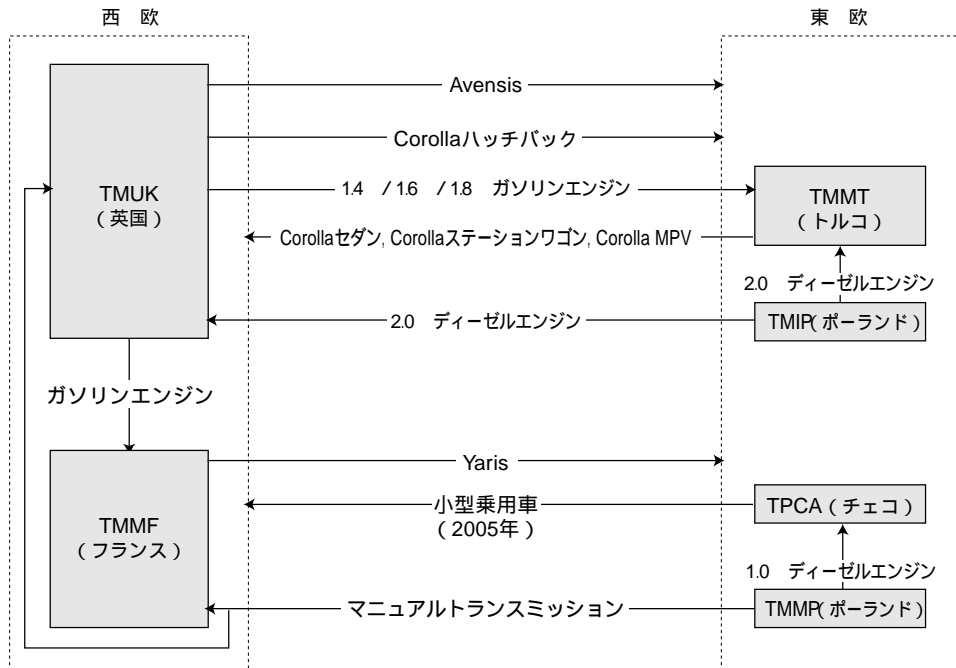
表2 トヨタ・欧州各国での事業展開(2003年時)

(1) フランス (TMMF)	2002年11月	生産能力を18万台に拡大
	2003年1月	ディーゼル・エンジンの組付け開始
	2004年4月(予定)	生産能力を21万台に拡大、その後段階的に24万台まで拡大予定
(2) 英国 (TMUK)	2003年1月	ディーゼル・エンジンの組付け開始
	2004年4月(予定)	生産能力を27万台に拡大
(3) ポーランド (TMMP)	2002年4月	マニュアル・トランスミッションの生産開始
	2004年末(予定)	TPCA 向けガソリンエンジン(年産25万基)、マニュアル・トランスミッション(年産30万基)の生産開始
(4) ポーランド (TMIP)	2005年(予定)	ディーゼル・エンジンの生産開始(年産15万基)
(5) チェコ (TPCA)	2005年(予定)	欧州向け小型乗用車の生産開始(年産30万台、うちトヨタブランド10万台)

出所:トヨタ自動車 HP

http://www.toyota.co.jp/jp/ir/reports/annual_reports/03/business/global_eu.html

図4 トヨタの欧州拠点間製品補完



出所: FOURIN [13], 37頁。

・中・東欧戦略展開の構図

限られた事例ではあるが、これら自動車メーカーのCEE戦略から浮きぼりにされるCEE展開の見取り図を簡潔に描いてみよう。

冷戦崩壊後の1990年代以降、旧社会主義圏の市場経済化とEU加盟交渉の本格化にともなって主要メーカーのCEE進出が加速した。その担い手は当初はEU3の大手メーカーであったが、EU東方拡大が具体的な政治日程にのぼり始める2000年代に入ると日・韓系企業をはじめとする後発組が参入しCEEを舞台にした拠点構築競争は本格化した。自動車多国籍企業による製造拠点構築は、CEE自動車産業の構造再編を推し進め、CEE諸国を欧州有数の自動車生産基地に変貌させた。

全ての自動車メーカーがCEEに関心を持つようになった最大の経済的理由は、CEEのEU市場圏化に求めるべきであろう。EU加盟交渉に連動して締結された欧州協定により、EUとCEE諸国との貿易・通商関係が強化されCEEの市場環境が大きく改善されたからである。CEEの市場開放は、メーカーにとって事業の効率的な拡張の可能性を秘めている。メーカー数社がトルコ、ルーマニア等を対象に現地拠点の形成・強化に向かっていることも、将来的なEU市場圏化を視野に入れた長期的な戦略として捉えることが出来るのである。

主要メーカーのCEE戦略の特徴について二点指摘しよう。第一にCEE展開のパターンとして浮かび上がる戦略の違いである。本稿では「中欧」拠点型と周辺国拠点型の二つのタイプを確認した。前者の代表はVWである。VWは、本国ドイツと隣接する「中欧」を軸にCEE各拠点の役割が非常に鮮明な生産分業体制の形成を目指している。その一方でルノーは、トルコを含むCEE周辺国（ルーマニア、スロベニア）での生産拠点構築に邁進している。こうした拠点戦略の違いは、それぞれのメーカーのCEE展開における歴史的な経緯に由来すると考えられる²⁵⁾。

第二はCEE拠点の性格に関わる。CEEをどのようなものとして位置づけるかという戦略の方向性について、90年代の展開から読みとれるキーワードは「輸出基地化」と「現地市場開拓」である。前者については、完成車にせよ部品にせよ、いかにして新設拠点を既存拠点（または新設拠点が市場）と有機的に接合したかによって明暗を分けた。迅速に拠点間連携を築いたVWは、CEE展開で優位に立つことができたのに対して、似通った現地製造拠点の構築となった欧州GMは、グループ間連携に手間取るなか従来の戦略の見直しを迫られたことが象徴的である。CEE展開で重要な視

25) CEE戦略の相違についてはTulderの議論が参考になる。TulderはCEE生産分業ネットワーク形成戦略の観点から進出メーカーを次のグループに区分している。

(1) フロントランナー：VW、欧州GM (Opel)、フィアット、ルノー

(2) フォロワー：欧州フォード、PSA

(3) ペリフェリ域に照準を合わせたメーカー：スズキ、大宇

彼の議論は欧州生産ネットワークの分析という点でも示唆に富むが、詳細な検討は別稿の課題とする。

TULDER [9]

点のひとつは、拠点間の連携，すなわちネットワーク戦略にあることが明らかになった。

「現地市場開拓」という課題について一定の成果を挙げているのは、VW(チェコ・シュコダ),ルノー(ルーマニア・ダチア),そしてPSA=トヨタ合弁(チェコ・TPCA)であるが、それ以外では目立った動きに乏しい。ポーランド現地事業で長い歴史を持つフィアットが、CEE展開競争激化のなかで業績低迷にあえぐ結果となったことは、市場の脆弱性もさることながら、進出企業の現地市場販売戦略の位置づけの弱さを物語っている。ルノー、PSA=トヨタ合弁の事例が示すように、現地市場向け車両の投入が意識的に追求されるようになるのは、比較的最近のことである。CEE現地市場開拓については今後の進展に大きな余地を残しているように思われる。進出企業にとっては、CEE展開のなかで「輸出基地化」と「現地市場開拓」という戦略課題をどのように調整するのが問われることになろう。

むすびにかえて

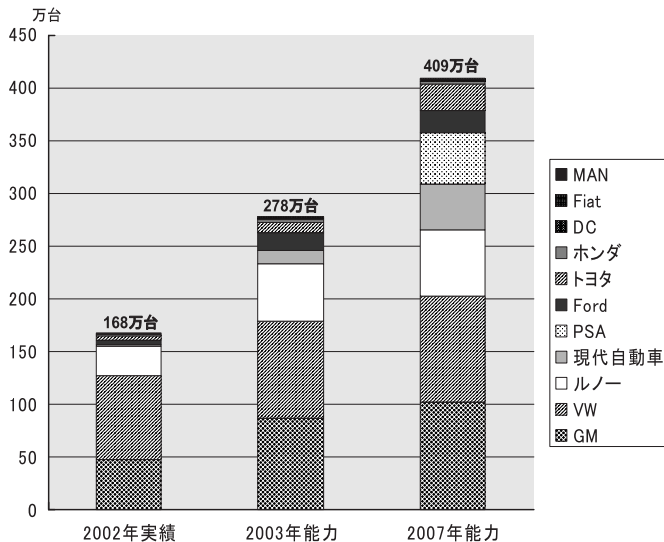
本稿ではEU東方拡大にともない活発になった大手自動車メーカーによるCEE進出動向とその戦略展開の特徴について検討してきた。今後のCEE展開動向を展望するに際して留意すべき問題点として三点を指摘してむすびとしたい。

第一は新たなCEE諸国のEU加盟である(第二次東方拡大)。EUはさらに東方への拡大に向けてルーマニア、ブルガリアのEU加盟を予定し、トルコとも加盟交渉を重ねている。今後これら地域がEUとの経済関係をますます緊密化

し、さらにその背後に控えるロシア・CIS諸国がEUに接近し新たな市場として注目されることになれば、これら地域を見据えたより広域な欧州戦略の構築を模索することがますます重要になるだろう。

第二に、CEEでの生産能力拡張は、以前より懸念されている欧州自動車メーカーの生産能力過剰問題をいっそう深刻化させる危険性を孕んでいる(図5)。主要メーカーにはグローバル戦略との摺り合わせをつうじて汎欧州拠点ネットワークを有効に機能させるための方策が求められることになろう。

図5 中・東欧7ヶ国生産能力増強計画



中・東欧7ヶ国は、ポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリー、スロベニア、トルコ、ルーマニア。

出所：FOURIN [13], 31頁より作成。

第三は西欧拠点の空洞化問題である。CEE展開が進展する一方で、西欧の既存生産拠点では移転・閉鎖・統廃合などの工場再編問題が浮上しつつある。一つの焦点は、企業立地上の国際競争力の確保に向けて雇用削減・賃金カットを含む従来の労使関係のあり方を見直す動きが現れていることである。たとえば2001年にVW・ドイツ国内工場で締結された「5000×5000協約」は、現行賃金以下での新規雇用の創出で労使双方が合意したVW社独自の賃金協約であるが、賃金設定方式もさることながら、雇用創出にあたり製造目標にかんする従業員の自己責任制や労働時間の弾力化が導入されるなど、ドイツの雇用・賃金制度を揺さぶる革新的な内容を含む新しい賃金協約モデルとして注目されている²⁶⁾。拠点閉鎖・再編にともなうさまざまな社会問題は、福祉国家型の欧州社会モデルに修正を迫る可能性を秘めているのである。

参考文献

- [1] ALLEN, Tim, "The Automotive industry and Candidate countries", *Statistics in focus; External Trade, Theme 6-1/2001*, Eurostat
- [2] ALLEN, Tim, "Specialisation of candidate countries in relation to EU", *Statistics in focus; External Trade, Theme 6-6/2001*, Eurostat
- [3] HAVAS, Attila, "Changing patterns of Inter- and Intra-Regional Division of Labour: Central Europe's Long and Winding Road", in HUMPHERY, J. [et al.], *Global Strategies and Local Realities: the auto industry in emerging markets*, Gerpisa, 2000
- [4] LAYAN, J.-B., et al., "The Dynamics of regional integration in the European car industry", in CARILLO, J. [et al.], *Cars: carriers of regionalism?*, Palgrave, New York, 2004
- [5] LUNG, Yannick, "The Changing geography of the European automobile system", *International Journal of Automotive Technology and Management*, Vol.4, No.2/3, 2004
- [6] MACNEIL, Stewart, et al., "Trends and drivers of change in the European automotive industry:(1) mapping the current situation", *International Journal of Automotive Technology and Management*, Vol.5, No.1, 2005
- [7] PAVLÍNEK, Petr, "Restructuring the Central and Eastern European Automobile Industry: Legacies, Trends, and Effects of Foreign Direct Investment", *Post-Soviet Geography and Economics*, Vol.43, No.1, 2002
- [8] PAVLÍNEK, Petr, "Transformation of the Central and East European passenger car industry: selective peripheral integration through foreign direct investment", *Environment and Planning A*, Vol.34, 2002
- [9] TULDER, Rob van, "Peripheral regionalism: The Consequences of integrating Central and Eastern Europe in the European automobile space", in CARILLO, J. [et al.], *Cars: carriers of regionalism?*, Palgrave, New York, 2004

26) 「フォルクスワーゲンとIGメタル」『5000×5000』協約モデルで合意」『海外労働時報』[海外リポート・ドイツ, 2001年12月] No.343, 2001年12月 (http://www.jil.go.jp/jil/kaigaitopic/2001_12/germanyP01.html), 竹内治彦[23]を参照。

- [10] FOURIN 『欧州自動車産業2000』(株)FOURIN, 2000年
- [11] FOURIN 『世界自動車統計白書2002』(株)FOURIN, 2002年
- [12] FOURIN 『欧州自動車産業2003/2004』(株)FOURIN, 2003年
- [13] FOURIN 『ロシア・東欧自動車産業』(株)FOURIN, 2004年
- [14] FOURIN 『海外自動車調査月報』(株)FOURIN, 各号
- [15] 池田正孝「欧州におけるモジュール化の新しい動き」『豊橋創造大学紀要』第8号, 2004年
- [16] JETRO 「政治・経済日誌／ハンガリー」
- [17] JETRO 「政治・経済日誌／ポーランド」
- [18] JETRO 「政治・経済日誌／スロバキア」
- [19] 日本貿易振興会海外調査部欧州課「大幅に拡大した欧州地域への直接投資～2000年の投資動向～」
『JETRO ユーロトレンド』2002 .3
- [20] (社)ロシア東欧貿易会 『中欧諸国の機械産業の現状とビジネスチャンス』2004年3月
- [21] 下川浩一・武石彰「21世紀を迎えた欧州自動車産業の新動向調査」『経営志林』第38巻第3号, 2001年10月
- [22] ソ連東欧貿易会 『ソ連・東欧諸国の自動車産業』, 1988年
- [23] 竹内治彦「ドイツ - 協約賃金と5000×5000協約 - 」『海外労働時報』No.320, 2002年2月
- [24] 田中素香「EU・欧州協定」浦田秀次郎編 『FTA ガイドブック』日本貿易振興会, 2002年
- [25] 田中素香・長部重康・久保広正・岩田健治 『現代ヨーロッパ経済』有斐閣, 2001年
- [26] 田中信世「深まる EU の中欧諸国との経済統合」長部重康・田中友義編 『統合ヨーロッパの焦点』日本貿易振興会, 1998年
- [27] 同「東欧経済改革と外資の役割」『ITI 季報 (季刊 国際貿易と投資)』Autumn 2001 / No.45
- [28] 「中欧の自動車産業 (チェコ・ハンガリー)」『JETRO ユーロトレンド』2002 .7
- [29] 「中欧の自動車産業 (ポーランド)」『JETRO ユーロトレンド』2002 .9
- [30] 拙稿「EU 東方拡大と中・東欧自動車産業の展開動向」『人文社会論叢 (社会科学篇)』弘前大学, 第13号, 2005年

【研究ノート】

ドイツ国法学における「統治」概念 - その現代国家における復興問題を視野に入れつつ（その一）

堀内 健志

第一節 序説

1 はじめに ここに「統治」とは、ドイツ語の *Regierung* の訳語である。この言葉がなに故に問題となるのか、あらかじめ少しく述べておこう。

そもそも、この問題はドイツ君主制時に形成された国家指揮権というような意味を有する「統治」作用が民主主義的権力分立体制のもとでなお維持しうるのか、というところに還元されよう。

そして、この問題に対しては、それへの一つの回答として、民主制下ではもはや「統治」のような概念は維持されえない。今日、ドイツ及びわが国においても行政府は「法律の執行」を任務とするにすぎないと言う。権力分立の原理は、立法・執行・司法の三権のみに区分されていて、国家作用はこの機能を通じて実現されることを前提としている。そのために、三つの国家機関が設置される。

もう一つの回答は、国家が十全な機能を果たすためには、民主制のもとにおいても「統治」作用をもつ行政府のダイナミックな活動が必要であるとする。「執行権」といわれるものも単に「法律の執行」に限られるものではなく、国家的政策形成・指揮を含むという。¹

ここで、やや議論が噛み合っていないと見られるのは、第一の立場が「統治」作用の不必要を強調する際に、組織的意味での「統治」機関を批判することになっていることである。第二説は、機能的意味での「統治」の存在を主張するが、これがさらに独立のある機関に帰属されることまでは要求しない。

2 「統治」概念は、ドイツ絶対君主制のもと、すべての国家権力を君主が掌握していたという意味で用いられた。この「統治」のなかには、従って立法、警察、外交、司法などすべて含まれていた。ここから、立憲主義が芽生えるにつれて立法にシュテンデが共同するようになる。その後、国王のもとに「統治」が立法・司法とともに並列する形も見られる。さらには、もっと進んだモデルとしては国王と国民代議とが対置され狭義での「統治」(及び司法、執行等とともに)と立法との対置に対応関係を形成する。が、これらにおいてはいずれも「統治」が国王の権限として国家の中心的位置を占めたことには変わりがない。

ドイツでは、ヴァイマル共和制になっても、国法学は一部の学説を除けば(純粋法学や民主制的構成を打ち出す一部の学説の他)、多くは伝統的な「統治」概念を維持し、理論化することにな

る。前の時期のG.イェリネクはじめ、特にR.スメントを祖とする一連の学説は「政治的なもの」の権力分立原理への導入を強調したのである。

戦後のドイツ基本法のもと、このような学説を実定憲法上採用したという明確な根拠は見当らない。従って、W.フロチャーはここから、もはや「統治」概念は不要であると結論づけた。が、戦後の学説には、なお伝統学説を継承し、又は新しい立場をとる論者においても、「執行権」は単純な「法律執行」に限られないとするものが多い。

ここで、従って提起される問題は、かかる民主制のもと「統治」要素を含む「執行権」の是非ということになる。君主の存在を予定しての議論がここで問題でないこと改めて言うまでもない。現代民主制において、国政の中心が「議会」から「統治」を行なう「行政府」へ移ったといわれる。この現状をふまえてどのような機関にどのような権限配分がなされるべきかが問われているのである。

3この問題に対する答え方として、二つ考えられる。一つは、「統治」をめぐる比較憲法史的な多様性の中から、例えばフランスの *gouvernement* が用いられた時代こそ今日のシチュエーションが参考すべきものとする立場が考えられる。二は、国家の本来のあるべき姿として「統治」を普遍的要素として措定する立場も考えられよう。

あるいはさらに方法論的視点の違いとして二つ有りえよう。一としては現実はどうであれ、民主的権力分立の理念として、やはり「執行権」は「法律の執行」の局限されるべきものと構成し、ただ、現実的な実態はそれはそれとして別次元の問題として区別する立場がありうる。これに対しては二として、そもそも、この国家機能論は、何のための議論であるかを自覚しつつ、より現実可能な立論こそ要求されているのだという立場もありうる。

4およそ、国家機能論は描こうと思えばどうにでも描けるというところがあるのであり、しかし、これでは何のための国家機能論かということになる。従って、この問題は、やはり現実機能的な立憲理論のありようがテーマでなくてはなるまい。

そうだとするならば、国家の現実態を配慮する必要がある。法体系の美学ではいけない。「法治国的要請」はもちろん立憲主義の一貫した原理である。が、これだけで「法律・行政」の関係を律しうるとは限らないだろう。この場合、行政府の活動を一部政治の世界に放り出して構成するのか、或は行政府の活動のなかの一態様として位置づけるかは、どちらであれ。²

このいずれであるかは、構成の相違はあるが、実質的には兩者そんなに疎遠なものではない。ある部分を、法ではなく、政治の世界に放り出したとしても、これも法的には「法から自由な領域」として把握しうるし、政治の世界の出来事という場合に、法的に認識されている問題も、見方を変えればそれも一つの政治現象であるにすぎないのであるから。これは、結局認識の問題となる。

5この法と政治の関係について、もう少し考えてみたい。立憲主義的憲法は、一般に二つの原

則・原則で説明されることがある。一つは、責任政治の原則。もう一つは「法による行政」の原理。近代立憲主義は、絶対君主の恣意を統制することに始まる。その初期においては君主の権力がなお強力で直接責任を負わない。そこでここでは、大臣に責任を取ってもらうパターンとして大臣共同責任制が確立する。その後、行政府の存立を議会の意思に依存せしめるべく議院内閣制が確立する。君主・行政府も議会解散権を持つが、行政府は議会に対して責任を負う体制である。これらは、責任政治の原則として説明されるものである。が、こうした原則のいわば恒常的体制の現れとして行政府を「法律」に従わせ、この違反については司法による権利救済を行なう体制を確立する。これが「法による行政」の原理であり、権力分立をなによりも一つの法規範創設・適用段階構造として理解しようとするものである。³

さて、ここで重要なことは第一原則と第二原理との関係である。第二原理である「法（法律）による行政」の原理においては、行政が発する命令という法規範が法律という法規範に適合しなくてはならないという要請がある。具体的には、伝統的行政法学にいわゆる法律の法規（権利）創造力、法律の留保、法律の優位といった原理がそれにあたる。いずれも上位法規範の制約づけを受けた下位法規範のあり方、一般的授權関係が問題となる。そして、ここに「統治」の要素を組み込んだ場合、それは行政の裁量領域の問題としてその広さが吟味されることになる。固有の行政領域といえども法治国的要請に従わなくてはならないのである。ただ、現実機能性という観点から不可能なことは要求できないだろうが。次に、第一原則である責任政治の原則の視点からこれを見ると、この第二原理も行政に対する一つの重要な政治責任の追求の意味を含有していること否定できない。しかし、この「法律による行政」に第一原則は限定されるものではない。行政府の政治責任は、議会における大臣への質問や政府の政策への批判、そして不信任決議などを通じて多様に追求されるのである。議院内閣制はまさしくこのための政治責任追求の制度である。その責任内容は、単に法律違反に限られない。政策上の不当など一切を含み得る。ここで直接法規範の創設・適用と言えない行為についても責任を問い得る。従って、明白に第二原理に当てはまらないような行政府の行為についての責任追求は、むしろこの第一原則で行なうことが便宜かもしれないのである。「統治」作用をこの場合、むりやりに「法律による行政」の原理のなかに押し込まなくても、政治責任追求は政治責任の原則でカバーすればよいということになる。また、「法律執行」を限りなくあいまいなまでに拡大することも不要である。ただ、これは法と政治の認識方法の違いといってよいものであり、どちらで構成するかはその論者の選択の問題に帰するのではないかと考えられる。

6 最近のわが国の学説のなかに、いましがた述べたごとき問題に言及しているものが見られ、注目される。

高橋和之教授は、現代政治の把握には法の支配の下に秩序維持を課題として構成される法制定と法執行の「決定・執行」図式のほかに政策プログラムの達成を目標とする「統治・コントロール」図式があり得、この二つの図式の関係につき、次のように説明されている。

「...現代政治の把握は『統治 - コントロール』図式によりなされなければならない。しかし、このことは、『決定 - 執行』図式あるいは『法制定 - 法執行』図式を無用化するわけではない。現代国家においても法の支配は維持すべきものとすれば、この図式を捨て去るわけにはいかない。ここに、憲法思想上、法の領域と政治の領域の分化の必要が生じるのである。法の支配は、政治を法に従わせる原理である。法の支配を実現するためには、政治領域の活動は、法の言語へと翻訳され、法の論理の中に捕捉されねばならない。統治の諸活動は、常に法形式をまとって展開されねばならないのである。目標に向かって展開される目的・手段の行動体系は、常に法的な要件・効果の体系に翻訳され、そのことを通じて法の支配が可能となる。立法・行政・司法（法制定・法執行・法裁定）の分立は、まさに法の支配の制度化のために必要とされた区別であり、法の領域に属する。議院内閣制は政治の領域に設定されたメカニズムであり、内閣（与党）が統治を、国会（野党）がコントロールを担当するのである。」⁴

そして、この翻訳ということについては、

「目的・手段の系列と要件・効果の系列は思考方法を異にし、翻訳が困難な場合が生じる」と言われる。⁵

また、石川健治教授は、「統治行為」論との関連で、次のように言われる。

「これらは、講学上『司法権の限界』として扱われる論点であるが、より大きな文脈において捉えれば、『政治』を『法』の論理で包み込もうとする、法治主義さらには立憲主義のプロジェクトにとっての、限界問題にほかならない。」

「執政権論が、再度公法学の領野に還ってきたのは、まさにこうした『統治行為』論を契機にしている。翻訳という営為が介在しているために見えにくくはなっているが、『統治行為』のカテゴリーを承認するか否かは、法治主義によって封印されていた執政権というカテゴリーを承認するか否か、と同義である。」⁶

さらに、「執行権」との関連で、次のように言う。

「日本の公法学は、executive power をめぐる言説空間を、『法律による行政』でくまなく埋め尽くす一方で、『政治』はそこから見事に放逐した。これは、...第二帝政期ドイツの行政法学を受容した結果であり、その後のドイツでの進展にもかかわらず、日本では大切に保存されてきた考え方である。」

「現行憲法六五条の『行政権』という表現が、そのことを集中的に表現している。内閣に属するとされる『行政権』はその英訳が示すように、executive power としての位置価値を有している。それは、執行権という名の『国政に関する権限』（現行憲法四条、英訳では powers related to government）にほかならない。それにもかかわらず、それがあたかも『法律による行政』の領分であるかの如き表現で語られる。これは、戦前からの翻訳伝統を踏まえたものであった。」⁷

「曖昧な行政権の名の下に、実質的な国家指導に携わってきた官僚機構への懐疑は、強まる一方であって、『政府』概念が躍動する、中央省庁等改革基本法の文言は、きわめて象徴的である。」⁸

ここで「統治」を「法」でもって「翻訳する」という言い方がなされている点で、両教授共に共

通している。そして、この「翻訳」が「統治」を完全に封印し切れるかどうかは、明確ではないが、その実態存在は否定できないということであろう。

このことを、どのように理解すべきであろうか。「統治」作用を徹底して法的に、つまり法規範学的に意味づけようとするならば、例えば「政策の立案・決定」もそれが「法律案の作成」という立法過程の一齣という意味を持つにすぎないだろう。それは、従って「立法」をする議会の決定に服する。仮に、ここに「法律・行政」間に競合的所管が認められて、法律が存しない場合に行政の決定が先行し、後に法律が異なる内容であれば、その法律の優位に服するということは、無いわけではないにしても、それは緊急事態とかの例外的な場合を想定した時に限られるであろう。

逆に、このような問題を「法」でもって翻訳できない「政治決断」だと構成するならば、ここに「法」と「政治」との二元的構成が行なわれることになる。両者は、しかし、実態は異なるものではない。説明の仕方、要するに方法論的な違いがあるのみである。

但し、それにもかかわらず憲法(学)史上は、フランスにおける「統治」概念史に見られたごとく、いずれの構成を採るかは、往々にして時々の政治状況に大いに左右されたものであったこと別の箇所で見たとおりである。

また、「統治」を「法」でもって完全に「翻訳」できるのかということについては、例えば戦争行為や外交作用を「法律執行」という概念に収めることの是非を考えた場合、H.ケルゼンの純粋法学ではこれも法行為として意味づけされ得るとしても、一般的な感覚としてはかなり無理があるのではないか思われるのである。かかる意味において、完全な「翻訳」ということには、それは何のための議論であるかということが問われてくるだろう。

7 民主制との関連 最後に、本稿が扱う「統治」概念の問題は、究極的に現代民主制における統治構造、とくに権力分立をどのような仕組みとして捉えるかということにかかってくる。その際には、この権力分立がある一部の利益を国民意思のそれにするための単なる利用装置に過ぎないのか、或いは国家が積極的にその意思形成に主体的に関わっていくのかという国家任務の理解の仕方に大いに関連するものとなるであろう。「統治」を行政府が担うというのはまさにその後者の発想から生じてくるものと考えられる。

第二節 ドイツ絶対君主制時における「統治」概念

1 「統治 (Regierung)」概念の成立 - ドイツ出自の「統治」概念

a 今日、公法学上一般に用いられる「統治」という言葉の出自は、端的に言えばドイツにあるとあって大過ないであろう。Regierungは時に「政権」「政府」という組織的な用法もあるが、より本源的に機能的概念としてまず成立するのである。

13世紀末期にラテン語の *regere* 及び古フランス語の *reger* から中高ドイツ語の *règieren* の語、

荘厳な物書き言葉が形成された。これは、政府の全体的指揮の術策を示すために国王及び都市の官房 Kanzleien で用いられたものである。

さらに15世紀には、実体的なもの、Regierung 及びラテン語の regimentum から導出された Regiment が加わった。

そして、フリードリヒ 世は1442年 8月14日フランクフルトのラント講和令で Regiment を用い、マクシミリアンは1495年 8月7日いわゆる永久平和宣言で Regierung を用いたが、両者は同義に用いられている。国家の全体指揮、それ故に支配活動を示していた。⁹

b 組織的概念としての Regierung この語は、やがて組織的概念をも獲得した。機能と機能支担者（トレーガー）とは用語上もはや区別されず、統治権 Regierung を行使するものが統治者 Regierung である。

この発展は、とくに1500年 7月2日、1521年 5月26日のいわゆる統治令 Regiments ordnung で明らかに見られる。カイザー（マクシミリアン 世）がライヒシュテンデにより設けられた統治 Regierung 委員会である Reichsregiment に同意した。21人から構成され。長はカイザーであるこの団体は、ライヒスタークが開かれない時に、統治事務 Regierungsgeschäfte を行なうべきものであった。1500年の統治令は今日周知の Reichsregiment でもってではなく Reichs-Raht について述べたものであった。ただ、この49, 50条では Raht と Regiment の同置が行なわれていた。また、これと並んで、ここで Regierung と Regiment は機能的意味で用いられていた。そして、Reichs-Raht の概念は文書用語では後退し、Regiment の語がその位置を占めた。1500年 9月10日のアウグスブルクのライヒ決定で明らかに Reichsrat を以後 Regiment と呼ぶべきことが決定的となった。これでもってまた、この団体の統治機能も強調されたのであった。

カール 世治下の第二次 Reichsregiment は全く Regiment でもって示された。1519年 7月3日の選挙降伏条約 Wahlkapitulation においてそうである。この確約を1521年 5月26日の統治令でもって認めたのである。それにより、ライヒでカールの不在中カイザーの代理を含む22名から成る統治団体がドイツにおいて設置されたのである。場所はニュールンベルクになった。

しかし、Reichsregiment の組織的 Regierung 概念は例外に留まった。たいていは国家全体指揮、支配活動を示した。¹⁰

2 17 - 8 世紀絶対主義時代における Regierung 概念

a ライヒ、ラント法における概念形成 ここでも機能的、組織的 Regierung 概念の二つの線が描かれる。

ドイツでは、カイザーのそれと並んでとくにランデスヘルの Regierung がますます全面に出てくる。この後者による主権国家が形成されるのである。内・外的に最高支配権を有する。これが絶対国家の発生の前提となる。

そして、この包括的支配権が洗練されて国家・社会の福祉に倫理的な sittlich 基準により拘束さ

れて啓蒙絶対主義になる。ここでは、法的理解での行政 Verwaltung が認められる（Johann Heinrich Zedler の説明）。ここに、かの Regierung、Regiment とフランス流の Gouvernement との近似性と並んで、すでにマクシミリアン時代にあった Regierung と Verwaltung の同置も有効であったことが注目に値する。

なお、包括的国家権力の個別的な区分は立憲主義的国家学の産物である。ちなみに、司法はのちに独立し Regierung から区分されたが、ここではなお Regierung の主要任務であった。¹¹

また、機能的 Regierung と並んで組織的 Regierung もあった。Regierung をもつものは Regierung であった。そして、ここでランデスフルストのみならずその補助者も含まれたのである。¹²統治団体を形成し、官庁制度 behördliche Institutionen へもたらされた。1661年11月14日のプロイセン公国の憲法草案はこの発展を示しているという。

b 学問における Regierung の概念規定 18世紀にいたり国法学の文献上 Regierung が問題とされるようになる。

論者としては、メクレンブルクの近衛兵 Christoph Georg Jargow、18世紀半ば以降最も重要な国法学者とされる Johann Jacob Moser、ドイツの最初の国家学体系家の一人でこの期としては異例の西欧民主主義の立憲的三権分立へ至っていて驚くべき現代国家観念を説いた Johann Heinrich Gottlob von Justi、ゲッティンゲンの国法学者 Gottfried Achenwall、君主制原理に立ち君主を heilich und unverletzlich なものとした Johann Jacob Schmauß、イエナの教授 Johann Christian Majer、ハレの国法学者 Ernst Christian Westphal、選帝侯マインツの枢密顧問官で教授の Johann Richard Roth、当時のドイツ国法学の指導的地位を獲得し、古いライヒ国法学の代表者とされるゲッティンゲン大学法学部の Johann Stephan Pütter、自然法の土台の上で一般国家学を詳述した August Ludwig Schlözer、前二者の影響下にある Carl Friedrich Häberlin、そして Theodor Schmalz らが挙げられる。

これらの論者は、それぞれ個性があり全く同様のことを説いたわけではないが、例外的なものを除き概ね従来国王のレガーリエン Regalien から多くの国家権力の総体を機能的 Regierung のなかで捉えており、またそれらを行使する団体としての複数形の組織的 Regierungen も用いられた。前者は立法権、司法権などもなお含んだ最高権力を意味したが、他方では内部において真の Regierung と国家行政 Verwaltung を区別するものも見られた。¹³

第三節 立憲君主制時代の Regierung 概念 - 一九世紀ドイツ国法学

1 立憲主義の様々な形式 19世紀において、あらゆる国家は立憲の秩序を必要とするという見解がドイツで徹底した。一般的意味での立憲主義は、国家が成文憲法をもつこと、そして主権を制限することである。その形式は君主制、貴族制、民主制であり得る。が、ドイツでは君主制の土台の

うえに憲法体制を理解することになる。フランス革命に見られる権力分立的民主主義観念は前世紀の機能的包括的 *Regierung* 概念を破るが、ドイツの君主制原理では国家権力の全体が君主から分離されずに残るのである。*Regierung* から司法、立法、のちに単なる法律執行としての行政が別れるのは非常に後になってからである。¹⁴

2 君主制原理¹⁵ ドイツ国法にとり特別の意味をもつのは、1820年5月15日のウイーン最終議定書 *die Wiener Schlußakte* である。その Art.57 により、全国家権力を主権者は、ラントシュテンデ憲法により一定の権利行使にのみシュテンデの協働に拘束され得た。この君主制原理は、すべての民主的、権力分立的努力に対する防壁となったのである。ここで、*Regierung* は、司法も立法も含み、*vorkonstitutionell* なものであり、シュテンデの協働もこの *Regierung* の力を弱めるためではなく審議の知恵を強化するためという考え方であった。国王の宣誓は憲法と法律にしたがって *regieren* することである。¹⁶

3 ドイツ同盟期当時の国法文献

a 包括的 *vorkonstitutionell* な *Regierung* 概念の信奉者 Johann Ludwig Klüber、Johann Christian von Aretin、Romeo Maurenbrecher、Robert von Mohl、Carl von Kardenborn、Joseph Held、Carl Friedrich von Gerber らがここに入る。個々に個性が見られ、また立法、司法、行政、執行といった区別は見られるもののこれらいずれも全国家権力が君主の *Regierung* に入ることには変わりはない。*Regierung* は国家の本質的要素でありこれがない国家は魂のない体であると考えられる。¹⁷

b 制限的 *Regierung* 概念の代表者

ハイデルベルク大学正教授 Karl Salomo Zachariä は機能的 *Regierung* を立法、部分的に司法に對置した最初の国法学者であり、君主制原理を揺り動かす端緒となった。

Karl Heinrich Pölitz はその思想を受容した。彼はまた不完全ながら執行権のなかを *Regierung* と *Verwaltung* とに区分するのが見られる。

Friedrich Hegel の *Exekutive* はフランスの革命憲法の執行権と比較され得るがこれらとは異なり君主の意思に拘束され、国民主権や権力分立を断固否定する、倫理観念の現実としての国家把握である。

Friedrich Julius Stahl は立法、司法の特殊性を強調し、君主に集中された国家権力の解消を準備したが、ツァハリエとは違い全体として君主制原理のもとにあった。

Johann Caspar Bluntschli は一方で君主制原理に賛同しつつも包括的機能的 *Regierung* を支持しない。他方で民主・共和的観念、国民主権、議会統治形式には反対し、*Regierung* は純粋な法律執行に限らず法律の枠内で自由に展開されるものとする。

フライブルク大学の国家学教授 Carl von Rotteck は君主制原理を明白に放棄し明らかな権力分

立を要求した。

Friedrich Schmitt は、一方で *Regierung* を立法権、司法権から区別するが、他方では君主制原理を要求する。これを狭義での *Regierung* 行使と理解するのである。シュタール、ブルンチリを越えていった。が、君主制国家では *Regierung* が生きた中心であり、国家権力の中心であって、単なる執行活動に限られず、法律の枠内で自由に行為する。*Regierung* 権力は、憲法により立法議会に帰属していないすべての立法の権利を自らに帰属させる。この権力は法律イニシアチブを有し、可決法律を校訂し、裁可し、公布し得た。それを越えて、この権力は立法部を召集し、開会し、又は解散する権限をもった。司法は恩赦、免訴にする権利を除き *Regierung* 権力保持者から固有の司法、実質的活動は奪われていた。シュミットヘンナーは、ロテックとは異なり君主制的であり、民主制的でない。が、国家機関を三分し *Regierung* と並ぶ二つの弱いが独立の権力を置いたので *K .S .ツァハリエ* 同様に民主的国家形体への発展の理論的端緒を与えたのである。

Lorenz von Stein もシュミットヘンナーと並んで、*Regierung* 概念の最初の理論家の一人と称されるが、彼はこれをむしろ執行権でもって表現する。*Regierung* はその執行権の機関を示す形式的概念である。狭義での *Regierung* は内閣と省庁官庁とから成る。これが元首と一緒にあって広義の *Regierung* を形成する。シュタインは行政と執行権を区別し、のちの *Exekutive* 内の特別の *Regierung* 機能を基礎付けた *G .イェリネク* 学説の土台を準備したことになる。シュタインは純粋に君主国家論者であり、国王が国家の意思と行為、つまりは立法権と執行権の首長であるべきとした。

概して、ここでは立憲君主制で *Regierung* は、憲法により与えられた立法権、司法権を除き、およそ国家権力を行使する権利というふうに規定される。¹⁸

4 憲法学、現実における君主主義的偏見・拘り このような検討の結果、*W .フロチャー* の総括は以下のようである。

ドイツ同盟の時代には、絶対主義的、機能的な *Regierung* 概念は、結局本質的には変更しなかった。ドイツ立憲主義は絶対主義から議会主義へ、君主制から国民主権への経過を示す中間状態に過ぎない (*E .W .ベッケンフェルデ*)。ドイツの支配的立憲理論もラント憲法でも、国王の権利を旧君主権力の延長と見て、シュテンデの協働、裁判官の独立もその制限と捉えた。そこではまず、その国王の国家権力が *Regierung* で示された。その後立法、司法の一部を除いた君主の権利が狭義の組織的 *Regierung* を意味した。まれに、*K .S .ツァハリエ*、シュミットヘンナーにかかる君主制原理の克服の端緒が見られ、ロテックは民主的基礎を置きつつ、君主の *Regierung* 機能を国民代議の権力と対置させる唯一の論者であった。

憲法現実では、国民代議は君主の *Regierung* に対して真の抵抗部を意味せず、オーストリー、プロイセンでは19世紀半ばまでこの国民代議を持たなかった。最も有名なのは、1862 - 6年のプロイセン憲法闘争であって、ここでプロイセン憲法の構成要素でない君主制原理が主張された。司法の独立は、市民の法的争いや刑事のさして重要でない領域に妥当するに留まった。

フランス1830年憲法後の Adolphe Thier のいう *Le roi règne, mais il ne gouverne pas* はドイツでは特徴づけられなかった。国王自身が統治し、全国家権力を行使した。Regierung は、国民代議のような民主的的制度によっては行使できないものとされた（1863年、Kaltenborn）。議会制的内閣統治 *parlamentarische Ministerregierung* を採用しようとしたヘーネル Hänel へのビスマルクの対抗もこのことを意味している。

かかる19世紀ドイツ国法学の君主制的偏見（Adolf Merkl のテーゼ）は、今日の民主的基準で、別の時代の国法的関係を測り、非難することを目的としているのではないという。ただ、民主制や権力分立は、その後の発展において跡付けられる国家の土台として確証されているので、従来のドイツ国法学が君主制原理、*vorkonstitutionell* な Regierung 概念のうえに一方向的に形成されたものであることを正当に跡付けつつ、民主的国家把握の最初の端緒を追求しようとするのだという。

このようにしてみると、Carl von Rotteck が注目される。他の国法学者はウィーン最終議定書57条、ラント憲法規定に従い、民主主義思想や権力分立論は実定法に反するのみならず、政治的に誤った学説として激しく批判するロバート・フォン・モール Robert von Mohl の言葉を受け入れたが、ロテックだけは共和制派、もっと言えば民主主義者に数えられ得る。彼は1819 - 1840年までバーデン議会での自由党の人民的指導者であって、新しい観念のための先駆者として妥当した。これに対して、K. S. ツァハリエや F. シュミットヘンナーは *vorkonstitutionell* な Regierung 概念の解消、克服のために注目すべき予備工作を行なったが、むしろリベラル・保守的な立場を採ったのである。ロテックとツァハリエは、時々両者バーデン第一院にいて、一方はフライブルク大学、他方はハイデルベルク大学で、しばしば敵対者であった。¹⁹

5 1848 - 9年の革命 1849年3月28日のフランクフルトライヒ憲法は、民主的急進主義は貫徹されず、リベラル中道派の調停的見地により決せられることになった。君主は廃止さるべきではなく、拘束されるべきものとされる。

この憲法は、Regierungを機能的というよりもよりしばしば組織的に用いている。ライヒ Regierung や個々のドイツ Regierungen はカイザーやラント国王が regieren することを助ける団体を指示した。これですでに機能が述べられている。カイザーが Regierung 権力を持つのである。ライヒ憲法84条などからライヒスタークに割り当てられないすべての権利・義務は Regierung のトレーガーとしてのカイザーに帰属するとされ、Regierung は単なる執行以上のものであった。包括的な *vorkonstitutionell* な Regierung は君主制原理とともに確かに放棄された。が、フランスとは異なり、1849年ライヒ憲法における革命は決して急進的ではなく、むしろ慎重な性格を有し、Regierung は成文憲法から完全に消えることにはならず、制限の意味で保持され得たのである。²⁰

6 19世紀末近くの新たる制限的 Regierung 概念の形成

a 19世紀後半、君主制原理はドイツ国法にとり中心的意味を失った。同時に包括的機能的

Regierung は、完全に消滅した。実際、1850年1月31日の修正プロイセン憲法は全国家権力を執行権、立法権、司法権に区分し、それぞれ国王、国王と両院、国王の名で独立の裁判所へ別々の機関に割り当てた (Art. 45, 62, 86)。君主制原理を含んでいない。Regierung は組織でないかぎり、国王が行使するものを示す (Art. 54, 56, 57, 58)。他方でプロイセン国王は大臣の副署を要するが (Art. 44) 国王が regieren することを宣誓した (1852年2月6日フリードリヒ・ウイヘルム 世)。支配的学説は、権利所持と権利行使を使い分ける構成を一般ラント法 § 1-13 からもってきて、ドイツ同盟の最後までウィーン最終議定書57条のごとき君主制原理にしがみつこうとした。ここに改めてプロイセン国法学の君主主義的偏見・拘り die monarchistische Befangenheit が示される。

ただ、学説上、Ludwig von Rönne、Conrad Bornhak、Hermann Schulze にあっては、憲法に従って立法権、司法権から区分され、国王に留保された Regierung 以外にほかの役割を演じていない。また、1867年4月16日の北ドイツ連邦憲法、1871年4月16日のライヒ憲法いずれにおいても機能的 Regierung は後退していて、組織的 Regierung しか出ていない。一機関に一機能が割り当てられたので、それらにさらに上位概念が必要なくなったからである。

b) かくして、ここに文献上機能的 Regierung の用法を放棄するか、新しい意味を与えるかの可能性が存したのである。多くは前者、すなわち憲法用語に従った。さきの Hermann Schulze、そして Gerhard Anschütz も同様である。アンシュツは立法、司法をとり、その残余を行政とする立場を採った。また、ライヒ国法学的実証主義の主たる代表者 Paul Laband も、実定的ライヒ憲法に規定されない機能的 Regierung のごときをドグマティックの中心に置いてはいない。彼も主観的意味での行政について残余説に立ち、これは自由な国家元首の指揮に服するすべての国家行為の総体である。さらに、Philipp Zorn、Adolf Arndt、Anton Menger、Josef Ulbrich、Bruno Beyer もこのグループに入るといふ。

c) これらに対して、Regierung を重視する人たちもいる。これはさらに二つのグループに別れる。

第一は、上の論者等と類似している。立法、司法、行政の三機能から出発し、が、行政又は執行権を Regierung と呼ぶ。Conrad Bornhak、Friedrich Thudichum、Otto Mejer がそうである。

第二は、全く新しい方向をとるもので、Georg Meyer、Georg Jellinek に見られる。さきの第一の論者が執行権の全領域を Regierung と示していたが、今度は執行内の自由な行為の領域のみを Regierung とした。

この区別はイェリネクが国家学で行なったごとくに体系的ではなかったがすでに Ferdinand von Martitz が「北ドイツ連邦憲法についての考察」で行なっていたという。執行権は、法律執行、日常の行政、裁判権、一定の監督権を含み、Regierung 権は、法律執行に満足せず、有用なもの、必要なものの自由な衡量によってふるまうもので、国際法的交流、条約締結、官吏任用・雇用、営造物を建設し、国民の福祉のための手段を講ずることである。後者については、北ドイツ連邦憲法では連邦参議院を含め連邦首脳部の手に置かれ、連邦議会はコントロール機関にすぎないとされる。

G) マイヤーは、執行 Exekutive 領域を立法でも司法でもないものと消極的に限界づけ、これを

行政とする。さらにこの行政を執行と *Regierung* に区別して、*Regierung* を法律の枠内での自由な行為とした。

G .イエリネクは「一般国家学」のなかの膨大な章を国家機能にあてていて、機能と機関が一致しないので実質的・形式的機能を区別する。立法、司法、行政の実質的機能として、次のように規定する。まず、立法は、抽象的な、多数の事件若しくは個別の要件を規律する法規範を確立する。司法は、個別事件について、不確かな若しくは争いある法（権利）若しくは法的状態・利益を確定する。行政は、法規範により若しくはその枠内で、より詳細な研究が豊富に分類されたシステムとして認識することを教える手段を通じて、具体的課題を解決する。

この中で、行政は中心的地位を受け取るのであり、歴史的に見てこれは包括的基本的機能であり、放棄し得ないものである。それなしでは、国家はアナーキーに解消することになるとされる。行政は、さらに自由な活動と拘束された活動とが区別され、前者を実質的の意味での *Regierung* という。外交政治のほか法規定から必然的に遠ざけられている国内政治での方向を与えるすべての活動もここに入る。例えば、議会制度、大臣・官吏の任命、栄誉の付与、軍事力の措置に関する諸権限。そして、最後に、行政における自由裁量領域もここに属する。これは法規定に限定されるが、内容的に特定していないものである。他方の執行に留まるものは、拘束された活動、立法若しくは *Regierung* により命ぜられるものの執行である。

G .イエリネクは行政を三機能の中心に置き、行政のなかで *Regierung* を重視する。これがピラミッドの先端にある。それでもってこの機能的 *Regierung* 概念は、内容的により少なくなっているが、自由領域であり留まっていて、カイザーライヒでは、本質的に他の権力から独立の、とくに法律、それ故に議会により特定されない上からの国家指揮を可能としたのであり、かつての古い *vorkonstitutionell* な *Regierung* 概念の伝統のなかに保たれているのである。もっとも、議会制のもとではこの自由領域も議会により間接的にコントロールされるとされるのであるが。²¹G .イエリネクは、自覚して、法律、議会に依存する執行 *Exekutive* と並んで、独立の権力を立てようとした。これを彼自身はイギリスの国王大権 *royal prerogative* と、それ故に君主大権と等置したのである。

うへの G. Meyer、G. Jellinek と同様に、Otto Mayer、Richard Schmidt も *Regierung* の意味を強調したが、しかし、前二者が執行内に、とりわけ自由な、法規定に拘束されない区域を見たが後二者は最高指揮又は管理機能を外に取り出した。

O .マイヤーは、*Regierung* のもとに、全体の最高指揮、国家の政治的運命や国内の文化の発展のための統一的方向を与えることを捉えた。もっとも、この最高指揮活動は、確かに固有の効力を持つ国家活動の全種類に影響を与えるが、それ自身は純粹に精神的、一般的性質のものだという。それ故、直接有効な国家活動は、立法、司法、行政で完全に捉えられる。

R .シュミットは、行政と *Regierung*、立法、法コントロールを主要機能として区別する。行政はすべての国民の実質的・観念的必要の充足、安全・公共の福祉のための社会的・文化的課題の充足に役立つ。安全・公共の福祉警察、文化行政、軍事行政、財政行政、司法行政、外交事務など。

Regierung 機能は、すべての行政官庁の任命と管理。大臣を任命・罷免し、監督する。しかし、ここでシュミットの場合、イエリネクと違い行政と Regierung の区別を法コントロールの有無に結合しない。法コントロールは、司法（民・刑事）のみでなく、高権領域へも及び、勤務監督手段、行政訴訟、そして一種の国事裁判所の助けをもって、行政と Regierung の監視を担保するものであった。Regierung と並んで Regierung コントロールを要求している。

d かくて、19世紀末のドイツ国法から全国家権力を包括する Regierung 概念は消滅している。が、G .イエリネクの構成が広く学説上受け入れられることになったのである。それは結局のところ、執行内に法規定により限定されない自由領域を作り、古い vorkonstitutionell な Regierung 概念を時代に適応させた継続であることは明らかであり、絶対主義が執行のなか、もっと言えば Regierung のなかに避難したものである。^{22 23}

7 立憲君主制時における組織的 Regierung 概念の発展

まず、組織的 Regierung は、本質的にその意義内容を維持した。ドイツ同盟、北ドイツ連邦、ドイツライヒ、個々のラントの諸憲法において、またドイツ国法の全文献において、最高国家指導機関の印としての Regierung が重要な位置を占めたのである。

しかし、ここで注目すべきは、総理大臣や地方の長という最高の地位のものについてのみならず中間の国家機関次元についても Regierung は指示したことである。プロイセンの国家構造では、1723年以来存する戦争・王領部 Kriegs-und Domänenkammern が1808年の最高国家官庁の改正憲法に関する公告及び同年のプロビンツ・警察・財政官庁の改正制度のための命令を根拠として、Regierungen の新しい名を有している。

プロイセン国家は、10のプロビンツ、25の Regierung 地区に分けられた。そして、あらゆる Regierung 地区で、司法事務のために上級地方裁判所が、また一般的警察・財政事務について Regierung がつくられた。プロビンツの Regierung は、特別の任務領域に限られず、全行政に及び一般的官庁であった。かくて、この中間官庁のユニバーサルな性格は Regierung 概念の歴史的伝統に本質があるのであり、その本源的に全国家活動を包括する全国家指揮を示す機能的 Regierung 概念から導出されていることを明らかにするのである。

もちろん、プロビンツの Regierung は、もはや司法の事務には権限がなかった。1723年以来、戦争・王領部と並んで、司法部として活動していた以前の Regierung の任務はプロイセンのプロビンツ行政の新秩序により、上級地方裁判所へ移っているのである。ここで、機能的 Regierung 概念の発展へのパラレルが示されている。その経過のなかで、同様に、19世紀の後半に初めてそうであるにしても、司法が Regierung 領域から分かれたのであった。

国家行政の中間段階としての Regierung は、それがとくに1808 - 15年のプロイセンで刻印付けを見出だしたごとく、ドイツの広範な部分で、今日まで保持され留まったのである。その限りで、その中間段階の Regierung は、組織的 Regierung 概念の本質的要素を形成しているのである。²⁴

第四節 共和国における Regierung 概念

1 ヴァイマル共和国憲法における Regierung

a W.フロチャーによれば、共和制においては、もはや機能的 Regierung は存立意義を失い、組織的 Regierung のみが「政府」として維持され、そのなかで多義性を見せることになる。が、他方ではしかし、学説上はこれとは相反し、機能的 Regierung がむしろ支配的見解として維持・構築されていくのである。

まず、1918年11月9日ライヒ宰相 Prinz Max von Baden は皇帝の退位を告示した。Prinz Max 政権 Regierung での大臣、社会民主党シャイデマン Scheidemann は、ライヒスタークの壇から共和国を宣言した。これをもって、Regierung と国王の人的結合はドイツ国法から切り離されたのである。が、Regierung の放棄に至ったわけではない。1918年11月革命後ライヒ宰相に代わりライヒの指揮をとった人事委員会 Rat der Volksbeauftragten がしばしばライヒ Regierung と称された。ドイツ史上最初の民主的憲法1919年8月11日ドイツライヒ憲法は Regierung 概念を中心に据えた。ライヒ最高機関の一つは、Reichsregierung であって、これは憲法 Art.52 によればライヒ宰相とライヒ諸大臣から成っていた。けれども、これをもって組織的概念、Reichsregierung は一義的に定まったのではない。憲法の他の諸規定は、Reichsregierung でもって無条件に全内閣を示すのではなく、場合によっては所轄の担当大臣のみを示した。ライヒ裁判所は、ライヒ法律の実施のために必要な一般行政規定 - その発布のために、ライヒ憲法 Art.77 によれば、Reichsregierung が授權されているが - が、原則として時々の担当所轄ライヒ大臣のみによってであり、が、団体としてのライヒ内閣によっては作られず、署名され得ないと判示したという。この関連で、ライヒ裁判所によれば、Reichsregierung の表現は、Art.52 において、いつも確かでないという。むしろ、ライヒ憲法で、二つの意味で用いられている。つまり、一つは、全ライヒ内閣の印として（例えば、Art.52, 55, 57, 58, 65）他は、所轄のライヒの中心的官職（例えば、Art.15, 18, Abs.4u.6, 33Abs.3, 35Abs.2, 66, 68, 69, 91）の一般的印としてである。それ故に、たいていの憲法規定においては、Reichsregierung の印は、各々の担当所轄ライヒ大臣のために選ばれているという。

そして、このライヒ裁判所の見解は、国民議会の憲法委員会の議事録により確認されるものだという。個々の場合に、Reichsregierung を誰が意味しているか、自ら官職組織の手続で決することを Regierung に可能にするために、Reichsregierung 概念は全く意識的に開かれているということである。

文献上も、この Reichsregierung が多義的であって、全内閣、宰相、又は一担当大臣若しくは複数の担当大臣（宰相ぬき若しくは共同で）を理解し得る。

が、Reichsregierung のライヒ大統領への拡大は、一般用語では当たり前であるが、ライヒ憲法の国家構造とは調和しなかった。たとえ、憲法上同一の節で扱われているとしても、大統領とライヒ政府を区別している。大統領は議会の信任に依存する Regierung の部分ではなかったのである。

アンシュツが広義の Reichsregierung に大統領を入れて、大統領の機能が執行権の最高指揮としての Regierung に入るといふが、これは機能的 Regierung であつて、この憲法が知らないところのものである。新ライヒ憲法は組織的 Regierung にのみ入口を見出す。W.フロチャーによれば、国家機能としては立法、行政、司法のみであり、例えば、Art.45 - 49のライヒ大統領の諸権利や Art.56によるライヒ宰相の指針権限も機能的 Regierung をもたらすものではないといふ。また、G.イェリネク流の執行内部の自由な方向を与える国家活動としての Regierung もヴァイマル共和国の実定憲法法の承認するところではないといふ。

国法的文献の一部も、およそ Regierung 領域の問題を議論をしない。Poetzsch-Heffter、Wittmayer、Giese、Gebhard のコンメンタールや Anschütz の模範作も国家機能学を体系的研究の対象としていない。憲法規定に依存している。

けれども、自由な方向を与える国家機能としての Regierung の理論は死ななかつたのである。憲法条項の単なるコメントに限られない多くの著作で生き続けた。

例えば、ステア - ゾムロ Stier-Somlo。執行権 - Regierung は明白には用いられないが、- が、ライヒ憲法でも、新ラント諸憲法でもあまり広範に狭められている。といふのも、立法が執行をこれの自由な機能をまさに不可能にするほどに支配しているのであるからといふ。

ハチェック Julius Hatschek は、法的不拘束というよりも Regierung 活動の最高の方向づけ機能を強調し、これを三権の外の第四機能として、或いは立法でも、司法でもない行政として位置づける。

スメント Rudolf Smend は、イェリネクの執行内の特別の Regierung 領域についてさらに思考を続行した。1923年 Regierung についての最初の詳細な研究は、今日まで影響を与えているといふ。結論として、ドイツ、フランスでの自由、又は拘束の基準で構築する Regierung と行政の区別はあまりに形式的に過ぎるとし、重要な内容的基準として政治的なものの概念を見出した。スメントにおいて、全国家機能から立法、司法を除いて、そこに Regierung と行政が区別される。Regierung は政治の範囲に入る。ここでは、国家はそれ自身その本質を定め実施する。これに対して、行政は国家が他の目的に役立つ、又は一方が政治的機能に対して技術的手段をつくる部分である。政治的 Regierung はそれ故技術的行政から区別されるのである。が、W.フロチャーによれば、政治的なものの領域ははっきりしているとは言えない。しかも、実際にはスメントのこの政治的 Regierung の領域とイェリネクの法的に自由な領域はほとんど一致して、法的コントロールから除外される。このスメントの見解は彼の国家把握、いわゆる統合理論と必然的関連が存する。この理論は1928年『憲法と憲法』で展開され、国家に必要な統合ファクターとしての Regierung の意義が強調される。統合の任務を持つ Regierung が存しない三権シエマは不完全である。

かかる固有の機能としての Regierung の理論は、ドイツ国法文献で広い追隨者をもたらした。また、Otto Mayer、Fritz Fleiner は行政法教科書の後の版ですでにカイザライヒ時代に把握した形を変わらず保持した。君主制から議会制民主主義への移行が、この問題における考慮に影響を与え

なかったように見える。マイヤーにとり *Regierung* は相変わらず全体の最高指揮、国家の政治的運命、国内の文化発展のための統一的方向づけを意味した。フライナーは *Regierung* と執行を第三国家機能の二つの側面とみた。その際、執行は官庁による立法者の意思の実現、*Regierung* は機関の固有の意思の実現を示すものとみた。

Walter Jellinek は、父により体系的に基礎づけられた *Regierung* 理論を *Regieren* と *Verwalten* の区別がすでに言葉のなかに与えられていると主張した。彼は、フランス語の *administration* について、*Verwaltung* とラテン語の *minister, minus* の関連を明らかにし、そこから *Verwaltung* はむしろ奉仕する活動、より低い *minder* 種の活動を意味することを導こうと欲した。これに対して、*Walten* は *Regieren* 同様に国王の機能を示す、より貴族的な幹語 *Stammwort* であるはずだという。それによって、彼は *Regierung* を国家の先端に立つ人物の、方向を与える活動と定義し、ここには、大きな政治、つまり他国との関連、法律発布、独裁的措置、最高国家機関の関連・対立作用を数える。行政については、*Regierung* によって与えられた方針内での活動と定義した。このヴァイマル期にはさらにドイツ国法ハンドブック (HDSr) 所収の Fritz Marschall v. Bieberstein や Leo Wittmayer の論稿もスメントにつながるものである。が、ライヒ憲法 Art.56 のライヒ宰相の方針権限を *Regierung* の例として挙げるのみならず、政治的機能と技術的任務を対置するテーゼの根拠とすることには、W.フロチャーはそれは憲法テキストの認識させるところではないとする。

c リヒアルト・トーマ Richard Thoma は、行政のなかの厳格に法律に拘束された執行とより自由な活動としての機能的 *Regierung* の区別という G.イェリネクの把握を報告するが、自らはこれに従わなかった。トーマの場合、国家指揮活動としての *Regierung* は、立法、司法と対置すべきものではなく、固有の第四機能もまた執行内の特別の領域を形成するものでもない。また、*Regierung* の承認から立法、司法から自由な統治行為も生じない。トーマにあって *Regierung* は、単にある国において、どのような機関が、又はどのような機能が最高指揮を行使するかを述べることに役立つ。そして、ヴァイマルライヒ国家による議会制民主主義は、まず第一に、立法により *regieren* されることを確立するのである。²⁵かかるトーマの詳論は、*Regierung* を国家機能体系から剥がすことになった。が、W.フロチャーはこれは実効的な批判とならなず、深く立ち入った検討はウィーン学派の規範的国家学によることになるという。²⁶

d ハンス・ケルゼン Hans Kelsen にとり、国家は法秩序であり、国家権力は法秩序の妥当性と理解される。三権能、つまり立法、司法、行政は本質的に異ならない。法創設と法適用とを含む。法的機能である。行政も、法から独立の、自由な国家活動と言われるが、決して質的なものではなく、量的なものである。司法も行政も決して立法により決せられるものではなく、立法も多かれ少なかれ憲法により決せられるのであり、また自由裁量の領域をもつ。同様のことは、自由領域としての *Regierung* にも言える。G.イェリネクらのドイツ国家学に対して、法律イニシアチブ、外交権、戦争、官吏任命、恩赦、勲章授与は、これら決して特別の、法的に自由な国家権力活動でなく、法的に拘束されたケースにすぎない。たとえ、相対的に自由な裁量を意味するにしても。

ケルゼンは、Regierung 論の政治的傾向を明らかにする。行政、とくに Regierung を法的拘束から解放しようとするものであるという。さらには、行政を最重要な機能と主張するのは、ケルゼンによれば、それは立憲君主制の土台のうえで考えるからだということになる。

また、スメントの試みもケルゼンを納得させるものではない。政治的なものの概念は多くのものにとってあまりにも一般的で、無色で、それ故に何も言うものではない。あらゆる国家機能が、国家自ら、その本質を定め、実施することのなかに理解されるのだということになる。

次に、アドルフ・メルクル Adolf Merkl は、ケルゼンの線上で活躍した。立法、司法、行政のうえに最高指揮 Regierung というものは存しない。そのような超法的、法から解放された位置を望むのは政治的必要からであるとする。彼自身使用する Regierung は組織的意味で、最高の、ほかの行政機関から独立の行政機関の権限の総体である。

しかし、このケルゼン、メルクルの規範的国家学の批判は、ドイツ国法学における Regierung の展開に重大な影響を与えなかった。オーストリーに留まった。ドイツライヒ国法では、イエリネク、スメントの Regierung 観念が貫徹され得たのである。²⁷

2 ナチス国家での Regierung と Führung

1933年ヒトラー、ナチズムによる権力奪取後、従来の国家機能体制は解消に陥った。ライヒ憲法に予見された議会制民主主義に無条件の前提であったごとき権力分立も崩壊した。1933年3月24日のいわゆる授権法 das Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich は議会を実際に排除し、立法権を Reichsregierung に譲った。それでもって、立法権と執行権は一つになった。ヒンデンブルク死後、1934年8月1日国家元首法 Gesetz über das Staatsoberhaupt des Deutschen Reichs でライヒ宰相職と大統領職とを合一化させた。1934年2月14日ライヒスラト廃止法 Gesetz über die Aufhebung des Reichsrat はドイツ諸ラントの固有国家性の崩壊を意味した。

かくて、権力分立を否定したことで、立法、司法、行政はフューラー権力の単なる行為形式に過ぎなくなる。ライヒスタークは授権法を延期させるための決議をする。立法者がフューラーの意思、ドイツ国民の意思との一致を宣言するのである。

フューラーはすべての国家権力を集中させたのは、絶対主義、君主制原理のときと同様であるが、この Führung は Regierung と同じものではない。Reinhard Höhnによると、後者は絶えず国家と臣民の服従関係であるが、前者においては臣民は見える支配者と対峙するのではなく国民共同体のうえに構成されるという。ナチス国法学は、国民国家の Führung は国民運動によってもたらされるという。が、これは観念的なものである。権力分立に対抗するものであることは前憲法的 Regierung と同様である。この新しい Führung の語は、1933年7月7日の Verordnung zur Sicherung der Staatsführung に登場し法律用語となり、これまでの「Regierung と行政」に代わり、「Führung と行政」の関係が研究されることになる。

Ernst Rudolf Huber は、Führung 原理が国民国家の統一的な貫徹した憲法原理であると考え

た。Führung はすべての国家権力を自らに受け入れて、包括的、totalであり、イエリネク、スメントの Regierung とは混同されてはならない。Führung は、立法、司法、行政の法的形成様式に同程度に現れる。すべての国家機能は Führung 権力により決せられ、浸透せられている。Führung は三つのクラシックな権力と並ぶ何か特別なもの、独立のものとして存立するのではなく、すべての国家活動の上に、その間に、その中における拘束力として作用するのである。第四区分をでなく、政治的権力の統一を基礎づけるのである。このフーバーの確立からみても、スメント、イエリネクの Regierung は権力分立の克服にもならず、ましてや権力分立の民主主義の憲法構造に適合しない。これがW .フロチャーの言わんとするところである。²⁸

3 小括

a Regierung が、君主制のもと、君主の権限を言い表わすものとして成立したことは、いまや疑う余地はない。

b これが民主制のもと果たして存立し得るのか、が問題であった。

c そこでは、一方で「法的に自由な領域」が存するのかという形で、議論される。純粋法学の視点からは、そのような余地は認められない。が、問題なのは、「法律から自由な領域」如何であるから、かかる実定法体制は、作ろうと思えば出来ないわけではない。それを純粋法学も拒否し得ないはずである。

d 他方で、「政治的なもの」の領域は、特定できるのか。あらゆるものを多かれ少なかれ「政治的」意味づけで理解することも可能であるならば、何かはっきりしたメルクマールが他になければ、Regierung を他から区別できない。概して言えば、法律を前提にするか否か、つまり憲法上個別の法律が存しなくとも行動に出ることができものが、Regierung として「行政」から区別し得る特徴ではないだろうか。逆に、法律を根拠とする場合は、それが政治的意義が高いとしてもそれは「行政」であると見ることになる。Regierung に対しては、法律がすでに先占していないかぎり、法治主義の視点からではなく、議院内閣制などの政治部門の原理により責任が追求さるべきものと構成される。

e このように考えて、Regierung 領域の意味が初めて明確になり、かつその存在が現代民主制のもとで直視して議論し得ることになるろう。

4 ドイツ君主制時代の Regierung 概念研究の意義

とかく、今日の公法学は民主制のもと、君主制時代のすべての過去の憲法原理を時代遅れのもの、不適切なものと看做して、全く新しい構成を試みようとする。

だが、果たして民主制的組織原理が、君主制時のその正反対のものということが言えるのであろうか。そして、その反対とはどのようなものか。

すでに見てきたごとく、ドイツの憲法学の経過は、決してそのような正反対というものではな

かった。それはG. イェリネクの学説に典型的に示されていたのである。

その反対として提示されかけたものとして、R. トーマの「議会による統治」ということがあった。が、これは実施に移されることはなかった。

われわれは、この状況を真剣に検討すべきである。もちろん、偏見なしにである。そして、最近のわが国の学説においても、国政の中心が「議会」から「統治」を行なう「行政府」に移っていることが有力に主張されるに至っているのである。

民主制を構成する一要素である民主権原理は、すべての国家権力の行使は国民により正当づけられねばならないということの意味するが、これは「行政府」による「統治」を否定するものではない。つぎに、国民の代表者による政治という点はどうか。代表制民主主義は、確かに全国民の代表者でもって構成される議会は、国家機関のうち最高の地位を占めることを要請するであろう。が、これとて「議会の優位」をもたらしても、すべての国家権能行使が「議会」の授權を必要とするということまで要求するものではあるまい。権力分立原理がここで妥当しているのである。

民主制のもと、うえの主張に反対するものは、自ら積極的にそのあるべき統治組織原理を明確に示すべきである。そうでなければ、伝統学説への批判は、批判のための批判に終わることになる。

¹ 純粋法学の法段階説においては、立法・執行・司法はいずれも法創設でもあり法適用でもあるという。法認識論として正当なものである。が、ここでの憲法史上の「統治」をめぐる議論と次元を異にしている。他方、全国家権力を国民共同体の意思を具現する指導者の命令に還元するとき構成や憲法を政治的全体決定にみる理論においても、政府の活動は「法律の執行」に限られるとの帰結は導かれ得ない。

² 「統治」について、これを行政の外に位置付けるのがO. Mayer、なかで構成するのがG. Jellinekにみられる。

³ かかる二つの行政コントロールを分析枠組として自覚的に指摘するものに原田一明「国会による行政コントロールについて - 憲法学の視点から - 」議会政治研究56号(2000年)28頁以下がある。

⁴ 高橋和之「議院内閣制 - 国民内閣制的運用と首相公選論」ジュリスト1192号(2001年1月)173頁。

⁵ 前掲178頁。

⁶ 石川健治「政府と行政 - あるいは喪われた言説の場」法学教室245号(2001年2月)77頁。

⁷ 前掲78頁。

⁸ 前掲79頁。

⁹ W. Frotscher, *Regierung als Rechtsbegriff* 1975 S. 83. この「統治」概念は、当時支配者の裁判活動をも含むものであったことは興味深い。しかも、裁判官職はすべての公権力の源と見做され得るのである。というのも、あらゆる支配者にとり平和と法の保護が第一の任務として置かれたのであり、ここからさらにより広い非裁判的支配機能が生じたのであるから(かかる認識は故小嶋和司博士が生前語っていたところである)。Regierung, regieren (regere) Regent及びrichten, Richter - これらすべてはインドゲルマンのrechtの同類語を成す - は、この裁判権からラント高権への発展を証明するものである。このRecht, RichteramtとRegierungとの間の関連は見逃されてはならない。もっとも、統治者RegentはRichteramtやRegierungでもって力に基づく決定独占を要求したのであり、この用語の近似性がある程度実質的正義の意味におけるRechtを暗示させ得ることはなかったのである(a.a.O.S.84)。

¹⁰ a.a.O.S.86.

¹¹ a.a.O.S.91.

¹² a.a.O.S.89.このドイツ流の観念が今日まで日本の官僚制度に伝えられてきたと言える。アメリカの執行権とは異なる。

¹³ a.a.O.S.91-104.

¹⁴ a.a.O.S.105f.

¹⁵ これについては、堀内健志『ドイツ「法律」概念の研究序説』(多賀出版、1984年)123頁以下も参照されたい。

¹⁶ W. Frotscher, a.a.O.S.106-9.

¹⁷ a.a.O.S.110-116.

¹⁸ a.a.O.S.117-130.

¹⁹ a.a.O.S.130-139.

²⁰ a.a.O.S.139-141.

²¹ a.a.O.S.142-154.

²² これは、W.フロチャーの註付けであるが、この点に関するかぎり稿者の構成と異なるところがない(堀内健志「立法の法形式をめぐる諸問題の分析視角 - 思考モデルの虚像と実像」法学教室238号(2000年7月)85頁を参照されたい)。

²³ ただ、かかる構成がこのことにより民主制のもと権限配分のあり方として、直ちに正しくないというふうに断言できるかどうかは、さらに吟味を要する。現代民主制のもと国政の中心が議会から「統治」を担う行政政府へ移っていることが有力に唱えられているのである。

²⁴ a.a.O.S.154-7.このドイツ的構成は、わが国明治国家に受け入れられて、今日までの官僚制を維持してきたのであるが、アメリカ流の執行権と行政権の分離はようやく近年の行政改革で実現の方向が明らかにされている。ここには結局Regierung概念そのものの理解が両者の構成の相違に影響を与えていたということになるだろう。

²⁵ この点、例えば、わが国憲法41条前段の「国権の最高機関」とされる国会、立法についての議論との関連で、いま一度吟味してみる必要がある。もちろん、この結論に与するというのではない。

²⁶ この純粋法学の成果は実に大きい。重要なことはここから直ちにRegierungの機能が憲法上不要になったというふうに考えてはならないということであろう。法的に自由な「統治」は、「法律」から自由な「統治」とは同じではなく、ケルゼンの純粋法学は、このうち前者を否定するものであるが、実定法上後者のごとき法秩序が不可能だとするものではないからである。

²⁷ W. Frotscher, a.a.O.S.158-168.

²⁸ a.a.O.S.168-172.

【研究ノート】

北東北の民間企業と地域共同研究センターについて¹

綿 引 宣 道

問題の所在

この研究は、北東北の大学が大学発ベンチャーの創出及び、大学での研究を活かした経済発展を目的としている。

その論点の一つに北東北3県の企業の動向がある。統計資料として経済白書のような従業員規模、利益に関するデータはあるが、企業の方針や大学との関係についての調査はほとんどない。

もう一つは、地域共同研究センター（以下地共研と省略する）などのリエゾン・オフィスの管理運営である。リエゾン・オフィスに関しては、中央省庁が大学との共同研究を円滑に進めるために用意すべきとする意見が報告書等にあるが、具体的な活動そのものに関しては一切触れておらず、それに関する調査報告および研究も乏しいようだ。この点でこの調査研究は重要である。Gray and Walters eds (1998) などによりリエゾン・オフィスの運営方法の規範的研究もあるが、どうも日本への応用を考えると、彼らの研究は日本の現実と合っていない感が否めない。

現在のこの状況は、産学共同研究の「成り行き管理」ともいえるような状態である可能性がある。特に国立大では独法化以降の予算削減から、限られた資源で対応を迫られ緊急の課題であるにもかかわらずである。

その一方で、産学共同研究の結果は経済的にも文化的な発展の原動力として期待されている。大学の研究室との共同研究によって、大学で培われてきた研究が、その大学のある地域の企業によって利用され、その企業が経済的な発展を遂げ、長期的にはその地域全体の経済の発展につながるという前提で、国家及び地方自治体の産業政策が策定されてきた。

その手本となる地域および大学の研究として、シリコンバレーやアメリカの有名私立大学での研究が多くなされてきており、その一部は筑波学園都市と「けいはんな地域」²に应用されてきた。このような地域は、確かに経済的には東京ほどの発展をとげていないものも、筑波学園都市と東京は片道1時間ほどの距離にあり、一方「けいはんな地域」は遥か昔から、伝統産業や商業が発達してきた地域であり、これらを基盤に経済的な下地が既にできていたと考えることができる。技術の面で有力な大学が数多く存在する。

¹ この研究は2004年度学術国際基金の支援を受けたものである。

² 京都、大阪、奈良の京阪奈を「けいはんな」と呼んでいる。

これに対して東北地域では仙台に政令指定都市があるものの、その人口規模は他の政令指定市から比べても小さく、戦前においては目立った軍需産業があったわけでもなく、戦後工業団地の誘致などにも乗り遅れ、経済的にはきわめて貧弱な存在である。

この状態を解決する方策として、先にあげた産学共同研究が注目を浴びるようになった。だが本当に、産学共同研究が地場の企業に対して、経済的な効果を与えることは可能だろうか。現に、シリコンバレーやアメリカの有名私立大学においては、大学と地域にある企業が互いに連携を進め、急速に発展をとげる企業などが多くある。日本においても、筑波学園都市や「けいはんな」地域でも、その傾向が見られるようになりつつあるといわれる。

この点からみれば、やり方次第によっては、東北地域の経済の発展に大学の力を利用することが可能ではないかと考えられそうである。

しかし、この考えは本当に妥当だろうか。産学共同研究に向いている企業は、知識集約型企業である（Varga 1998）。しかし北東北においては、先に示したように、研究開発型企業はきわめて少なく、製造工場であっても大企業の子会社であり、有価証券報告書の連結の対象外³になっているような小さなものが多い。独自の資本であっても、それら企業の下請けやサポートする企業がわずかにある程度である。この点について、本稿では北東北にある企業の大学との関係についての意識調査を行った。

さらに、これらの地域の平均所得水準は極めて低いため、通常高額所得者となりうる知識労働者はこの地域で生活することは、大きな機会損失を出す事となり不利である。したがって、大学発ベンチャー企業を創出し、産学共同研究を商品化につなげる活動については、そのサポートを行う人材不足のためにうまくいかないことが多い。これは卵が先か鶏が先かの議論に似たところがある。

民間等との共同研究制度を利用した経験のある株式公開企業へのアンケート（綿引1998, 2000）、北東北3大学の大学研究者の共同研究に対する意識（綿引2001, 2005 a, b）がある。これらの研究によって、大手企業の共同研究に対する意識や意思決定権限者、経済的な未発達の方角にある国立大学の研究者はどのような意識を持っているのかがようやく分かり始めた段階である。

その一方で、中央省庁や県の方針として大学と地元の中小零細企業との連携を進めて、新産業創出および雇用増大を図ろうとする記述が増えてきた。1997年以降、文部省は民間等との共同研究制度の実施状況において企業名を出さなくなために、この制度を利用する企業は相変わらず大手を中心としたものなのか、あるいは中小零細企業の比率が増大しているのか不明である。少なくとも地方自治体レベルではこれら中小零細企業が大学と共同研究を行い易くするように、資金をはじめとした様々な支援策を行っている。このことを考えれば、中小零細企業との共同研究が増えていると予想できる。

さらに、大学自身の意識も大きく変わりつつある。民間企業との共同研究制度ができたばかりの頃は、大学の研究者の職務は教育と研究であり、社会とのつながりは優秀な学生を育てて社会に送

³ 重要性の原則から、その資本金や売上額の小さいものは有価証券報告書にすらならないことがある。

り出すことであった。現在ではこれらに加え、大学の研究室で行われてきた研究を社会に対して還元することが求められている。大学の研究者にとっては、ここで言うところの社会とは日本全体あるいは世界全体を指しているのに対して、大学の管理職はその大学近辺、つまりその大学が置かれている県を主な地域として考えているようだ（綿引2005b）。日経新聞をはじめとしたマスコミでも、大学がある地域と近隣の産業との関わりを取り上げ、共同研究を進めていくことが地域経済の発展につながるとしている。

このように大学がある近辺の地域の中小零細企業との共同研究が重要となりつつある。

調査の位置づけ

そこで、北東北3県にある中小零細企業および大企業の視点・事業所に対して、大学への期待などについてアンケートを行うこととした。この研究は、問題の所在で示したように経済的未発達な地域にある大学と企業との関係を探る目的で行っている。この企業と大学との関係とは次の視点で考えている。

第1に、いわゆる産学共同研究である。この視点では、工学系を始めとする自然科学の研究者による研究成果を、いかに企業で商品化するかである。産学共同という場合には、ほとんどがこの視点に立つ。

第2に、社会科学を始めとする文系学問の社会への応用である。社会科学は、本来社会を研究するものであるにもかかわらず、現実から隔離された世界で研究をしており、社会への還元がほとんど不可能なものもある。一方、人文科学であっても社会への応用が充分可能なものも存在する。これにも拘らず、いわゆる文系科目の研究者は社会への応用がほとんどなされていないことに問題がある。これは、本当に社会が望んでいないのだろうか。

第3に、大学は本来教育機関である。それにも拘らず大学に勤務する研究者は、学生への教育を念頭に入れているとは言い難い状態にある（綿引2005b）。また企業も共同研究する上で、どうしても学生の研究補助が必要であることを分かっているが、学生の採用や学生の教育につなげようとする意思が全くといっていいほど見られない。これは、大企業であるが故の問題なのか、地方の企業であれば事情が異なるのかに関するものである。

これまでの研究は、大企業との関連であったが、今回の調査では地方の中小企業を始めとする企業の現状を調べていくものである。

これまで行ってきた研究では、株式を公開している比較的大きく、かつ過去に共同研究を行った経験のある研究開発能力のある企業を対象と指摘した（綿引1999）。この一連の研究では、資金的である程度余裕があり、研究開発能力がある企業に偏っている可能性がある。すなわち、問題の所在で示したように、関東と関西の一部でしか妥当しない可能性がある。

また外国での研究、例えば Gray and Walters eds (1998) や Varga (1998) は、通勤圏にある

距離の大学と企業との関係を前提にしており、その一方で距離は共同研究に全く関係ないとする Gibson and Rogers (1994) は地方都市でも応用可能、Howells (1986) によると地方の大学は大都市と連携する傾向にあると諸説様々であるからだ。

日本の場合は、文部科学省の資料⁴によれば、大企業と都市部にある大学との関係が多く、地方の大学では大企業が多く、地元の企業との関係は極めてわずかである。これは、地方にある企業に能力が乏しいせいなのか、大学側に問題があるのか分からないという課題が残されている。しかも、その資料は96年度までのデータであるために、ここ10年間で大きく状況が変わっても、実態が分からない状態である。そこでこの点の確認目的も含め、経済的な未発達地域、今回の調査では、北東北地方にある企業で、株式を公開していない企業を対象に行った。

この調査事態は、全体像を明らかにしていく性質のものではなく、本格的調査のパイロット調査というべきもので、全くの初期段階のものである。

調査対象と方法

本研究では、北東北3県にある中小零細企業および大企業の支店・事業所に対するアンケートは、郵送調査票による手法を用いた。企業の特定に関しては、商工会議所や工業会の協力を得る予定であったが、個人情報保護法(2005年4月施行)により直接協力を得ることはできなかった。アンケート郵送するのは、この法律が施行される1カ月以上前であったが、これらの組織はその準備期間であることからためらったようである。しかし、ホームページ上に公開されている場合はその対象外であることから、そのデータを用いた。

青森県は、青森県工業会所属の137社、青森市商工会議所、十和田市商工会議所のホームページから無作為に20社の合計157社、秋田県内の企業は秋田県南工業振興会所属141社、岩手県内の企業には、社団法人岩手県工業クラブ所属61社、合計359社に送付した⁵。

2005年2月17日に発送し、回答期日を3月25日とした。この時期を選んだ理由としては、2月と8月は民間にとって、一般に最も時間的余裕がある時期であると言われているからである。実際に回答状況を見ると、ここ2週間以内に回答がほとんどであり、回答期日1週間前にはわずか3通程度の回答しかなかった。

回答数は全部で94社、回答率は26.2%であった。なお、三つの県内にある企業数とその産業分類は把握していないために、ここで行った調査の統計的有意を示すものではなく、あくまでも参考資料程度であり、今後各地域経済についての研究するためのパイロット調査の位置付けである。

⁴ 文部省学術国際局研究助成課『民間等との共同研究制度実施状況』1984-1997年

⁵ この調査対象すなわち送付先の質と量の妥当性については、母集団が分からないために参考程度の意味しかない。

回答状況

1.1 会社（事業所）の方針

自社の事業方針について、どのような経営方針をとっているのかについてである。一般に、自社にとって全く新しい分野に進出する方が、様々な情報を入手や協力関係を得る必要があると思われる。ところが、過去の研究（例えば綿引2005b）では、株式公開以上の企業は共同研究を行うとき、全く新しい分野に参入するよりも、既に持っている技術を発展させるために、大学あるいは他の外部資源を利用することが分かっている。

おそらくまったく新しい分野に進出する場合には、自社の利用可能な資源について不確定要素が多く、そのために経営資源を注ぎ込むことは企業にとって大きな賭けである。既に進出している市場あるいは技術について、ある程度の見込みが得られた段階で、投資をする方が確実であると思われる。

グラフ 1

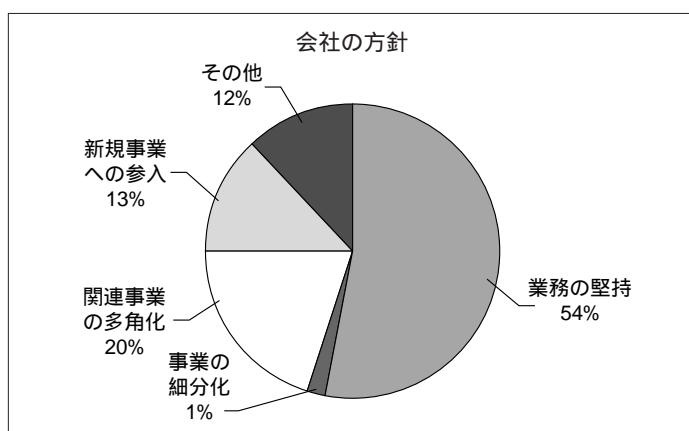


表1で再度触れるが、会社の方針に関しては、現在の業務をその継続していく方針であると回答したのが51社（54%）で、事業の細分化を進めようと考えている企業は1社（1%）、関連事業への多角化を考えているのが19社（20%）、新規事業への参入は12社（13%）であった。従来の業務堅持と事業の細分化に関しては、基本的に生産やサービスの技術あるいは機能を大幅に変更させる必要がなく、異なる点は管理技術の問題だけでありほぼ同じように扱ってもよいであろう。この2者を合わせた55%が、ほぼ変更なしと答えていると考えてよい。

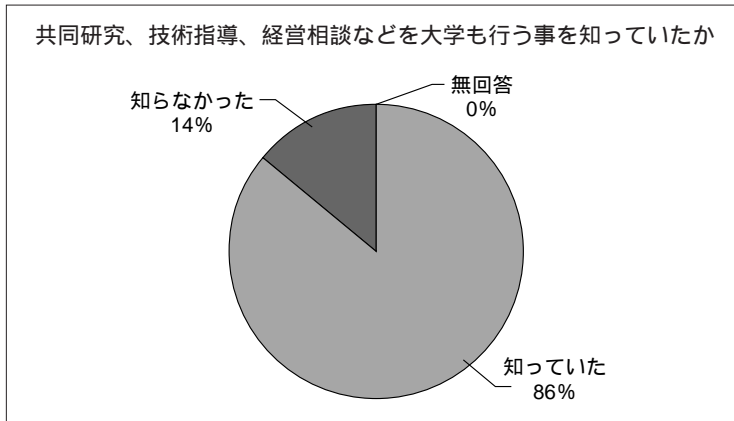
これに対して、関連事業の多角化及び新規事業の参入は、新たな管理技術の導入が必要であることと同時に生産技術についても新たな要素が加わってくる。これについては、33%が新しい管理技術と生産技術を必要としている状況にあると言える。この割合から考えてみると、新たな分野あるいは新たな市場へ出ようとする意思は決して少なくないと言えるかもしれない。尤も、この互いのアンケートに回答する企業の性質を考えると、妥当な割合であろう。

1.2 大学と企業等との協力関係

民間企業との共同研究制度が発足したのが1983年であり、2006年現在においては23年経過している。当初は、大手企業が中心であったの研究であったが、ここ4～5年の間に新聞やテレビなどのマスコミを通じて、一般人も企業と大学が協力することができることを知るようになった。

現在では地方紙でも、日常的に取り上げられる程に浸透したため、これらの業務を知らない企業は少数派であると予想された。

グラフ 2



ここでの回答では、81社（86%）が大学と企業が協力できる事実を知っており、13社（14%）のみが知らなかったと回答している。そもそも、アンケートを行った母集団が工業会あるいは商工会議所の会員でアンケートの送付先が事業主あるいは支店長クラスであることを考えてみると、これらの組織から何らかの情報受けていた可能性がある。実際に、地共研が主催する技術発表会などに、研究開発担当者はほとんど出席することなく、事業主あるいは支店長クラスのその組織でもトップクラスの責任者が、参加することが多い。

それでもなお、知らなかったと回答している企業が存在していることに注意した方が良いでしょう。

1.3 会社の方針と大学の協力のクロスパーティーション

「会社の方針」と「大学の協力」の関係について検討を行う。圧倒的に大学協力することを知っていたと回答した企業が多く、知らなかったと回答している。企業の回答は少なかつたために、北東北にある企業を推定できるものではない。

大学が協力することができることを知っていたと回答した企業について計算すると、表1のようになる。回答者数が少ないために、知らなかったと回答した事業について分析は不可能である。有意確率を求めることは無駄であると思われるが、参考資料としてみると、大学の企業に協力してくれることを知っているとは回答した企業は、全体として多角化あるいは新規参入をもくろんでいる企業が多い。

表 1

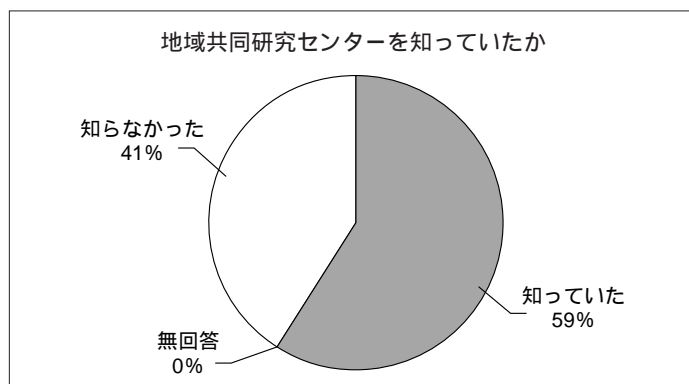
カッコ内は%	大学が協力することを			カッコ内は%
	知っていた	知らなかった	無 回 答	
業 務 の 維 持	42 (51.9)	9 (69.2)	0	51 (54.3)
事 業 の 細 分	1 (1.2)	0 (0.0)	0	1 (1.1)
多 角 化	18 (22.2)	1 (7.77)	0	19 (20.2)
新 規 参 入	11 (13.6)	1 (7.77)	0	12 (12.8)
他	9 (11.1)	2 (15.4)	0	11 (11.7)
計	81 (100)	13 (100)	0	94 (100)

全体の調査と若干であるが違う傾向が見られるようである。この結果を見ると、現在の業務内容を維持していこうとする企業よりも、何らかの変化を求めている企業の方が、情報を集めようとする努力が見られると言えるかもしれない。

2.1 地域共同研究センターが相談窓口

先の問いで、大学に協力を依頼することが可能と知っている企業が多い事が分かった。しかし、実際に知っていたとしても、行動する際の窓口となる部署を知っているかどうか重要な問題となる。と言うのも、問題の所在で示したように、知的財産本部や研究協力課という名前がついている組織があれば、一般人から見ればこれらの組織が相談窓口であると勘違いされても仕方ないであろう。

グラフ 3

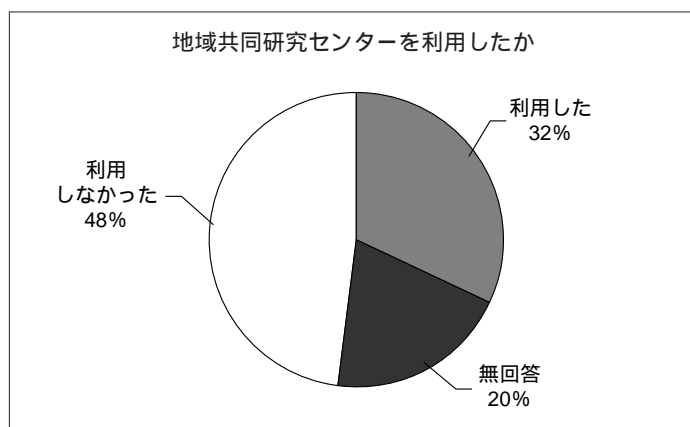


先の大学と企業が協力関係をもつことができることを知っている人数に対して、その窓口が地共研であることを知ってるのは48社（59%）で、知らなかったのは33社（41%）である。綿引（1999）の研究では、共同研究を経験した企業ですら共同研究センターの存在を知らず、その機能も理解していなかったことが明らかになっている。この研究では、株式公開以上の企業を対象に行われた調査であるが、わずか6年前までは大学に日常的に出入している企業ですらこの状態であった。その当時から比べれば、地方の中小零細企業にもその認知度は浸透していると考えられる。

2.2 利用率

では実際に共同研究センターを利用したかどうかについては、その認知度とは別な動きのようである。相談窓口として知っていたのは48社であり、共同研究センターを知っていても、その利用については大きな違いが見られる。利用したと回答したのは僅かに26社で全体の32%に過ぎなかった。利用しなかったのは、39社（48%）であり、おそらく利用したかどうか分からないと思われるのが無回答であろう。これが16社（20%）であった。というのも、地共研の催し物に何度も参加し、地共研の事務室に来ていながらその役割を把握していない企業もあるからである。

グラフ 4



共同研究センターが技術相談窓口や共同研究を行うときの最初の窓口として機能を持つことについては知らなかったが、気が付かないうちに共同研究センターを利用していただ可能性はある。と言うのも、先に述べたように近年の大学には知的財産本部や研究協力課など、外部から見た場合には、同じような部署が複数あるようにしか見えないからである。

たとえ地共研にホームページがあっても、相談窓口業務にしか過ぎない場合でも他の地方の大学で見られることであるが、「共同研究を行うことが目的」と書いてあることがある。一般人から見れば、地共研という名前は、産学共同専門の実験器具を用意した部署であると思われるまい。

詳細に関しては別稿で示すことにするが、リエゾン・オフィスに対するアンケートでは、実際には技術的な相談業務や場所の提供にとどまるにもかかわらず、主たる業務内容に共同研究行為そのものをあげているところが、実際にある。

2.3 会社の方針と大学の窓口のクロスパーテーション

次に、大学が協力する事を知っていて、さらにどこが窓口となっているのかを知っている企業についてである。先に述べたように、外部のためではない組織も実際にあるために混乱を生じさせている可能性がある。

表 2

地 共 研 が 窓 口

	知っていた	知らなかった	無 回 答	計
業 務 の 維 持	25 (52.1)	17 (53.1)	0	42 (51.9)
事 業 の 細 分	1 (2.1)	0 (0.0)	0	1 (1.2)
多 角 化	11 (22.9)	7 (21.9)	1	19 (23.5)
新 規 参 入	7 (14.6)	4 (12.5)	0	11 (13.6)
他	4 (8.3)	4 (12.5)	0	8 (9.9)
計	48 (100)	32 (100)	1 (100)	81 (100)

積極的な業務拡大を望む企業のほうが、情報収集に力を入れていると思われたが、ここでの回答からは、地共研の存在を知っているか否かに関してはあまり差が見られないようである。

2.4 地共研の業務内容と利用のクロスパーティーション

ここでの検討は、地共研そのものの認知度を上げるための活動をするべきかどうかである。1998年の調査段階では共同研究のある経験企業であっても、その存在すら知られていなかったが、地共研の努力とマスコミによる報道により、その存在が一般にも知られるようになった。しかし、その報道内容は大学の研究を利用することであり、地共研そのものが表に出てくることは少ない。本来の目的が共同研究の裏方的存在であることを考えればそれでも充分なのだが、地共研の存在を知っていることとそれを利用することはリンクしているのであろうか。利用率を高めるために、地共研そのものの宣伝を行うべきなのであろうか。

表 3

使った	使 っ た	使わなかった	無 回 答	計
知 っ て い た	23	25	0	48
無 回 答	0	1	12	13
知らなかった	3	14	16	33
計	26	40	28	94

地共研の業務内容を知っていた企業のうち、利用した企業と使わなかった企業は、ほぼ同数であった。業務内容を知らないで使った企業は僅か3社で、知らなかったので使わなかったとする企業は14社である。

大学が企業に協力することが出来ると知らなかったのが、わずか14%でしかない(グラフ2)ことをみると、工業会や商工会議所に加盟する企業に地共研の存在をアピールする必要はないのかもしれない。もっともこのような会に参加する企業としていない企業の意識の違いについて、データが乏しいため断定的なことはいえないが、積極的に勉強会などに参加する企業は自社の問題点について比較的積極的に解決するような行動をとると思われるので、これ以上積極的に地共研そのものの宣伝活動をする必要はないと思われる。

2.5 地共研の利用と大学の協力の必要性

そもそも、大学との協力関係を必要と感じているのであろうか。近年の傾向を見ると、「大学の社会的貢献」や「市民としての大学」などという言葉が先行している感がある。かなり大雑把であるが、「地共研の利用経験の有無」と「大学の協力」を必要としているかについての意識を尋ねた。

	現在協力を 得ている	今後協力が 必要	何とも いえない	協力関係は 必要ない	無回答	計
利用経験 あり	20	13	14	1	0	48
利用経験 なし	2	8	19	1	3	33
不明	1	3	9	0	0	13
計	22	21	33	2	3	94

大学との協力関係は必要ないと答えているのは、経験の有無で1社ずつであり、このアンケートに回答した企業では極めて少数派である。

地共研を利用した経験のある企業は、大学との協力関係に意識を持って参加している、あるいは問題意識を持つようになった割合が大きい。利用経験のない企業は、「今後の協力が必要」8社と「何ともいえない」19社であった。こういった企業は、具体的に何が必要なかが明確になっていないために、大学との協力関係に二の足を踏む状態である可能性がある。このような企業との共同について、無理に需要を作り出すような宣伝活動や働きかけは必要ないかも知れない。

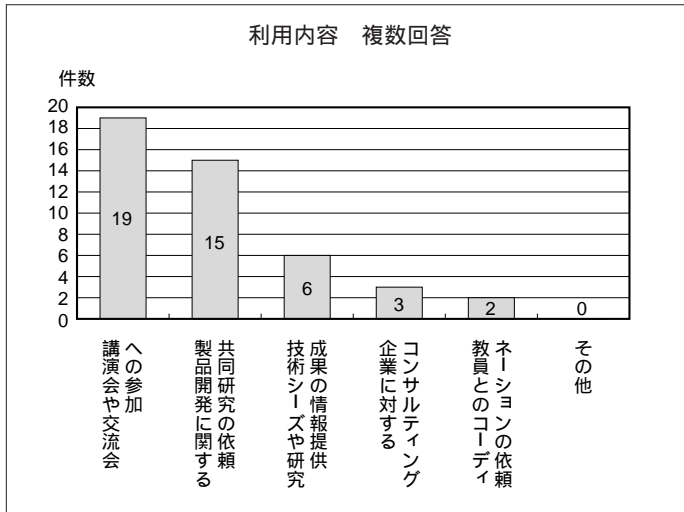
少なくとも、地共研の活動によってある程度大学の研究内容が明確になっている可能性がある。なぜならば、必要な内容が明確であれば、地共研を経由する必要はないからである。

2.6 地域共同研究センターの利用内容

地共研の業務内容は、各大学によって若干異なっている⁶。主要な業務のうち共通するものは、大学の研究の外部への紹介のため講演会や交流会を開催することである。その他にも、地共研の案内パンフレットや紙媒体による広報活動を行っているが、直接大学研究者と顔をあわせる機会を作る講演会や交流会が効果的と思われる。

⁶ これに関しては、次稿で述べることにする。

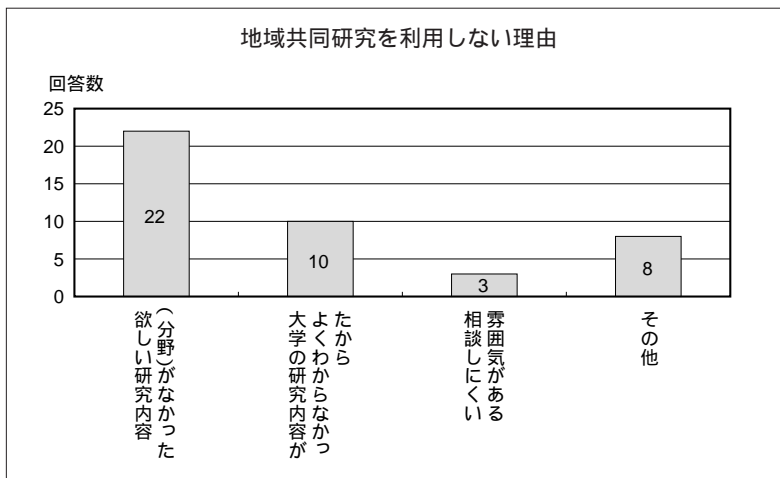
グラフ 5



その利用内容は、最も多かったのが共同研究センターで主催する講演会や交流会の参加で19社、製品開発に関する共同研究の依頼が15社、技術シーズや研究成果の情報提供を求める窓口として利用したのが6社、技術コンサルティングなど企業に対するコンサルティングとして利用したのが3社、教員とのコーディネーションの依頼をしたのが2社である。おそらく3番目の研究成果の情報提供は、共同研究センターが行っている技術相談業務であろう。

しかし、ここでも大きな問題がある。基本的に企業が考えている共同研究センターの利用は、すべて製品技術あるいは製造プロセスの技術に関する相談であり、社会科学に関する相談は企業側からのアンケートでは僅かしか見ることはできなかった。それでは、なぜ地共研を利用しなかった企業があるのだろうか。

グラフ 6



共同研究センターを利用しなかった理由については、「その大学に欲しい研究内容がなかった」とするのが22社、そもそも「大学の研究内容よく分からず相談のしようがなかった」と回答したのが10社、相談しにくい雰囲気があると回答したのが3社であった。「欲しい研究内容がなかった」と回答している企業は、前もってその大学の研究内容についてある程度を調べていることの裏返しである。しかしながら、それを理由にして共同研究センターを使わなかったのは、おそらく大学間で情報をやり取りすることがなされていないことを知っていたからであろう。

その一方で、相談しにくい雰囲気があると回答した企業はわずかしがなく、これは日々の共同研究センターの地域に対する啓蒙活動の賜物であると言えるだろう。むしろこのような企業に積極的に関わっていくことは、却って地共研の行動を阻害することになりかねない（綿引2005a）と思われる。

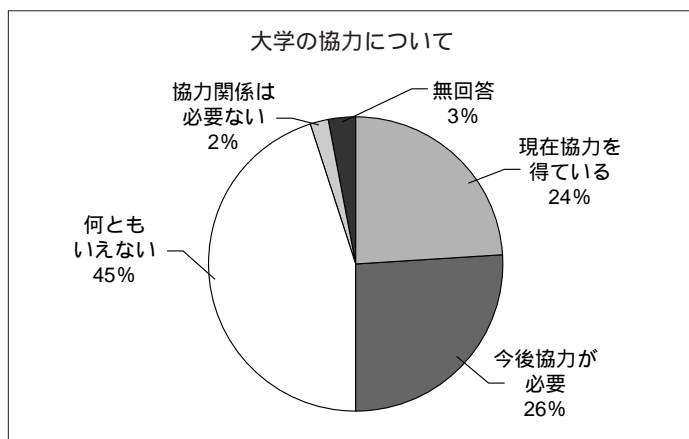
むしろ我々が注意すべき事は、大学の研究内容がよく分からなかったからと回答している企業であり、まさにこのような企業が相談する目的で作られたセンターであるにもかかわらず、それが充分生かされていないことは今後検討課題である。

2.7 大学との協力関係の必要

基本的に地共研を経由しなくても、直接的な関係を持つことにより、大学と企業が協力することは今までの研究でも明らかになっている（綿引2005b）。大学に勤務する研究者あるいは大学の研究室は、大学に帰属するというよりも彼らが研究する内容のスペシャリストであろうとする傾向が強い（村上2003、太田1998）ため、組織を通じないで行動していることが十分に考えられる（例えば Henton, Melville and Walesh 1997）。

グラフ7では、既に何らかの協力関係にある企業は23社（24%）、今後協力が必要と考えているのが24社（26%）で、全体の約半分である。必要がないとしたのは2社にとどまり、何ともいえないと回答したのは42社であった。

グラフ7



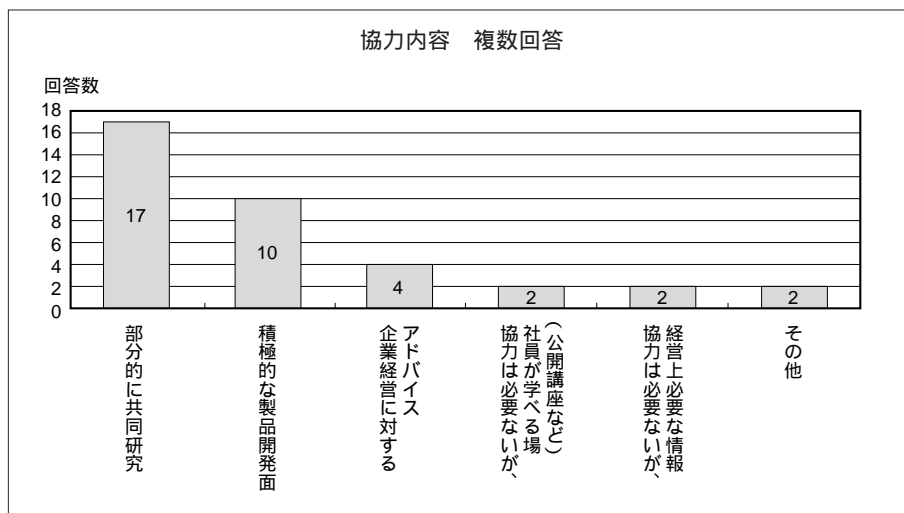
この何ともいえないというのは、企業が自社の問題を把握できて来ていないのか、あるいは大学の内容を把握できていないのか、また守秘義務やその他の法的・経営上の問題であるのかについて現段階では不明であり、この点に関して調べる必要がある。

次に重要なことは、協力の内容を把握できているかである。グラフ8では、企業が必要とする内容は、やはり研究開発に関するものが多く、わずか4社であるが経営に関するものもあった。「協力関係は必要ない」と回答した理由としては、「分野が見つからない」(2社)、「大学との協力にまわせる人材がない」(2社)というものであった。分野が見つからないと回答した企業の場合は、以前から大学の研究内容について充分調査しているものと思われる。大学の場合にしても、地元に必要な研究内容を優先して学部あるいは学科を構成するように努力しているとはいえ、全ての要望に応えることができない。

一方の人材を大学に回すことができないと回答している企業の場合は、極めて良心的であるといえるだろう。綿引(2005b)の調査では、大学研究者が共同研究を行いたくない理由として、人員が少ないことが上位に上がっている。さらに、企業から派遣されても、何もできないような人員が回されてくるのが不満である。

このことから、この二つの回答については、大学は特に対処する必要はないと考える。

グラフ8



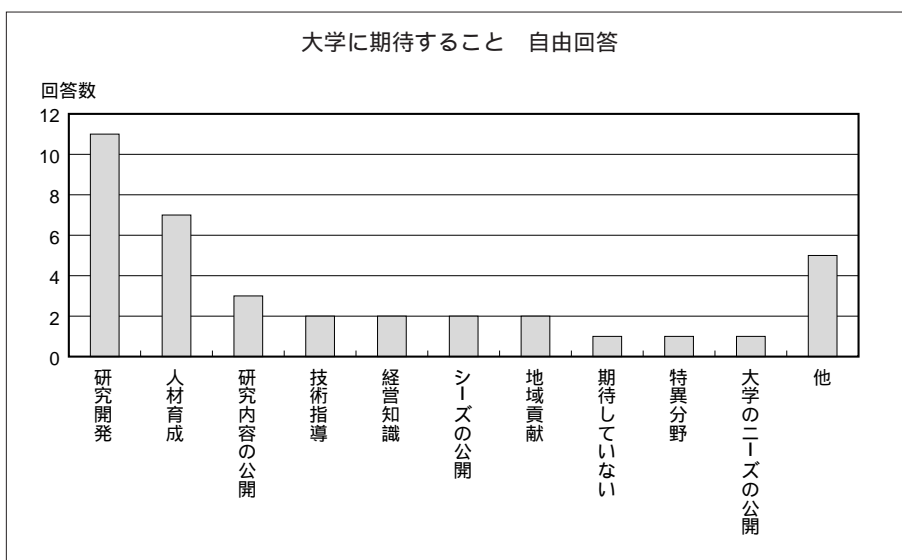
その一方で、協力は必要ないと感じているものの従業員の教育と経営関係の情報を欲しいという回答もあった。こういった内容は、一方的に大学側が従業員訓練や経営情報を提供しても、それぞれの企業の特長や経営戦略の内容によって、提供する内容が大きく異なるので、何らかの協力関係が必要であろう。

2.8 大学への期待

大学は、本来研究をしてその結果を学生に教育する場である。その点をおさえた上で産学共同があるべきだが、それにほぼ沿うような回答が得られた。ほとんどが無回答であるが、回答のうち最も多かったものが、自社で扱う商品の開発につながるような研究開発をして欲しい(10社)で、続いて人材開発(7社)である。

人材開発については、「産学共同を進めるより、学生の教育をきちんとして欲しい」という記述回答もあり、大学として本来の役割に立ち返ることを要求する内容もあった。これは大学として肝に命じなければならないことである。

グラフ9



結果として、大学研究者とエンジニアの地方における労働市場が技術転送を促進するからである (Johnson 1984:71-76, National Governors Association 1983, National Science Board 1982: 29-30, Peters and Fusfeld 1983: 93)。この現象を利用して、産業のレベル向上に使えるように、企業側からも積極的に教育に参加すべきとする意見もある(例えば Westminster Studies in Education 1981)。

それ以降の、研究内容の公開、技術指導、シーズの公開、地域貢献に関しては、既の実施しており、これらの回答を見ると、商品の開発を目的とした産学共同の一般のイメージである。そして、既の実施している内容を期待していることが分かった。

中には経営知識の支援を求める回答もあり、企業側から見て必ずしも社会科学系の知識は、役に立たないと考えている訳ではないようだ。これが、共同研究につなげるつもりがあるかどうかについてはあまり関心がないようである。

若干の検討

再度述べるが、この調査はあくまでも今後本格的に調査するためのパイロット調査の位置づけであるため、統計的に意味を持たないデータが多い。むしろ自由回答記述などの質的データの方を重視する必要がある。そこを含めた上で、今後調査をしていく上でどこに注意していくべきかを検討していく。

大学が企業に対して何らかの協力をする事ができるということについては、ほとんどの企業が知るところとなった。これは、長年の地共研や工業会あるいは商工会議所の活動および、マスコミの活動の結果であろう。

しかし、いざ企業が大学に対して相談業務を持ち掛けようとした場合、どこに話をしたらいいのかについては実際には知られていないようである。これは、相談窓口を思わせるような組織が学内に複数あり、実際にいくつものケースがあるようだが、相談者がたらい回しに遭い、共同研究の契約をする上で知的財産についてほとんど知識のない事務が担当するなどにより、大学のマイナスイメージを与えていることもあるようだ。

尤もこのような問題が生じる場合は、相談者が研究開発能力に乏しいことにも原因がある。ある程度の能力があれば、どこの大学にどのような先生がいるのか、どのような研究しているのかを知っているために、あえて大学の地共研や事務を経由する必要はないからである。大学に協力して欲しい内容に関しては、やはり自然科学系の内容、特に商品に直結する工学系の分野が好まれていることが分かった。

経営などの社会科学系の内容に関しても協力を望む声もないわけではないことが分かった。しかしながら、共同研究というイメージからは程遠いようである。むしろ、経営指導のような関係を望むようだ。

そして、地方特有の問題であるが人材の育成である。大学で教育されても、その能力を地方で生かすことは難しい。その能力を必要とする職場の存在がそもそもあるかどうか、さらに必要であっても、その能力に見合うだけの賃金が支払える企業があるかどうかの問題がある。このことから、優秀な人材は都市部へ流出することがあり、地方にとどまることは難しい。

したがって、人材育成を考える場合には、地元企業に就職する学生を育成するよりも、企業に勤務する人員を大学で協力する方がその地域に貢献できるであろう。

その一方で、社会科学系は全く必要がないわけではない。極めて少ないが、経済や経営関係の知識を必要としていると回答している会社もある。

いずれにせよ、ここ数年間で、大学が地域に貢献すべきだとする風潮が高まってきたが、そのために特別な何かをする必要は無いと思われる。むしろ、社会人含めた《学生への教育を中心》に活動し、レベルの高い研究をしていくことが重要である。

引用文献

- Gibson, David. and Rogers, Everett 1994
R & D Collaboration on Trial: The Microelectronics and Computer Technology
- Gray, Denis O. and Walters, George S. (eds) 1998
Managing the Industry/University Cooperative Research Center: A Guide for Directors and Other Stakeholders Battelle Press
- Henton, Douglas., Melville, John G. and Walesh, Kimberly 1997
Grassroot Leaders for a New Economy Jossey-bass Inc., Publishers
- Howells, J (1986)
“ Industry-Academic links in research and development: some observations and evidence from Britain ” *Regional Studies* Vol.20, pp472-476
- Johnson Lynn. 1984.
The high-technology connection. Academic/industrial cooperation for economic growth. ASHE-Eric Higher Education Research Report, No. 6. Washington, DC, Clearinghouse on Higher Education. The George Washington University.
- 村上由紀子 2003
『技術者の転職と労働市場』白桃書房
- National Governors Association. 1983.
State initiatives in technological innovation: preliminary report of survey findings. Washington, DC, National Governors Association.
- National Science Board. 1982.
University-industry research relationships: myths, realities, and potentials. Fourteenth annual report of the National Science Board. Washington, D.C., Office of Technology Assessment.
- 太田肇 1998
「プロフェッショナルとインフラ型組織」滋賀大学経済学部『彦根論叢』
第312号 43 - 60ページ
- Peters Lois, and Fusfeld Herbert. 1983.
“ Current U.S. university-industry research connections ”. In National Science Board (ed.)
University-industry research relationships. Washington, DC, Office of Technology Assessment,
pp.1-161.
- 坂元耕三 2005
「我が国の産学研究活動の時系列推移に関する一考察」『産学連携学』
産学連携学会 65 - 72ページ
- Varga, Attila 1997
“ Regional Economic Effects of University Research: A Survey ”
<http://www.rri.wvu.edu/wpapers/pdffiles/surveyattila.pdf>
West Virginia University
- Varga, Attila 1998
University Research and Regional Innovation Kluwer Academic Publishers
- Varga, Attila., Anselin, Luc., Acs, Zoltan J., and Smirnov., Oleg 2002
“ Regional Innovation in the US over Space and Time ” University of Pécs

<http://ephd.ktk.pte.hu/insspctimeERSA.pdf>

Varga, Attila 2002

“ Knowledge Transfers from Universities and the Regional Economy: A Review of the Literature ”University of Pécs

<http://ephd.ktk.pte.hu/SURVEY12.pdf>

綿引宣道 1998

「日本の国立大学における産学共同の動向」弘前大学『弘前大学経済研究』
第21号 195 - 208ページ

綿引宣道 2000

「産学共同の選択基準」弘前大学『弘前大学経済研究』第23号 95 - 103ページ

綿引宣道 2001

「リエゾン・オフィスに求められる役割」

弘前大学人文学部『人文社会論叢』第6号 社会科学編 1 - 16ページ

綿引宣道 2005a 産学共同研究の仲介者に関する研究」日本経営学会編 経営学論集

『日本企業再生の課題』第75集 千倉書房 148 - 149ページ

綿引宣道 2005b

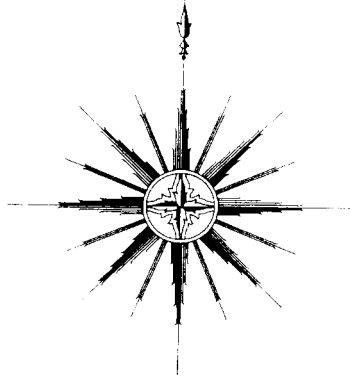
『地方大学における産学共同の現場研究：企業と大学の意識のギャップを中心として』東北大学大学院
博士学位請求論文

Westminster Studies in Education 1981

“ University Industry Liason as Metamarketing ”*Westminster Studies in Education* Vol.4 No.1
PP.19-27

Corporation Harvard Business School Press

研究活動報告
(2004年12月～2005年11月)



凡 例

- (1) 目下の研究テーマ
- (2) 「著書」「論文」「その他」
- (3) 「研究発表」「講演」
- (4) 「学外集中講義」
- (5) 「海外出張・研修」「その他海外での活動」
- (6) 「科学研究費補助金」等競争的研究資金など
- (7) 「共同研究」
- (8) 弘前大学人文学部で主催の「学会」「研究会」

文化財論講座

藤 沼 邦 彦

- (1) 縄文時代晩期の亀ヶ岡文化の研究 亀ヶ岡文化の研究とそれに基づく展示活動(ミニ博物館活動)の運営
- (2) 論文：
「下北半島における縄文時代晩期の閉窩式離頭銚の意義」『葛西 勵先生還暦論文集』427～437頁、2005年10月
著書：
（共編著）『青森県史 資料編 考古3 弥生～古代』2005年3月、青森県。
（共編著）『青森県東津軽郡平館村今津遺跡発掘調査報告書(弘前大学人文学部日本考古学研究室報告2)』2005年3月
その他：
ミニ特別展『亀ヶ岡文化の世界』2005年10月、弘前大学人文学部附属亀ヶ岡文化研究センター、2003年8月4日
- (3) 講演：
「縄文人の工芸」、2005年9月19日、NPO法人 青森県福祉サポート協会八戸
「北の縄文 亀ヶ岡文化」、2005年11月3日、北海道開拓記念館
「亀ヶ岡式土器の文様について」、2005年12月22日、財団法人福島県文化振興事業団
展示：
（共同）「ミニ特別展『亀ヶ岡文化の世界』」、2005年10月28日～11月23日。
- (4) 「縄文人の工芸」(放送大学青森学習センターの面接授業) 2005年12月3・4日
- (7) 「亀ヶ岡文化の研究とそれに基づく展示活動(ミニ博物館活動)の運営」(平成17年度弘前大学長指定重点研究)

諸 岡 道比古

- (1) ドイツ観念論思想における「宗教」論の研究

須 藤 弘 敏

- (1) 東アジア仏教絵画史 東北の美術 文化政策
- (2) 論文：
須藤弘敏「荘厳と寓意 流水片輪車時絵螺鈿経箱をめぐる」『講座日本美術史 第3巻』佐藤康宏編 東京大学出版会 2005年7月 pp.141～167
須藤弘敏「轉寫と傳承 延暦寺銀字本・仁和寺本系紺紙法華經について」『國華』1319号 國華社 2005年9月, pp.9～22
- (3) 講演：
須藤弘敏「見たいもの 見えないもの」harappa レクチャー 2005年1月21日 NPO法人 harappa
- (6) 科学研究費補助金(萌芽研究)「青森県における仏教唱導空間の基礎的研究 図像・音声・身体」研究分担者(代表 山田 巖子)
- (7) 青森県下寺院文化財態皆調査(17年度は八戸市および三戸郡) 青森県文化振興課

杉山 祐子

- (1) アフリカ中南部ミオンボ林帯に住む焼畑農耕民社会の生態人類学的研究
- (2) 「岩木町B集落における共同の様態と集団形成の特性」平成13～16年度 文部科学省科学研究費報告書『急速高齢化地域に関する学際的研究』pp.71～88
- (3) 「アフリカ・モラルエコノミーの現代的視角 農耕民の世界から」日本アフリカ学会42回大会 東京外国語大学 5月
- (5) ベトナム(2005年8月)
- (6) 「津軽の近代化と人々の成長」(弘前大学)
「土地・自然資源をめぐる認識・実践・表象過程」、研究代表者:河合香吏、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所
- (7) 特定領域研究「資源の分配と共有に関する人類学的統合領域の構築 象徴系と生態系の連関をとおして」(研究代表者:内堀基光)
基盤研究(B)「周縁地域における近代との出会い 地域による近代化の翻訳と馴化の人類学・社会学的研究」(研究代表者:杉山祐子)
基盤研究(B)「赤道アフリカ農村におけるモラル・エコノミーの特質と変容に関する比較研究」(研究代表者:杉村和彦)
- (8) 日本アフリカ学会東北支部会・弘前大学人文学部社会行動コース共催講演会「近代化と身体」2005年10月27日

宮坂 朋

- (1) 古代地中海の墓制、文化交流、美術
- (2) 「ヴィア・ラティーナ・カタコンベの装飾モチーフについて」『名古屋大学美学美術史研究論集』21号、pp.1-21(印刷中)
- (3) 「トフトの考古学」ヘレニズム～イスラーム考古学研究会、金沢大学文学部、2005年10月9日
- (5) 9月30日～10月10日 レバノン・シリア調査

関根 達人

- (1) アイヌの物質文化に関する考古学的研究 飢饉塔からみた近世の飢饉 後晩期縄文土器の編年研究
- (2) 関根達人「十腰内・・・群土器に関する今日的な理解」、『北奥の考古学』、161～176頁、2005年10月14日
関根達人「城跡にみる南部氏・津軽氏 近世大名への道筋」、『日本海域歴史大系』第4巻近世篇、131～157頁、清文堂、2005年9月25日
関根達人「飢饉飢饉塔からみた北奥近世社会の一側面」、『歴史』第105輯、49～70頁、東北史学会、2005年9月25日
関根達人「津軽阿闍羅山周辺の宗教遺跡」、『霊地・霊場・聖地』、東北中世考古学会第11回研究大会資料集、103～110頁、2005年9月24日
関根達人編『下北・南部の飢饉飢饉塔』、弘前大学人文学部文化財論ゼミナール調査報告、2005年8月31日
関根達人編『津軽悪戸焼の研究』、弘前大学人文学部文化財論ゼミナール調査報告、2005年3月18日
関根達人・西沢宏予「弘前城跡館神から出土した十七世紀の高級陶磁器」、『弘前大学國史研究』119、45～60頁、2005年10月30日
- (3) 関根達人「本州アイヌの考古学的痕跡」、法政大学国際日本学研究所「日本学の総合的研究」研究プロジェクト主催「日本の中の異文化(アイヌ文化の成立と変容)」青森特別研究会、於青森県埋蔵文化財調査センター、2005年7月10日

関根達人・渋谷悠子「墓石はいつ建てられたか 弘前城下新寺町寺院街の近世墓標に基づいて」、東北史学会・福島大学史学会合同大会、於福島大学、2005年10月2日

(6)

基盤研究(C)「供養塔の基礎的調査に基づく飢饉と近世社会システムの研究」(研究代表者)

基盤研究(C)「東日本縄文・弥生時代集落の発展と地域性」(研究分担者)

基盤研究(C)「津軽氏城跡の発展過程に関する文献資料と遺物資料による研究」(研究分担者)

足 達 薫

(1)

西洋美術史

(2)

足達薫「ポントルモとマリオ・エクイコラ：初期マニエリスム絵画の色の問題をめぐる思考実験」、弘前大学人文学部編『人文社会論叢(人文科学篇)』第13号、pp.1 - 40、2005年2月28日。

足達薫「ルカ・パチョーリ『神聖比例論』(一五〇九年)におけるマニエリスムの造形原理」、弘前大学人文学部編『人文社会論叢(人文科学篇)』第14号、pp.1 - 29、2005年8月31日。

(5)

イタリア、ローマで文献調査(2005年9月)

(6)

文部科学省科学研究費補助金若手研究(B)「同時代の幾つかの「イメージ作りの論理」を鍵とするマニエリスムの再解釈」(二〇〇四～二〇〇六年度、継続)

山 田 巖 子

(1)

仏教唱導と口承文化 単身者をめぐる 民俗

(2)

山田巖子「火車説話の受容と展開」徳田和夫・堤邦彦編『寺社縁起の文化学』2005年11月30日、森話社、134 - 159頁

佐谷眞木人・堤邦彦・徳田和夫・橋本章彦・山田巖子「シンポジウム 『縁起学』の可能性」徳田和夫・堤邦彦編『寺社縁起の文化学』2005年11月30日、森話社、325 - 361頁

山田巖子「目の想像力/耳の想像力 語彙研究の可能性」『口承文藝研究』28号、2005年3月31日、123 - 129頁

山田巖子「津軽における『九重守り』の受容」『青森県の民俗』5号、2005年6月25日、21 - 28頁

(3)

明治大学駿河台校舎アカデミーコモン、山田巖子「青森県における仏教唱導空間の現在」絵解き研究会第104回例会、2005年3月22日

古川市民センター、山田巖子「青森県におけるテラマイリと開帳」青森県民俗の会第34回研究発表会、2005年6月25日

東京大学駒場キャンパス、山田巖子「戦略としての“福子” 1970年代における 伝承 の 活用 」日本民俗学会第57回年会、2005年10月9日

遊学館第2研修室、山田巖子「編み上げられる『物語』 知識から『話』へ」山形短期大学公開講座、2003年11月12日

(4)

「日本における口承文藝研究史」、放送大学 2005年2月5日、6日

(6)

文部省科学研究費補助金(萌芽研究)「青森県における仏教唱導空間の基礎的研究 図像・音声・身体」研究代表者

文部省科学研究費補助金(基盤研究C)「半島空間における民俗宗教の動態に関する調査研究」研究分担者

(7)

人間文化研究機構国立歴史民俗博物館共同研究「日本における民俗研究の形成と発展に関する基礎研究」共同研究員

思想文芸講座

佐藤 憲 和

(1)

イギリス小説の起りと展開

五十嵐 靖 彦

(1)

生命倫理の諸問題

(2)

論文：

「患者主体の医療を考える」(五十嵐靖彦),『臨床倫理研究』(弘前大学臨床倫理研究会), 2005 3, 1 - 12頁

その他：

「哲学とはなにか」(五十嵐靖彦),『看護学概論』(島崎玲子他編, 医歯薬出版), 2005 4 4 - 5 頁

翻訳：

ヘンク・テン・ハーフ著「バイオエシックスとバイオテクノロジー：ヨーロッパの観方」(五十嵐靖彦),『セミナー医療と社会』26号(セミナー医療と社会編), 2004.12, 3 - 11頁

(8)

弘前大学哲学会 第40回大会, 2005 9 24

村 田 俊 一

(1)

T.S. エリオット研究

(2)

著書：

『T.S. エリオットのヴィア・メディア 改宗の詩学』(弘前大学出版会、2005)

論文：

「T.S. エリオットとシェイクスピア」 Proceedings of the 59th Conference (東北英文学会, 2005)

植 木 久 行

(1)

中国古典詩の詩跡、歳時記 弘前の鷹城吟社の研究

(2)

著書：

『詩人たちの生と死 唐詩人伝叢考』研文出版、2005年7月、全435頁

その他：

「中国名詩選 - 「贈從弟」(後漢・劉楨)」『中国の歴史』第4巻の月報(講談社、2005年1月) pp.6

「中国名詩選 - 「別范安成詩」(南朝・沈約)」『中国の歴史』第5巻の月報(講談社、2005年2月) pp.6

「中国名詩選 - 「擊壤歌」(無名氏)」『中国の歴史』第1巻の月報(講談社、2005年3月) pp.6

「中国名詩選 - 「碩鼠」(『詩経』無名氏)」『中国の歴史』第2巻の月報(講談社、2005年4月) pp.6

「中国名詩選 - 「懷宛陵旧遊」(唐・陸龜蒙)」『中国の歴史』第6巻の月報(講談社、2005年6月) pp.6

「中国名詩選 - 「飲湖上初晴後雨」(北宋・蘇軾)」『中国の歴史』第7巻の月報(講談社、2005年7月) pp.6

「中国名詩選 - 「意有所得、雑書数絶句」(清・袁枚)」『中国の歴史』第9巻の月報(講談社、2005年8月) pp.6

「中国名詩選 - 「長征」(毛沢東)」『中国の歴史』第10巻の月報(講談社、2005年9月) pp.6

「中国名詩選 - 「岐陽」(金・元好問)」『中国の歴史』第8巻の月報(講談社、2005年10月) pp.6

「子雀翁の詩心の輝き 津軽の地に点る漢詩の炎」『子雀漢詩抄 第二』(鷹城吟社、2005年5月)全7頁

「子雀翁七絶二首評釈 『子雀漢詩抄』第一の改訂新版に寄せて」『子雀漢詩抄 改訂新版』(鷹城吟社、2005年5月)全4頁

- (3) 「第1次中国詩跡調査の目的地とその意義」弘前大学総合教育棟410講義室、8月11日、科研費の研究会
- (5) 中国の江蘇省・安徽省の詩跡調査(9月3日～9月13日)
- (6) 科学研究費基盤B「詩跡(歌枕)研究における中国文学史論再構築 詩跡の概念・機能・形成に関する研究」(研究代表者)
- (8) 科研費の研究会を開催(弘前大学総合教育棟410講義室、8月11日)

田 中 岩 男

- (1) ゲーテ『ファウスト』研究
- (2) 論文：
「ファウスト文学に現れた 飛行 のモチーフ ファウスト伝説・『ヒストーリア』・マーロー」、『東北ドイツ文学研究』第48号、2005年2月、1 - 30頁
「飛行と悲劇 ゲーテ『ファウスト』における 飛行 のモチーフ」、『モルフォロギア』第27号、2005年10月、86 - 105頁

李 梁

- (1) 漢訳西学書の研究、風景論の研究、陳独秀研究
- (3) 研究発表：
「文化景観としての詩跡 風景論の立場より」科研費研究会、2005年8月6日弘前大学人文学部にて
「歴史と翻訳：漢訳西学書の成立とその思想史上の意義」科研費研究会、2005年10月28日弘前大学人文学部にて
- (5) 海外出張 2005年9月3～23日中国、2005年11月30～12月4日、国際学会「歴史と記憶」(マカオ・利氏学社)
- (6) 基盤研究(B)「詩跡(歌枕)研究による中国文学史論再構築 詩跡の概念・機能・形成に関する研究」(研究分担者)
基盤研究(C)「東アジアにおける漢訳西学書の成立、伝播とその影響に関する思想史的研究」(研究代表者)
平成17年度学術国際振興基金(外国人研究者の招聘旅費・滞在費助成)
- (7) 陳独秀研究(伝記執筆準備、著作集翻訳)
- (8) 国際研究会：
「歴史・言語・思想 明清交替期(16th～18th)の東アジアと西洋との遭遇」2005年10月28日 弘前大学

今 井 正 浩

- (1) 西洋古代哲学・思想史(主として古典期ギリシアからヘレニズム期、ローマ時代にかけての医学思想)に関する研究
医学・医療に関する倫理思想史的研究
疾病観および身体観をめぐる比較思想的・社会文化史的研究
- (2) 論文：
今井正浩「自然」(フュシス)と身体 ポリュボス『人間本性論』における医学的「自然」観」(単著)『科学史研究』第44巻(No.233)2005年春号[岩波書店刊] pp.13-22.
今井正浩「ヒポクラテスの医療思想 『エビデミアイ』第 巻第11章の論述を手がかりに」(単著)『セミナー医療と社会』第27号(2005年6月) pp.3-17.

(3)

研究発表：

今井正浩「ポリュボス『人間本性論』におけるエンペドクレスの影響 前5世紀ギリシアの医学思想と同時代の自然哲学についての一考察」日本科学史学会 第52回年会・総会(平成17年6月4日～5日/札幌学院大学・北海道開拓記念館)
今井正浩「ヒポクラテスの医療思想」第48回ギリシア哲学研究会(平成17年3月26日/中央大学)

(4)

放送大学 青森学習センター(専門科目/人間の探究)「古代ギリシア人の人間理解」(平成17年8月13日～14日)

(5)

国際学会「ガレノスと知の世界」(平成17年7月18日～21日/エクセター大学[イギリス])

(6)

平成17年度文部科学省科学研究費補助金 基盤研究(C)(2) 研究課題名「ギリシアの医学思想と人間 同時代の哲学的人間観との比較研究」

(7)

第9回ギリシア哲学セミナー 東洋大学/平成17年9月10日～11日

泉 谷 安 規

(1)

シュルレアリスム研究 19世紀における文学と催眠術との関係について

(6)

文部科学省科学研究費補助金：萌芽研究

(8)

日本フランス文語フランス文学会東北支部大会開催，2005年11月12日(土)

木 村 純 二

(1)

日本倫理思想史における情念論、及び日本倫理思想史の方法論

(2)

論文、その他：

木村純二「宿世の思想」『哲学会誌 第39号』弘前大学哲学会編、2005年3月、13～22頁

木村純二「日本中世の人間観に関する一考察 ～『説経節』をめぐって～」『東北哲学会年報 No.21』東北哲学会編、2005年5月、77～78頁

(6)

文部科学省科学研究費補助金(若手研究B)「怨霊観念に現れた日本人の情念理解に関する倫理思想史的研究」(研究代表者：木村純二)

(8)

弘前大学哲学会、2005年9月24日(事務局担当)

コミュニケーション講座

石 堂 哲 也

(1)

19世紀アメリカ文学

(3)

日本マーク・トウェイン協会・第5回大会・シンポジウム講師「ハックの変容」(10月14日・北海道学園大学)

山 本 秀 樹

(1)

世界諸言語における語順の地理的・系統的研究

- (2) Hideki Yamamoto. "A Historical View on Areal Distribution of Word Order around the World." *Sprachtypologie und Universalienforschung* (Berlin: Akademie Verlag, 2005) vol.58, pp.374-91.
- (3) 「現生人類単一起源説による言語単一起源の可能性」弘前大学人文学部公開講座『言語とコミュニケーション その文化と思想』(八戸サテライト)、2005年3月8日
- (6) 平成17年度 学部長裁量経費「言語とコミュニケーション その文化と思想に関する調査・研究プロジェクト」(研究分担者)

田 中 一 隆

- (1) 観客論的視点から見たイギリス・ルネサンス演劇のマルチプル・プロット構造の研究
- (2) 田中一隆, 「シェイクスピアと古典主義の伝統」, 第59回東北英文学会 Proceedings (東北英文学会), 2005年3月, 69頁 - 75頁
- (3) 弘前大学人文学部八戸サテライト公開講座「言語とコミュニケーション その文化と思想」, 財団法人八戸地域地場産業振興センター, 2005年3月8日
- (6) 平成17年度弘前大学人文学部長裁量経費、「言語とコミュニケーション その文化と思想に関する調査研究プロジェクト」 (研究分担者)
- (8) 土曜文学談話会、2005年8月27日

原 田 悦 雄

- (1) ドイツの言語政策
- (4) 集中講義：
放送大学「国家と言語」

上 松 一

- (1) Second Language Acquisition Learner autonomy
- (2) 教材 Review :
New Business English Course. Thomson ELT 2005年5月
The Teaching Grammar through Skills. Oxford University Press 2005年9月
New Conversation Course. Oxford University Press 2005年10月
- (3) 'The more enjoyable, the better they learn Teaching English using an elementary monolingual English dictionary', 「第55次教育研究青森県集会」第2分科会「外国語教育」, 五所川原工業高校, 2005年11月5日
'Let's play in/with English', English Hungry 例会, 青い森国際交流ラウンジ, 2005年11月4日

熊 野 真 規 子

- (1) 映像の中の「場所(空間)」研究
- (3) 模擬講義「映像分析入門～はじめの第一歩～」青森県立東高等学校(9月)

(5) トリノ映画祭(イタリア)及び試写会(パリ, フランス)11月14日~11月28日

(6) 文部科学省科学研究費補助金(萌芽研究) 映画における「場所」に関する記号論的研究 青森で撮影された劇映画の中の「青森」

楊 天 曦

(1) 中国現代小説(20世紀80年代半ば~90年代前半) 中国語圏映画論

(8) 2005年11月5日、弘前大学人文学部主催の「日本の言語外交3」のパネルディスカッションにおいて、パネリストとして「中国語教育」について語る。

国際社会講座

長谷川 成 一

(1) 日本近世史の研究

(2) 共著：
『Tsugaru Regional Identity on Japan's Northern Periphery』University of Otago Press 2005年5月 pp.1~149

編著：
『新青森市史 資料編4 近世(2)』青森市 2004年12月 pp.1~791

共編著：
『日本海域歴史大系 第4巻 近世篇』清文堂 2005年9月 pp.1~465

論文：
「延宝期尾太鉦山絵図の研究 『御金山御絵図』の解析と考察」『人文社会論叢』第13号(弘前大学人文学部)2005年2月 pp.1~20

「弘前藩の資史料に見える白神山地」『白神研究』第2号(弘前大学白神研究会) 2005年6月 pp.35~41

「日本三景 概念の形成と名所景観の保存」『松島・天橋立・厳島 日本三景展』(「日本三景展実行委員会 広島県立美術館・京都文化博物館・東北歴史博物館」) 2005年8月 pp.14~19

その他：

「近世の尾太鉦山」『尾太鉦山の近世と近代』砂川学習館 2005年1月 pp.15~22

「明暦3年(1657)の江戸大火と現代的教訓」『広報ぼうさい』第26号(内閣府) 2005年2月 pp.16~17

「後期弘前藩政と民衆」『白い国の詩』584号 2005年4月 pp.4~9

(3)

講演：

弘前市「白神研究会講演 弘前藩の資史料に見える白神山地」 2005年3月26日

青森市「東北電気協会講演 江戸時代津軽領の歴史と社会」 2005年5月20日

弘前市「あすなるマスターカレッジ人文科学コース 青森県の歴史 豊臣政権と奥羽の大名」 2005年8月3日

弘前市「あすなるマスターカレッジ人文科学コース 青森県の歴史 流通と生産から見た南部と津軽」 2005年8月10日

京都市「日本三景展講演 江戸時代の人々は日本三景を実際に見たか」 2005年9月23日

弘前市「あすなるマスターカレッジ人文科学コース 青森県の歴史 蝦夷地と近世北東北」 2005年11月10日

弘前市「あすなるマスターカレッジ人文科学コース 青森県の歴史 大名の江戸藩邸と勤番武士の生活」 2005年11月17日

(6)

科学研究費補助金 基盤研究C2「津軽氏城跡の発展過程に関する文献史料と遺物資料による研究」(代表)(平成17年度)

科学研究費補助金 基盤研究C2「供養塔の基礎的調査に基づく飢饉と近世社会システムの研究」(分担)(平成17年度)

(7) 「歴史災害における災害教訓の研究」 内閣府中央防災会議専門調査会

(8) 弘前大学国史研究会平成17年度大会 弘前大学国史研究会 2005年9月10・11日

齋藤 義彦

(1) 現代ドイツの政治文化

(4) 放送大学集中講義：
「近代社会の展開」8月11日～12日(青森学習センター)

(8) 日本独文学会理事として全国学会・研究発表会の企画運営

林 明

(1) マハトマ・ガンディーの思想及び歴史的再評価 サルヴォダヤ運動 スリランカの民族問題

(2) 論文：
林明「ガンディー思想における中世インド的なもの」『中世インドの学際的研究』平成14～16年度科学研究費補助金(基盤研究(A))(2)研究成果報告書、2005年3月、137～152頁

(3) 研究発表：
東北大学、「ガンディーに関する一考察 ガンディーと中世インド」、アジア学術セミナー「南アジアの古典文化と政治社会」、2004年12月

(6) 文部科学省科学研究費補助金(基盤研究A):「中世インドの学際的研究」

澤田 真一

(1) オセアニアにおけるポストコロニアル文学研究

(2) その他：
『20世紀英語文学辞典』研究社、2005年11月、ニュージーランド文学関連121項目執筆担当

(3) 研究発表：
東北文化公益大学 ニュージーランド研究所 第13回研究会 2005年1月29日「クジラの島の少女の世界」

(5) 2005年3月 ニュージーランド、オークランド大学において研修

(6) 「Asia 2000 Foundation」ニュージーランド政府研究補助金

(7) ニュージーランド、オタゴ大学と「オタゴ・津軽の比較研究：歴史・文学・音楽」

フルト フォルカー

(1) 平和研究 平和運動 歴史教育 戦争責任論

(2)

論文：

Volker Fuhr: Pazifismus in Japan - ein Auslaufmodell? (1950年代の日本における平和運動) Benjamin Ziemann (ed.): Peace Movements in Western Europe,

Japan and the USA since 1945 (= Mitteilungsblatt des Instituts für soziale Bewegungen 32) Essen (Klartext Verlag)2004年12月、159 - 173頁.

Volker Fuhr: Der Schulbuchdialog zwischen Japan und Südkorea - Entstehung, Zwischenergebnisse und Perspektiven ((日韓共同歴史教科書研究の成立、成果と展望) Internationale Schulbuchforschung / International Textbook Research 17/1, Braunschweig (Georg-Eckert-Institut für Internationale Schulbuchforschung)2005年7月、45 - 57頁.

(3)

研究発表：

ボフム大学社会運動研究所(ドイツ)「From unilateralist pacifism to what? Peace movements in Japan since the anpo tōsō in the 1960s」, Symposium "Peace Movements since 1945 in comparative perspective: strategies, symbolism, patterns of mobilization, political culture", Bochum, 2005年10月28日

(5)

ドイツ(ボフム大学) 2005年10月27日～30日

(7)

「東アジアにおける国際協調的歴史教育システムの構築に関する政治教育学的研究」名古屋大学(プロジェクトリーダー)、学習院大学、早稲田大学、韓神大(韓国)、ローアン大学(米国)、華東師範大学(中国)

城 本 る み

(1)

「現代中国の高齢者福祉と社会保障制度に関する研究」

(2)

「中国の社会福祉改革と高齢者福祉の行方」2005年2月(弘前大学人文学部『人文社会論叢』社会科学篇 第13号, pp.37 - 59)

「中国の高齢者福祉施設の運営～上海市における社会福利院の事例」2005年8月(弘前大学人文学部『人文社会論叢』社会科学篇 第14号, pp.39-61)

(3)

「中国における高齢者福祉施設の運営」2004年12月(日本社会分析学会 第108回台湾大会:台湾 国立政治大学)

「中国における高齢者福祉の現状と課題」2005年6月(日中社会学会 第17回大会シンポジウム:お茶の水女子大学)

「全国調査にみる中国高齢者の生活意向」2005年8月(日本社会分析学会 第109回例会:山口県立大学)

(5)

2004年12月24日～2004年12月28日 台湾(台北市)

2005年8月30日～2005年9月25日 中華人民共和国(北京市・長春市)

(6)

文部科学省科学研究費補助金 基盤研究(C)平成15～18年度 課題:「現代中国の高齢者福祉と社会保障制度に関する研究」(研究代表者:城本るみ)

荷 見 守 義

(1)

東アジア地域史、中国史、朝鮮王朝史

(2)

論文：

「遼東馬市信牌档 明朝档案の配列を中心として」『明清史研究』1. 2004年12月 pp.3-29

(3)

研究発表：

韓国光州市「明朝档案研究の世界 遼东档を中心に」2005年7月1日 韓国明清史学会夏季学術大会

弘前市「14～16世紀の明朝・朝鮮関係史と新出档案研究」2005年10月28日(書面参加)歴史・言語・思想 明清交替期(16th-18th)の東アジアと西洋との遭遇

東京都「明代遼東の位相」2005年11月26日 中央大学白東史学会大会

(5)

韓国 2005年6月27日～7月4日

(6)

平成16～18年度文部科学省科学研究費補助金 荷見守義 若手研究B「档案・文集史料からみた中朝関係の様態 14・15世紀の明朝・朝鮮・女直」(代表)

三菱財団平成17年度人文科学研究助成金「中国明朝档案史料からみた接壤地帯の相貌」(代表)

(7)

中央大学人文科学研究共同研究チーム「档案の歴史学」平成16年度～20年度

中央大学人文科学研究共同研究チーム「情報の歴史学」平成13年度～17年度

松 井 太

(1)

モンゴル帝国支配下の中央アジアにおける税役制度の再構成

中央アジア出土古代トルコ語・モンゴル語文献の解読研究

(2)

論文：

松井太「ウイグル文シヴシドゥ・ヤクシドゥ関係文書補遺」『人文社会論叢』人文科学篇13, 2005.2, pp.139-155.

松井太「ウイグル文契約文書研究補説四題」『内陸アジア言語の研究』20, 中央ユーラシア学研究会, 2005.8, pp.27-64.

Dai MATSUI, Taxation Systems as Seen in the Uigur and Mongol Documents from Turfan, an Overview. *Transactions of the International Conference of Eastern Studies* 50 (in press)

(3)

Dai MATSUI, Taxation Systems as Seen in Uigur and Mongol Documents from Turfan, an Overview. 2005年5月20日, 第50回国際東方学者会議((財)東方学会)日本教育会館

松井太「西ウイグル王国時代トゥルファン地域の税役制度」2005年7月18日, 第42回日本アルタイ学会

松井太「回鶻語 kǎzig 與高昌回鶻王國税役制度的淵源」2005年8月27日, 第2届吐魯番学国際學術研討会, 中国・新疆吐魯番地区博物館

(5)

ドイツ連邦共和国：ベルリン科学アカデミー(科学研究費)2005年2月14日～3月5日

連合王国：大英図書館(学術国際振興基金)2005年3月6日～3月26日

中華人民共和国：新疆維吾爾自治区博物館・吐魯番地区博物館(科学研究費)2005年8月23日～9月4日

(6)

代表「中央アジア出土古代ウイグル語社会経済文書の基礎的整理と歴史学的研究」科研費・若手研究(B)

代表「東方ユーラシア諸民族集団に関する新一次史料の基礎的研究」三菱財団人文科学研究助成

分担「東トルキスタン出土「胡漢文書」の総合調査」科研費・基盤研究(B)(代表：荒川正晴)

分担「シルクロード東部地域における貿易と文化交流の諸相」科研費・基盤研究(A)(代表：森安孝夫)

分担「内陸アジア諸言語資料の解読によるモンゴルの都市発展と交通に関する総合研究」科研費・基盤研究(B)(代表：松田孝一)

足 立 孝

(1)

中世地中海世界の農村構造と領主制の展開過程をめぐる比較総合研究

(2)

Takashi ADACHI, "Documents of Dispute Settlement in Eleventh-Century Aragón: A Genetic Approach", *Genesis of Historical Text: Text/Context*, Nagoya, 2005, pp.127-136.

足立孝「ウエスカ地方における城塞と定住」『人文社会論叢』(人文科学篇)第13号, 2005年, 21 - 41頁.

足立孝「中世初期スペイン農村史における大所領と独立農民」『史学雑誌』第114編第8号, 2005, 81 - 100頁.

マリア・ロサ・メノカル(足立孝訳)『寛容の文化 ムスリム, ユダヤ人, キリスト教徒の中世スペイン』名古屋大学出版会, 2005年.

(6)

代表：「中世初期スペインの農村構造と領主制の展開過程をめぐる比較総合研究」(文部科学省科学研究費補助金・若手研究(B))

分担：「西欧中世比較史料論」(代表：岡崎敦，日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究(B)(1))

情報行動講座

船 木 洋 一

(1)

マルコフ決定理論

(2)

「相補的ポジティブDPとネガティブDP」2005年2月，『人文社会論叢』(社会科学篇)，第13号，237 - 242頁

(4)

青森公立大学，「経営統計学特論」

清 水 明

(1)

デカルト、メルロ・ポンティなど、近・現代フランス哲学 情報思想 心の哲学

(2)

その他：

書評エッセー「あんな本こんな本」の連載(陸奥新報)

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ・桑村哲生著『性転換する魚たち』 | 2004年12月 |
| ・レイモンド・スマリアン著『哲学ファンタジー』 | 2005年1月 |
| ・川西正明著『文士と姦通』 | 2005年2月 |
| ・トマス・ネーゲル著『コウモリであるとはどのようなことか』 | 2005年3月 |
| ・山本健吉著『現代俳句』 | 2005年4月 |
| ・赤澤威編著『ネアンデルタール人の正体』 | 2005年5月 |
| ・コニー・ウィリス著『航路』 | 2005年6月 |
| ・ディオゲネス・ラエルティオス著『哲学者列伝』 | 2005年7月 |
| ・マーチン・ガードナー著『奇妙な論理』 | 2005年8月 |
| ・トルストイ著『人にはどれほどの土地がいるか』 | 2005年9月 |
| ・エクスキュル著『生物から見た世界』 | 2005年10月 |
| ・柳澤柱子著『生きて死ぬ智慧』 | 2005年11月 |

(3)

研究発表：

琉球大学、「音楽哲学素描」、日本音楽教育学会第36回大会 共同企画2「本格哲学：この音を聴け！」、2005年10月30日

講演：

秋田県立本荘高校、出張講義「人間はロボットと友達になれるか 哲学的に考える」2005年6月15日

香 取 薫

(1)

情報文化の実証研究，地域情報政策研究

(2)

香取，「情報と経済」，『メルカート』，東北情報通信懇談会，Vol.66，2005. 10

香取，「高度情報化のためのパートナーシップ」，『メルカート』，東北情報通信懇談会，Vol.67，2005. 12

(3)

ニューキャッスルホテル・地域経済活性化と情報・東奥アドクラブ講演会・2005.7.27

鯉ヶ沢町中央公民館・街中ミュージアム構想・弘前大学生涯学習センター講演会・2005.10.13

八戸インテリジェントプラザ・サイバー犯罪と情報行動・青森県警セキュリティ講演会・2005.12.9

- (4) 情報文化論・八戸工業大学・2005.8.1-8.3
- (5) ドイツ, 2005.9.24-9.29
- (6) 経済産業省補助金

作 道 信 介

- (1) 近代化とアイデンティティの社会心理学
- (2)

論文:

作道信介 2005 交渉と怒り:北西ケニア・トゥルカナにおける怒りの経験 社会心理学研究(特別論文) 第21巻第1号 53-73.

作道信介 2005 平賀町A集落にみる出稼ぎのある暮らし:Push-Pullにおける「Hold」という視点 平成13~16年度科学研究費補助金[基盤研究(B)(2)]研究成果報告書 37-69.

その他:

作道信介 2005 他者の「怒り」を手がかりにした問題解決:北西ケニア・トゥルカナの占い場面から 資源人類学ニュース No.2 9.

Sakumichi, S. 2005 Comment on M.-I.Legeland's paper: Bathing custom and body conception under modernization in Japan. In Sugawara, K.(ed.)Construction and distribution of body resources: Correlations between ecological, symbolic and medical systems. 233-236.

Sakumichi, S. 2005 General discussions: Some comments and impressions on the workshop. In Sugawara, K. (ed.)Construction and distribution of body resources: Correlations between ecological, symbolic and medical systems. 239-241.

作道信介 2005 交渉と怒り:トゥルカナにおける「つらさ」のフィールドワークから(東北心理学会特別講演抄録) 東北心理学研究第54号 9-10.

- (3) 作道信介 「出歩く」と「かまど」:家族のライフサイクルから(事例分析・holdとしての出稼ぎ)第6回「出稼ぎ・過疎・高齢化」研究会(でっこの会) 2月18日
- 作道信介 「糞肛門」の身体化:マッサージは腸をまっすくにし、固糞をやわらかくする(Ewosinangacin Embodied: Massage makes bowels straight and softens hard feces) 日本アフリカ学会第42回学術大会 於東京外国語大学 2005年5月29日、同学会研究発表要旨集 123.
- 作道信介 Holdとしての出稼ぎ:青森県津軽地方A集落の生活史調査から 日本社会心理学会第46回大会 於関西学院大学社会学部 2005年9月24日 同大会論文集 66-67.

- (4) 大学院博士課程医療人類学特論 北海道衛生大学 2004年、12月11日
- (5) 1)3月14日~29日、2)8月9日~25日、科研費基盤研究(B)「難民キャンプ設置による社会変動への地元の対応に関する学際的研究」によるケニア共和国での調査
- (6) 科研費基盤研究(B)「難民キャンプ設置による社会変動への地元の対応に関する学際的研究」代表者
- (8) 第6回「出稼ぎ・過疎・高齢化」研究会(でっこの会)主催 於弘前大学 2月18日

内 海 淳

- (1) XMLを用いた漢文のアーカイブ化 コンピュータの教育への応用

- (2) 「非専門家指向のデジタル・アーカイブズに向けて 漢文表現へのXMLの適用」『コンピュータ&エデュケーション』第18号(2005年8月)

(3)

研究発表:

「学内LANと公衆エリア無線LANとの融合」PCカンファレンス2005(新潟大学)(2005年8月)

羽 淵 一 代

(1)

新しいメディア環境と親密性に関する研究 東アジアにおける若者文化研究

(2)

論文:

Ichiyo HABUCHI(2005) 'Accelerating Reflexivity'; Mizuko Ito, Misa Mtsuda and Daisuke Okabe eds. Personal, Portable, Pedestrian; Mobile Phones in Japanese Life. MIT Press. pp.165-182

Ichiyo HABUCHI, Shingo DOBASHI, Izumi TSUJI and Koh IWATA(2005) 'Ordinary Usage of New Media: Internet Usage via Mobile Phone in Japan'; In International Journal of Japanese Sociology, Number14. The Japan Sociological Society: Blackwell. pp.94-108.

報告書:

羽淵一代(2005)「携帯電話の社会的イメージ」ほか2点、研究代表者:吉井博明『携帯電話利用の深化とその社会的影響に関する国際比較研究』平成13年度~平成15年度科学研究費補助金(基盤研究(B))(1)研究成果報告書pp.65-87, 149-162, 229-237。

その他:

羽淵一代(2005)「韓流世代とは 70年代サブカル少女たちのその後」『AURA』171号, フジテレビ編成制作局調査部, pp.13-17。

(3)

Ichiyo HABUCHI. 'A Study on political behaviors and intimacy among Japanese Youth', In International Association for Intercultural Communication Studies Taipei: Chinese Culture University. 7th July 2005, CDROM 2634 words.

羽淵一代「若者のメディア利用がもたらすもの」第23回日本都市社会学会シンポジウム『都市と若者 都市の若者と若者の都市の交わる場所』於:大妻大学、2005年9月7日。

(5)

若者の新しいメディア利用と親密性に関する調査のため香港 2004年12月

若者の新しいメディア利用と親密性に関する調査のため台湾(台北、台南)2005年1月

学会報告と若者の新しいメディア利用と親密性に関する調査のため台湾(台北、高雄)2005年7月

(6)

文部科学省科学研究費補助金「離婚急増化社会における夫婦関係」(代表者:山田昌弘)

文部科学省科学研究費補助金「周縁地域における近代との出会い 地域による近代化の翻訳と馴化の人類学・社会学的研究」(代表者:杉山祐子)

文部科学省科学研究費補助金「パーソナルメディアの利用と親密性の変容に関する国際比較研究」(代表者:羽淵一代)

日本経済研究奨励財団助成金(2004年度からの継続)「青少年文化のなかの【アバンギャルド】 サブカルチャーと商品文化からみた若者の意味世界」(代表者:羽淵一代)

大 橋 忠 宏

(1)

空港等の運輸施設の効率的配置に関する研究 交通施設整備や交通政策が地域経済に与える効果の計測方法の開発

(3)

大橋忠宏:アクセスコストと輸送密度の経済性を考慮した空港配置に関する研究,応用地域学会第18回研究発表大会,北九州国際会議場,北九州,2004年12月11-12日.

OHASHI, Tadahiro, A study on airport facility location considering access cost and economies of traffic density, International Symposium on Spatial Economics and Transportation, Mitsui Urban Hotel Sendai, Sendai Japan, from June 13 to 15, 2005.

Makoto MIZUTANI, Kazuyuki TSUCHIYA, Fumio TAKUMA, and Tadahiro OHASHI, Estimation of the Economic Benefits of Port Development on International Maritime Market by Partial Equilibrium Model and SCGE Model, the Eastern Asia Society for Transportation Studies: ISC,EASTS-Bangkok 05, The 6th EASTS Conference, from September 21 to 24, 2005.

(5)

社会的活動：

政策効果の分析システムに関する研究会委員(国土交通省国土交通政策研究所) (2001.4~)

交通安全対策推進委員会委員(青森県警察)(2005.7~)

弘前市都市計画道路検討委員会委員(弘前市)(2005.2~)

(6)

「地域間交通における運輸施設の効率的配置の関する基礎的研究」, H17年度 科学研究費補助金(若手研究(B))17730149)

石 黒 格

(1)

若年労働者の地元志向と県外志向を社会関係資本の負の効果として理解する

携帯電話のアドレス帳を用いて、パーソナル・ネットワークを測定する

規範的行動に対する、ネットワークとシステムの効果を検証する

(2)

論文：

村上史朗・石黒格 2005 謙遜の生起に対するコミュニケーション・ターゲットの効果 社会心理学研究第21巻第1号, pp.1-11

(3)

研究発表：

石黒格・村上史朗 2005 ターゲットとの関係性が自己卑下の自己呈示に及ぼす効果 日本社会心理学会第46回大会口頭発表 関西学院大学 9月25日

講演：

石黒格 2005 パーソナル・ネットワークにおける社会意識の一致とそのメカニズムの社会心理学的検討 日本進化学会公募シンポジウム「人間社会の進化：数理モデル研究の可能性と実証研究の関係」 東北大学 8月28日

(6)

科研費 17年3月末日まで若手研究(A)「態度・行動におよぼすネットワーク効果における認知・構造の効果の分離」(課題番号15683004)

ビジネスマネジメント講座

藤 田 正 一

(1)

コーポレート・ガバナンス, 公益事業の規制緩和

(2)

藤田正一「わが国の公益事業概念についての研究方法」『弘前大学大学院地域社会研究科年報』(弘前大学大学院地域社会研究科)第1号, 2005年1月25日, 1~29頁。

四 宮 俊 之

(1)

企業経営における提示、提案型での消費や需要の創出プロセスの解明

企業経営理念の地域性および国際性の歴史的交差に関する研究

(2)

論文：

四宮俊之「戦後日本の紙・パルプ産業での大企業と中小企業の競争と併存に関する経営史的考察(下)」『人文社会論叢(社会科学篇)』第13号、弘前大学人文学部、2005年2月、61 - 88頁。

その他：

四宮俊之「経営史学会第40回大会報告・統一論題」『経営史学』第39巻第4号、経営史学会、2005年3月、83 - 93頁。

(4)

出張講義：

青森県立八戸西高等学校「仕事としての経営」2005年1月26日。

(6)

中国陝西省、山東省 2005年9月11日～20日

(7)

「日本と中国におけるりんご産業の棲み分け戦略に関する基礎的調査研究」(研究代表者・黄孝春氏)

濱田 照久

(1)

経営福祉

新井 一夫

(1)

行動会計の研究

森 樹男

(1)

多国籍企業の海外子会社の経営、ビジネスモデルの研究

(2)

書評：

「高橋浩夫著『グローバル企業のトップマネジメント 本社の戦略的要件とグローバルリーダーの育成』」『世界経済評論』2005年8月号、pp.58-60.

(3)

研究発表：

「欧州における日系多国籍企業の海外子会社の強みに関する研究～アンケート調査の結果をもとに～」国際ビジネス研究学会第12回全国大会、2005年10月16日報告、於 広島市立大学

(4)

放送大学面接授業 「企業と国際化」2004年12月18日～19日

(5)

デンマーク王国ならびにスウェーデン王国 1月22日～29日 ビジネスモデルの調査

ベルギー王国 3月14日～21日 海外子会社の経営に関わる調査

アメリカ合衆国 5月31日～6月8日 NAFSA 出席(国際交流センター関連)と海外子会社の経営に関わる調査

(6)

科学研究費補助金：

若手研究B「日系多国籍企業において欧州の知を活用するための海外現地法人経営に関する研究」平成15年度～17年度(研究代表者 森樹男)

基盤研究(C)世界各国の中小・中堅企業にみる成功するビジネスモデルの発見と理論化(研究代表者 安室憲一、兵庫県立大学)平成16年度～17年度

中村 文彦

(1)

会計選択と国際会計

(2)

論文：

「会計選択と利益概念の関係」『会計』第168号第5巻，2005年11月。

(8)

学会：

弘前大学経済学会第30回大会(2005年11月20日)コーディネーター(司会兼コメンテーター)

経済システム講座

赤城国臣

(1)

環境の経済学，Keynes経済学の研究

(2)

論文：

「短期市場供給曲線の経済的背景」『弘前大学人文学部人文社会論叢 社会科学篇』13号，pp.115-120，2005年2月。

(8)

数量経済学研究会(h.17.5.12, h.17.7.21)

鈴木和雄

(1)

資本蓄積論，労働過程論

(2)

論文：

「労働移転 病院における経験」『人文社会論叢(社会科学篇)』(弘前大学人文学部紀要)第13号，2005年2月28日，121 - 149頁。

書評：

「平地一郎著『労働過程の構造分析 鉄鋼業の管理・労働・賃金』」『大原社会問題研究所雑誌』(法政大学大原社会問題研究所)第562・563号，2005年9月10日，70 - 73頁。

その他：

「図書館員と感情労働」『LISN』(キハラ株式会社)第124号，2005年9月，9 - 12頁。

(8)

弘前大学経済学会第30回大会(弘前大学経済学会)，2005年11月20日。

池田憲隆

(1)

近代日本における官営工業の実証的研究

(2)

論文：

池田憲隆「1880年代後半における再編海軍軍備拡張計画の展開 1886 - 90年 (上)」『人文社会論叢』(社会科学篇)第14号，2005年8月，63 - 74頁

(3)

研究発表：

池田憲隆「1880年代後半における海軍軍拡の構想と実施(1)」、製鐵所文書研究会、2005年3月9日、於；九州国際大学

池田憲隆「1880年代後半における海軍軍拡の構想と実施(2)」、製鐵所文書研究会、2005年9月7日、於；大丸別荘

講演：

池田憲隆「競争は日本社会を変えるか？」、中南部保育所(園)施設長研修、2005年2月18日、於；平賀アップルランド

(6)

科学研究費 平成17年度基盤研究B(1)「官営八幡製鐵所創立期の再検討」(分担)

(7)
製鐵所文書研究会

細 矢 浩 志

- (1) EU統合進展下の欧州自動車産業の変容に関する実証研究 戦後フランス自動車産業の発達に関する実証研究
- (2) 「EU東方拡大と中・東欧自動車産業の展開動向」『人文社会論叢(社会科学篇)』(弘前大学)第13号,2005年2月,151-173頁
「EU東方拡大と主要自動車メーカーの中・東欧戦略」『東北経済学会誌2004年度版』東北経済学会,2005年3月,12-16頁
- (3) 「EU東方拡大と主要自動車メーカーの中・東欧戦略」東北EU研究会,2005年1月6日:中央大学理工学部
「EU東方拡大と欧州自動車産業の生産分業ネットワーク形成」政治経済学・経済史学会・東北部会例会,2005年7月9-10日:沼尻勤労者保養センター(福島県)
「EU東方拡大と欧州自動車産業の生産分業ネットワーク形成」日本EU学会第26回研究大会,2005年11月12-13日:九州大学(箱崎文系キャンパス)
- (4) 集中講義:
山形大学人文学部「経済政策論(前期)」,2005年8月9日~12日

黄 孝 春

- (1) 中国の国有企業改革 りんごの生産と流通
- (3) 「株式市場における非流通株の形成について」中国経済学会学術研究会、2004年11月26日(東京経済大学)
- (5) 中国、2005年8月18日-9月20日。
韓国・中国、2005年10月23日-11月2日。
- (6) 科学研究費補助金基盤研究C(2)一般「中国の上場企業におけるマネジメント・バイアウト(MBO)に関する研究」
科学研究費補助金基盤研究B海外「日本と中国におけるりんご産業の棲み分け戦略に関する基礎的調査研究」

福 田 進 治

- (1) リカードの経済理論の研究
- (3) 研究発表:
大阪産業大学「古典派価値論の比較検討 スミス、リカード、スラッフア」、経済学史学会 第69回大会、2005年5月28日

小 谷 田 文 彦

- (1) 企業の多角化、研究開発投資、直接投資の経済学的分析

飯 島 裕 胤

- (1) 企業の事業困難時の貸手横並び行動と複数借入先の選択 新株予約権発行法制度の経済分析
- (2) 論文:
飯島裕胤「企業の事業困難時の貸手横並び行動と複数借入先の選択」2005年11月 掲載誌?

(3) 数量経済学研究会にて報告 日時場所？

(6) 新株予約権発行法制度の経済分析(科学研究費補助金・基盤研究(C)平成16, 17年度)

李 永 俊

(1) 労働市場における世代間対立 地域の雇用問題を考える 青森県を中心に
若年者就業状況と意識に関する調査研究 労働移動性向について

(2)

論文：

李永俊「青森県の労働市場の現状」『人文社会論叢』(社会科学篇)第13号、2005年2月、3 - 13頁

(3)

研究発表：

「北東北3県の雇用失業対策の検証と提案」李永俊・佐々木純一郎・紺屋博昭、2005年6月4日、日本経済学会2005年度春季大会、於京都産業大学

第1回弘前大学人文学部附属雇用政策研究センターフォーラム「青森県の労働市場の現状を考える」パネル報告、2005年9月2日、於青森市男女共同参画プラザ

第2回在日本中国朝鮮族国際シンポジウム2005「東北アジア地域統合に向けての市民交流ネットワークの構築 多民族多文化間の壁を越えた「アジア人」意識形成」、コメント、2005年11月13日、於目白大学

講演：

青年雇用Net第3回総会「青森県の労働市場の現状と課題」、2005年10月28日、於青森県労働組合連合会

2005 FMアップルウェーブりんご王国こうぎょカレッジ「身近な経済学」2005年10月9日(10月16日再放送)

(6)

文部科学省科学研究費補助金 若手研究(B)「労働市場における世代間対立 OLGモデルを用いて」

(7)

若年者就業状況と意識に関する調査研究 人文学部附属雇用政策研究センター内共同研究

労働移動性向について 人文学部附属雇用政策研究センター内共同研究

地域の雇用問題を考える 青森県の現状と課題 人文学部附属雇用政策研究センター内共同研究

公共政策講座

堀 内 健 志

(1)

権力分立 とくに「統治」・「執行権」 「憲法」概念 『国法学・序説』の執筆

(2)

著書：

堀内健志『公法1 第三版憲法』(信山社、2005年)1 - 390頁

堀内健志『公法2 新版行政法』(信山社、2005年)1 - 238頁

論文：

堀内健志「憲法が想定する人間像」『人文社会論叢(社会科学篇)』13号(弘前大学、2005年)245 - 265頁

堀内健志「法の支配」論と「法律による行政の原理」『人文社会論叢(社会科学篇)』14号(弘前大学、2005年)75 - 90頁

堀内健志「現代日本法における『立法』『統治』概念」『弘前大学地域社会研究科年報』1号(弘前大学、2005年)97 - 112頁

(4)

憲法(岩手大学)

行政法総論(秋田桂城短期大学)

行政法各論(秋田桂城短期大学)

行政法(八戸大学)

法学(弘前福祉短期大学)

村 松 恵 二

- (1) ヨーロッパ極右の政治思想
- (2) 「カトリック政治思想とファシズム」(創文社, 近刊)
- (6) 平成17年度科研費研究成果公開促進費

村 田 輝 夫

- (1) 高齢社会と債権担保(リバースモーゲージなど) 司法福祉と少年問題
- (2) 「司法制度改革と大学教育の課題 少年司法への連携を探る」『人文社会論叢』(社会科学篇)第13号
富井利安編集代表『環境・公害法の理論と実践(牛山積先生古希記念論文集)』(書評)
- (3) 「少年非行問題と大学教育の可能性 児童福祉、学校教育、少年司法と連携した新しい教養教育の構築と学生ボランティア」
日本司法福祉学会第6回大会 研究報告(於 キャンパスプラザ京都)
「臨床実習中の事故に関する法的責任及び医療機関等における個人情報保護」青森県立保健大学健康科学部研修講演(於 青森県立保健大学)
「第三者委員の役割と課題について」青森県運営適正化委員会平成17年度研修講演(於 八戸市総合福祉会館、県民福祉プラザ)
- (6) 「現代の青少年問題と大学教育の連携 その学際的可能性」(平成16年度弘前大学学術研究奨励基金助成金)

山 下 祐 介

- (1) 社会学(地域社会学・農村社会学・都市社会学・環境社会学・社会理論)
- (2) 「山村生活の変容とリスク対応 白神山地・過疎山村のフィールドから」2004年12月『地域防災研究論文集』, 第1巻, 79-84頁.
「尾太鉱山の近世と現代 展示会資料」『尾太鉱山の近世と現代 砂子瀬・川原平の生活文化記録集 第1号』砂川学習館(津軽ダム広報室), 23-65頁.
「リーダー生成過程としての選挙と地域づくりの展開 青森県A村を事例に」, 2005年2月『人文社会論叢』(社会科学篇), 第13号, 189-218頁, 弘前大学人文学部(山口恵子・蒔苗伸郎と共著).
「砂子瀬・川原平の歩み 人々の暮らしからたどる地域の歴史」, 2005年3月, 『砂子瀬・川原平の記憶 津軽ダム 西目屋地域生活文化調査報告書』, 53-135頁, 津軽ダム工事事務所・西目屋村.
「相馬村C集落の社会変動と家族」, 2005年3月, 『急速高齢化地域に関する学際的共同研究 近代化のスローモーションから先行する青森県津軽地域へ』, 平成13~16年度科学研究費補助金[基盤研究(BⅡ)](課題番号13490003)研究成果報告書, 研究代表者・丹野正(弘前大学大学院地域社会研究科), 89-105頁.
「急速高齢化の人口分析~青森県津軽地域の人口構成変容に注目して」, 2005年3月, 『急速高齢化地域に関する学際的共同研究 近代化のスローモーションから先行する青森県津軽地域へ』, 平成13~16年度科学研究費補助金[基盤研究(BⅡ)](課題番号13490003)研究成果報告書, 研究代表者・丹野正(弘前大学大学院地域社会研究科), 1-35頁.
「白神山麓の山村生活の変容 津軽ダム生没移転集落 砂子瀬・川原平の記憶」, 2005年6月, 弘前大学白神研究会編『白神研究』第2号, 42-49頁, 弘前大学出版会.
「山村集落の変容と流域社会 青森県岩木川上流・津軽ダム水没移転集落の記憶」2005年7月, 『社会学年報』, 第34号, 31-55頁, 東北社会学会.
「岩木川と津軽のくらし」, 2005年11月, 『津軽学』, 創刊号第1号, 60-63頁, 津軽に学ぶ会.

(3)

「パネルディスカッション 地域の防災ビジョン」,2005年3月1日,『津軽の水公開討論会』(コーディネーター),津軽の水公開討論会実行委員会主催,弘前駅前市民ホール.

「マタギの幻想と現実」,2005年6月19日,第31回環境社会学会セミナー,鱒ヶ沢町日本海交流拠点館.

「リーダー生成過程としての選挙と地域づくりの展開 (1)青森県A村におけるリーダー生成過程と地域づくりの展開」,2005年7月31日,第52回東北社会学会,宮城教育大学(山口恵子・蒔苗伸郎と共同発表).

「リーダー生成過程としての選挙と地域づくりの展開 (2)リーダー生成過程としての「選挙」と各社会層の動向」,2005年7月31日,第52回東北社会学会,宮城教育大学(山口恵子・蒔苗伸郎と共同発表).

「テーブルトーク 里川「岩木川」と地域の風土・文化・暮らしを考える」,2005年8月5日,『岩木川・川づくりフォーラム』,五所川原市・ふるさと交流圏民センター(オルテンシア),国土交通省青森河川国道事務所(赤坂憲雄・杉山陸子・富岡誠司).

「砂子瀬・川原平のあゆみ」,2005年8月7日,『砂子瀬・川原平の記憶 津軽ダム 西目屋地域生活文化調査報告書』発刊記念講演会,ホテルニューキャッスル,津軽ダム工事事務所・西目屋村.

「目屋のマタギ」,2005年8月19日~28日,砂川学習館第4回企画展(企画・作成担当)砂川学習館,津軽ダム工事事務所・西目屋村.

「砂子瀬川原平のマタギ」2005年8月21日,特別講演会「目屋マタギの足跡」砂川学習館体育館,津軽ダム工事事務所・西目屋村.

「阪神・淡路大震災から10年~災害とボランティア活動~」,2005年9月1日,弘前大学公開講座『災害についての危機意識をお持ちですか』,青森市中央市民センター,弘前大学・青森市教育委員会.

「パネルディスカッション 災害 その時あなたは?災害時に市民が果たすべき役割」,2005年9月26日,『地域防災フォーラム 市民が主役 災害に強いまちづくり』(パネリスト),弘前文化センター大ホール,アップルウェブ株式会社.

「奥目屋の古道」,2005年10月8日~23日,砂川学習館第5回企画展(企画・作成担当)砂川学習館.

「岩木川の現状と将来」,2005年10月21日,『水循環フォーラム』,青森県武道館,青森県農林部中南方農林水産事務所・西北地方農林水産事務所.

「急速高齢化の人口分析~青森県津軽地域の人口構成変容に注目して」,2005年11月12日,第53回日本村落研究学会,山梨県笛吹市石和名旅館.

(7)

流域社会研究会(名古屋大学、山口大学)

合併後の星と森のロマントピア・そうまを考える共同研究(相馬村、財団法人・星と森のロマントピアそうま)

鱒ヶ沢町マッチングファンド運営に関する共同研究(鱒ヶ沢町、NPO法人・グリーンエネルギー青森)

(8)

第31回環境社会学会セミナー(於鱒ヶ沢町)開催事務局(分担)

児山正史

(1)

行政改革の理論、地方自治体の評価

(2)

論文:

児山正史「NPM(新公共管理)の類型化」、『人文社会論叢(社会科学篇)』a、2005年2月、219-236頁

児山正史「NPM(新公共管理)の構成要素」、『人文社会論叢(社会科学篇)』a、2005年8月、91-116頁

(3)

講演:

アピアあおもり、「地方自治について」、あおもり女性大学基礎講座、2005年8月8日

紺屋博昭

(1)

労働契約法制における契約成立プロセスの問題分析

若年者就業支援行政の政策課題

企業における人材育成の責務および義務

社会福祉サービスにおける 中立的視点 と仲裁の必要性

学生を研究資源とする研究事業構築時の外部交渉技術

労働法研究者の休養保障システム あとなんでも

(2)

紀要論文：

紺屋博昭「県内新規学卒者1年目離職率を下げるための法技術 労働法学の観点から」『人文社会論叢(社会科学篇)第13号(2005年)』pp.25-35 2005年3月

研究報告書：

紺屋博昭「ジョブカフェ1年目の運営状況を探る(その1) 山口県若者就職支援センターYジョブサロンから」『ミニレター access_aomori』第201号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年3月

紺屋博昭「ジョブカフェ1年目の運営状況を探る(その2) サテライト運営はいかにあるべきか?弘前、むつ、久慈を訪ねて」『ミニレター access_aomori』第202号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年3月

紺屋博昭「ジョブカフェ1年目の運営状況を探る(その3) 行政組織の連携とは?千葉県のふたつの支援組織の意義を探る」『ミニレター access_aomori』第203号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年3月

紺屋博昭「ジョブカフェ1年目の運営状況を探る(その4) ジョブカフェぐんまに学ぶ自立的運営への手掛かり」『ミニレター access_aomori』第204号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年4月

紺屋博昭「人に手掛かりあり! 人材育成とサポートに賭ける3人 愛媛県若年者就職支援センター「ジョブカフェ愛work」をたずねて」『ミニレター access_aomori』第205号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年8月

紺屋博昭「大学にジョブカフェ? 山口県の若年者就業支援を見る」『ミニレター access_aomori』第206号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年9月

紺屋博昭「賑わいのない風景 ジョブカフェサテライトの一実態」『ミニレター access_aomori』第207号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年9月

紺屋博昭「キャリアカウンセリングプログラム」とは?(1) ジョブカフェしまねに見る学校教育へのアプローチ」『ミニレター access_aomori』第208号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年9月

紺屋博昭「経産省モデル事業ではないジョブカフェ 「ジョブカフェくまもと」の事業運営と今後の展開」『ミニレター access_aomori』第209号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年9月

紺屋博昭「なぜ一箇所にならないの? 福岡市天神の若年者就職支援体制を見る」『ミニレター access_aomori』第210号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年9月

紺屋博昭「ジョブカフェにおける職業紹介の可能性を探る(1) ジョブカフェぐんまのサテライトにおける取組み」『ミニレター access_aomori』第220号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年10月

紺屋博昭=横山彩子「ジョブカフェにおける職業紹介の可能性を探る(2) ジョブカフェぐんま高崎センターの実践から」『ミニレター access_aomori』第221号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年10月

紺屋博昭「ジョブカフェぐんまから何を学ぶ? 若者をジョブカフェ事業に参加させるには?」『ミニレター access_aomori』第222号(青森雇用・社会問題研究所、2005年)2005年10月

雑文：

紺屋博昭「私設研究所を作る」『東奥日報』2005年9月22日朝刊第4面

紺屋博昭「かばん持ちと人材育成」『東奥日報』2005年9月29日朝刊第4面

紺屋博昭「寝台列車への偏愛」『東奥日報』2005年10月6日朝刊第4面

紺屋博昭「働きかたの決めかた」『東奥日報』2005年10月13日朝刊第4面

かなり雑文：

紺屋博昭「想起と交錯、あるいはふたりの軌跡の出自」『青森雇用・社会問題研究所年報 2005』(2005年)pp.59-60 2005年5月

(3)

学会報告：

李永俊=佐々木純一郎=紺屋博昭「学会報告：北東北3県の雇用失業対策の検証と提案」(日本経済学会2005年度春季大会)2005年6月4日

研究発表：

紺屋博昭「内定者の悪評と内定取消の可否 オプトエレクトロニクス事件・東京地判 平16 6 23 労判877号24頁」(北海道大学労働判例研究会)2004年12月18日

紺屋博昭「労働契約法制の総合的検討 採用内定、試用期間、労働条件の明示」(北海道大学労働判例研究会)2005年10月22日

パネル報告：

紺屋博昭「青森県の雇用対策 その特徴と今後の方向性 へのコメント」(「青森県の労働市場の現状を考える」弘前大学人文学部附属雇用政策研究センター第1回センターフォーラム)2005年9月2日

ポスター発表：

紺屋博昭「青森県内外の雇用システムを解明し、改善策を提案する。 青森雇用・社会問題研究所 access_aomori とは？」
(産学官連携フェア in 八戸「見てみて、聞いてみて、触ってみて、弘前大学」(於八戸地域地場産業振興センター)における
青森雇用・社会問題研究所との共同発表)2005年9月1日

講演：

紺屋博昭「若年者、高齢者、障害者を含めた人材育成ビジョン」(青森県工業会第3回キラリ燦く職場作り研究会2004)2005年1月19日

紺屋博昭「労働契約の内容をどう決定し、どう実践すべきか? 21世紀労働法からのヒント」(青森県労働保険事務組合連
合会青森支部)2005年2月9日

紺屋博昭「新時代の雇用の法 労働審判制、労働契約法制ってなに?」(東北税理士会青森県支部連合会)2005年7月21日

紺屋博昭「個人情報保護法への対処 中小企業はどうすればいい?」(かさい社会保険労務士事務所)2005年9月12日

紺屋博昭「試して半年、育てて3年、さてどうなる?人材マネジメント総論 人材育成と法律学の知見を交えて」(青森県
工業会第1回キラリ燦く職場作り研究会2005)2005年9月28日

紺屋博昭「リタイア、欠員、休業 従業員の補充と人材育成プラン」(青森県工業会第2回キラリ燦く職場作り研究会
2005)2005年11月16日

(4)

放送大学青森学習センター「雇用と労働の法」(面接授業)2004年12月11日~12日

あおもり女性大学「実践講座」第6期 2005年4月~2006年1月

(6)

文部科学省科学研究費補助金：

紺屋博昭「労働市場法制/雇用政策法制の統制手法に関する構造解明」(H15-若手研究(A)課題番号15683002)2003年4
月~2006年3月

委任経理金：

紺屋博昭「若年者参加型ジョブカフェモデル事業 ジョブカフェあおもりの将来的運営に関する総合研究」財団法人21あ
おもり産業総合支援センター 2005年6月~2006年3月

紺屋博昭「県内大学を例にした学生の職業観育成のあり方 雇用システム理解の展開可能性と就業支援組織の形態」平成
17年度学術国際振興基金 2005年4月~2006年3月

(7)

「職場における従業員育成と雇用関係法令順守のノウハウ」(主催 社団法人青森県工業会、独立行政法人雇用・能力開発機
構青森センター)

「若年者就業支援行政の取り組み等に関する総合的研究」(青森雇用・社会問題研究所との共同研究)

「労働契約法の立法化を見据えた総合的研究」(北海道大学労働判例研究会との共同研究)

山口 恵子

(1)

都市の貧困に関する社会学的研究 都市の社会地区分析

中心 周縁における就業構造の変容に関する実証的研究

(2)

山口恵子「大都市における貧困の空間分布 1975 - 2000年におけるセグリゲーションの様態」『貧困と社会的排除 福祉社
会を蝕むもの』(岩田正美・西澤晃彦編著) 2005年2月、ミネルヴァ書房、147 - 167頁

(3)

山口恵子「現代都市における『下層労働市場』の再編」、2005年7月29日、つくしの会、於都市社会学研究所

山口恵子・山下祐介・蒔苗伸郎「リーダー生成過程としての選挙と地域づくりの展開(1) 青森県A村におけるリーダー生
成過程と地域づくりの展開」、2005年7月31日、第52回東北社会学会、於宮城教育大学

山口恵子「大都市における下層労働者・野宿者の再編 グローバリゼーションと空間管理の進行」、2005年9月24日、「グ
ローバリゼーションと地域社会の再編過程」に関する研究会、於フェリス学院大学

山口恵子「建設業と下層労働市場の変容」、2005年10月8日、山谷連続学習会、於山谷労働者福祉会館

山口恵子「野宿者をめぐる排除と抵抗(3) 東京圏における下層労働市場の再編」、2005年10月23日、第78回日本社会学会、
於法政大学

(6)

文部省科学研究費補助金「現代日本の建設産業における飯場型労働の構造と再編に関する社会学的研究」(研究代表)

文部省科学研究費補助金「現代日本における都市下層の動態に関する実証的研究」(研究分担)

文部省科学研究費補助金「周縁地域における近代との出会い」(研究分担)

(7)

「現代日本における都市下層の動態に関する実証的研究」都市下層研究会

「周縁地域における近代との出会い」弘前大学人文学部内教官

執筆者紹介

細 矢 浩 志 (経済政策・経済システム講座)

堀 内 健 志 (憲法学・公共政策講座)

綿 引 宣 道 (経営管理・ビジネスマネジメント講座)

編集委員 (五十音順)

委員長

足 立 孝

泉 谷 安 規

上 松 一

加 藤 恵 吉

香 取 薫

須 藤 弘 敏

羽 瀨 一 代

李 永 俊

人文社会論叢(社会科学篇)

第15号

2006年2月28日

編 集 社会連携委員会

発 行 弘前大学人文学部
036-8560 弘前市文京町一番地
<http://human.cc.hirosaki-u.ac.jp/>

印 刷 やまと印刷株式会社
036-8061 弘前市神田四・四・五

Studies in the Humanities

SOCIAL SCIENCES

Number 15

HOSOYA Hiroshi	EU Enlargement and the Strategies of the World Automobile Multinational Enterprises	1
HORIUCHI Takeshi	Note: Der Begriff "Regierung" in der deutschen Staatsrechtslehre (I)	19
WATAHIKI Nobumichi ...	Note: The Firms in Northern-Tohoku Region and University's Liaison Offices	39

Faculty of Humanities
Hirosaki University
Hirosaki, Japan